

令和 7 年 第 1 回 定例会 9 月 定例会議

中之条町議会会議録

令和 7 年 9 月 3 日 再開

令和 7 年 9 月 18 日 散会

中之条町議会

令和7年第1回中之条町議会定例会 9月 定例会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令 和 7 年 9 月 3 日								
招集の場所	中之条町役場 議事堂								
再開 日時	再開	令和7年9月3日午前9時30分							
	散会	令和7年9月3日午後3時34分							
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	
	1番	原沢 香司	応招	出席		9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	//	//		10番	関 常明	//	//
	3番	山本 修	//	//		11番	唐沢 清治	//	//
	4番	割田三喜男	//	//		12番	福田 弘明	//	//
	5番	山田みどり	//	//		13番	鶴持 秀喜	//	//
	6番	佐藤 力也	//	//		14番	小栗 芳雄	//	//
	7番	関 美香	//	//		15番	安原 賢一	//	//
会議録署名議員		10番 関 常明	11番 唐沢 清治	12番 福田 弘明					
職務のため出席した者 の氏名			事務局長	田村 深雪	書記	山田 和弥			
			議事書記	小板橋 千晶	書記	林 沙晶			
			議事書記	割田 祐太					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	飯塚 和子
	副町長	篠原 良春	観光商工課長	山本 嘉光
	教育長	山口 晓夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	企業課長	山田 秀樹
	防災安全課長	篠原 充	六合支所長	油井 文男
	税務課長	齊藤 泰典	会計管理者	安原 隆一
	地域共創課長	湯本 文雄	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	剣持 和美
	保健環境課長	小池 宏之	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議　事　日　程

第1号

(令和7年9月3日午前9時30分開議)

- 第1 会議録署名議員指名
- 第2 審議期間の決定
- 第3 議案第 1号 令和7年度中之条町一般会計補正予算（第4号）
議案第 2号 令和7年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第 3号 令和7年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第 4号 令和7年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第 5号 令和7年度中之条町上水道事業会計補正予算（第2号）
議案第 6号 令和7年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
議案第 7号 令和7年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 第4 議案第 8号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
議案第 9号 中之条町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について
議案第10号 中之条町農業近代化資金融通特別措置条例の一部改正について
議案第11号 中之条町総合農政推進資金融通措置条例の一部改正について
議案第12号 中之条町ふるさと公園たけやま施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
について
議案第13号 中之条町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定
める条例の一部改正について
議案第14号 中之条町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資
格基準に関する条例の一部改正について
議案第15号 中之条町下水道条例の一部を改正について
議案第16号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正について
- 第5 議案第17号 教育委員会委員の任命について
- 第6 議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第7 議案第19号 部分林設定に係る収益分取契約の一部解除について
- 第8 議案第20号 令和6年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について
認定第 1号 令和6年度中之条町歳入歳出決算認定について
認定第 2号 令和6年度中之条町事業会計決算認定について
- 第9 承認第 1号 専決処分の承認について
- 第10 報告第1号 令和6年度中之条町健全化判断比率の報告について
報告第2号 令和6年度中之条町公営企業資金不足比率の報告について

報告第3号 一般財団法人中之条電力の経営状況に関する書類の報告について

報告第4号 株式会社中之条パワーの経営状況に関する書類の報告について

第11 請願第1号、陳情第2号



◎ 再開前のあいさつ

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。

第1回定例会の再開に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに令和7年第1回中之条町議会定例会9月定例会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。

発言される方は、聞き取りやすくなるようにマイクの調整をお願いします。

傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり大きな声を出したりされると録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。傍聴者のみなさまにつきましても、体調管理のため、水分補給をお願いいたします。

ここで、諸般の報告を申し上げます。

まず、議員派遣について、お手元に配付した資料のとおり決定させていただきました。

次に、町長から指名競争入札執行報告書が、また令和6年度事務事業評価実施結果が提出されています。それぞれ事務局にありますので、御覧いただきたいと思います。

次に、8月27日には、吾妻広域町村圏振興整備組合議会第2回定例会及び吾妻環境施設組合議会第2回定例会が開催され、提出された議案を原案どおり可決しました。

また、産業建設常任委員会から視察研修報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

以上、諸般の報告といたします。

さて、本期定例会議には、補正予算から令和6年度決算認定など、重要案件が予定されています。慎重審議の上、適切な議決をお願いいたします。

この際、町長から挨拶を願います。

町長

○町長（外丸茂樹）みなさん、おはようございます。

本日は、令和7年第1回中之条町議会定例会9月定例会議の開催をお願いいたしましたところ、議員のみなさまにおかれましては参集を賜り、誠にありがとうございます。

9月に入りましたが、いまだに暑い日が続いております。報道でも災害級と言われており、この暑

さが米、野菜などの収穫に影響を及ぼすのではないかと危惧しているところでございます。

また、北海道など全国各地で熊による人的被害や農作物などへの被害が発生いたしております。当町においては、町民の安全を守るため、中之条町鳥獣被害対策実施隊の活動等を支援しているところでございます。

9月13日には第10回目となる中之条ビエンナーレが開催されます。町外からも多数来場されることが予想されますが、町民の皆様にも身近な会場を散策しながら、現代アートを楽しんでいただきたいと思っております。

来月には町制70周年、六合合併15周年記念事業として、10月13日に宝くじおしゃべり音楽館、10月19日には記念式典を開催をいたします。

引き続き、議員各位のご指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、今回の定例会議に上程させていただく案件は、一般会計、特別会計、事業会計の補正予算、条例の一部改正、人事案件を含む議案20件に加え、令和6年度決算認定、専決処分の承認、そして報告4件でございます。議員のみなさまにおかれましては、慎重審議を賜り、ご議決をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。

○ 開 議

○議長（安原賢一） ただいまの出席議員は15名です。

これより令和7年第1回中之条町議会定例会9月定例会議1日目の会議を開きます。

○ 会議録署名議員指名

○議長（安原賢一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、10番、関常明さん、11番、唐沢清治さん、12番、福田弘明さんを指名します。

○ 審議期間の決定

○議長（安原賢一） 日程第2、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今期定例会会議の審議期間は、別紙審議期間予定表のとおり本日から9月18日までの16日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一） 異議なしと認めます。

よって、9月定例会議の審議期間は、本日から9月18日までの16日間と決定しました。

○

- ◎ 議案第 1号 令和7年度中之条町一般会計補正予算（第4号）
- ◎ 議案第 2号 令和7年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- ◎ 議案第 3号 令和7年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 4号 令和7年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 5号 令和7年度中之条町上水道事業会計補正予算（第2号）
- ◎ 議案第 6号 令和7年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- ◎ 議案第 7号 令和7年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（安原賢一）日程第3、議案第1号から第7号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従いまして、議案第1号から議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和7年度中之条町一般会計補正予算（第4号）につきまして申し上げます。

令和7年度も半期が過ぎようとしているところであります、全国的に猛暑となり、県内においても40度に迫る記録的な暑さが続く中で、町でも熱中症の警戒に向けた取組として、メール配信や涼み処の利用などの周知を行っているところであります。

各地において線状降水帯による豪雨等による災害も発生しており、いつ大きな災害が発生してもおかしくなく、予断を許さない状況にあります。

このような中で、本年度執行していかなければならない事業につきましては着実に事業に着手しているところでありますが、施設における突発的な設備の故障や申請件数の増加に伴う補助事業など、早期に予算措置しなければならない事業が生じたため、今回補正をお願いするものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ9,805万9,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ111億6,213万5,000円といったいたしたものであります。

歳入では、使用料及び手数料19万5,000円、国庫支出金235万円、県支出金1,245万7,000円、諸収入4,394万1,000円、町債2,240万円を見込ませていただき、不足する財源につきましては、繰越金を充てさせていただきました。

次に、歳出でございますが、人件費につきましては、4月の人事異動等により不足が生じるところにつきましてのみ増額補正をさせていただいております。

それでは、各款ごとに主な内容につきまして申し上げます。

2款 総務費では、役場庁舎管理事業において、停電時に非常用電源が作動するまで補う非常灯用電源装置の老朽化により、電圧のばらつきが激しく、電解液比重も判定基準値以下となり、電解液消費量の増加も見られるため、役場庁舎が災害時の防災拠点であることから、蓄電に係る設備の修繕工事費をお願いするものであります。

公共交通対策事業では、デマンドバスに係る令和6年度実績に伴う補助金を計上させていただきました。

空家等対策事業では、不良住宅判定調査や空家外観調査に係る委託料及び空家対策補助金の増額を見込ませていただき、防災無線管理事業ではJアラート受信機の更新に伴う購入費をお願いするものでございます。

3款 民生費では、障害者補装具交付・修理事業において、高額な補装具の支給が増加したことにより、補装具の給付費の増額を、児童福祉事業では保育所の広域入所委託料の増額を見込ませていただきました。

4款 衛生費では、六合保健センター管理事業におきまして、高圧気中開閉器PASの更新や入り口自動ドアの修繕等に係る修繕料を見込ませていただきました。

6款 農林水産業費、1項農業費、認定農業者確保対策事業では、認定農業者の農機具等購入に係る補助金の増額を見込ませていただいております。

2項 林業費におきましては、有害鳥獣対策事業では、豚熱まん延防止対策事業に係る業務委託料をお願いするものでございます。

7款 商工費では、商工振興対策事業において、街路灯改修工事に係る補助金を計上させていただきました。

野反湖観光施設管理事業の工事請負費では、キャンプ場の配水池におけるろ過剤入替工事費の増額を、チャツボミゴケ公園管理事業につきましては、マイクロバス及び配水池の配管の修繕費をお願いするものであります。

ふるさと交流センターワンダーランド運営管理事業では、落雷による施設内のエアコンや足湯の電気ヒーターの修繕費用を、中之条ガーデンズ運営管理事業では、駐車場の増設を図りたいことから、土地の分筆登記に係る業務委託料、造成工事費及び用地の購入費用を見込ませていただきました。

8款 土木費では、町単独道路維持事業において、橋梁点検支障物の除去として、支障木の伐採などに係る委託料を計上させていただきました。

10款 教育費、小学校及び中学校運営管理事業事務局分では、GIGAスクールにおけるタブレットの端末の購入について、当初は2か年で更新を予定しておりましたが、費用面や同一機器対応等の関係で、单年度で更新を行いたいことから、備品購入費の増額をお願いしております。

六合中学校運営管理事業では、六合中学校休校記念誌作成に伴う印刷製本費を見込ませていただきました。

12款 諸支出金、六合簡易水道事業会計補助金では、保守点検に係る業務委託料や遠方監視装置の光回線化等に係る費用等について補助金を見込ませていただきました。

続きまして、議案第2号 令和7年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ110万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ17億6,969万2,000円といたしたいものでございます。

歳入では、3款 国庫支出金の子ども・子育て支援事業補助金の増額をお願いし、歳出では1款総務費において、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度への対応に伴うシステム改修業務委託料の増額をお願いしております。

議案第3号 令和7年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ264万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ3億1,664万円といたしたいものでございます。

補正の内容は、議案第2号の提案理由で申し上げた内容と同様であり、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度の施行に向けたシステム改修に対応するためのものであります。

歳入では、6款 国庫支出金の子ども・子育て支援事業補助金の増額をお願いし、歳出では1款総務費において、子ども・子育て支援金制度対応に伴うシステム改修業務委託料の増額をお願いいたします。

続きまして、議案第4号 令和7年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ1,995万2,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ20億95万2,000円といたしたいものでございます。

歳入では、8款 繰越金の増額をお願いし、歳出では1款 総務費において、会計年度任用職員の費用弁償の増額と3款 地域支援事業費の制度改正に伴う組替えをお願いしております。

また、5款 諸支出金につきましては、令和6年度の国庫負担金、県支出金、支払基金交付金の概算交付額が事業実績を上回ったため、その返還金をお願いするものでございます。

議案第5号 令和7年度中之条町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的支出における水道事業費用のうち、職員給与費を101万8,000円増額し、補正後の予算総額を2億5,306万円といたしたいものでございます。

次に、議案第6号 令和7年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的支出における水道事業費用のうち、職員給与費を67万9,000円増額し、補正後の予算総額を1億2,718万3,000円といたしたいものでございます。

議案第7号 令和7年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的収入及び支出における水道事業収益を427万9,000円増額し、収

入の総額を7,305万8,000円とし、水道事業費用を同じく427万9,000円増額し、支出の総額を7,337万9,000円といったいたしたいものでございます。

補正の内容といたしましては、消火栓の配管修繕に係る受託工事費、施設の落雷による修理費用、保守点検に係る委託料及び監視装置に係る更新費用を見込ませていただき、災害共済保険金の受入れ及び一般会計からの補助金を収益として計上させていただいております。

以上が今回お願ひいたします補正の主な内容であります、いずれも今年度執行していかなければならぬ重要な事業と考えておりますので、よろしくご審議をいただきたくお願いを申し上げ、議案第1号から議案第7号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いします。

議案第1号、総務課長

（議案第1号について、総務課長補足説明）

○議長（安原賢一）以上で補足説明を終わります。

日程第3として、ただいま審議中の議案第1号から第7号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。



- 議案第 8号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第 9号 中之条町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第10号 中之条町農業近代化資金融通特別措置条例の一部改正について
- 議案第11号 中之条町総合農政推進資金融通措置条例の一部改正について
- 議案第12号 中之条町ふるさと公園たけやま施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 中之条町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第14号 中之条町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 中之条町下水道条例の一部を改正について
- 議案第16号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正について

○議長（安原賢一）日程第4、議案第8号から第16号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第8号から議案第16号における町の条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第8号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

デジタル庁は、マイナンバーカードを医療費助成制度などの受給資格確認に利用を可能とするPMH事業を推進しておりますが、群馬県の福祉医療制度がこの事業へ参加することに伴い、市町村ごとに定めている福祉医療費の支給に関する条例につきまして一部改正を行いたいものでございます。

第2条中に、個人番号カードに関する定義を新設し、第6条中の医療機関窓口での受給資格の確認方法について、紙の受給資格者証を提示する方法に加えて、個人番号カードを用いて認定に関する情報を医療機関に提供する方法を追加いたします。

この改正により、マイナ保険証を利用する福祉医療受給者が、PMH対応医療機関受診時に、マイナンバーカードを受給資格者証として利用することができることとなります。

また、紙の受給資格者証を持参する手間が軽減し、紛失リスクや持参忘れによる再来院をする必要がなくなり、利便性向上につながることが期待をされております。

続きまして、議案第9号 中之条町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

中之条町地域包括支援センターは、合併前の旧中之条町と旧六合村の2か所に開設し、中之条町社会福祉協議会に業務委託しておりますが、人員につきまして、3種の専門職、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置することが法令で定められており、今のところ2か所とも人口に応じてこの基準を満たしております。

現在進行中の人口減少と高齢化の問題に対し、地域包括支援センターの役割は年々増大しており、国の政策も地域包括支援センターの機能強化を推進しておりますが、地方においては専門職の確保が課題となっており、さらに町においては、地理的要因から人員を減らすことも困難な状況になっております。

今般の介護保険法の改正によりまして、この基準が緩和され、中之条町介護保険運営審議会の審議を経て認められた場合、中之条地区と六合地区を併せて、3種の専門職を配置していれば、2か所とも基準を満たしているとみなすことができるというものです。

なお、中之条町では、現行において配置基準を満たしており、改正による影響はございません。

議案第10号 中之条町農業近代化資金金融通特別措置条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

農業者等が機械設備等を購入する際には、低金利で償還期間の長い資金として、農業近代化資金が利用され、この融資における借入者の利子負担を軽減するため、自治体等が利子額を補填しております。

町では、この農業近代化資金に対して、利子補給を昭和37年に条例を制定して実施しておりますが、現状に合わせて文言を整理し、利子補給に関する融資期間の対応を明記したいことから、一部改正を

行いたいものでございます。

また、ほかの自治体の状況や長期金利の上昇傾向を鑑み、利子補給率を1.5%以内から2%以内に引き上げ、農業者を支援したいものとなっております。

議案第11号 中之条町総合農政推進資金融通措置条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例につきましては、昭和52年に施行されておりますが、令和4年に総合農政利子負担軽減制度と名称変更され、群馬県の要綱の名称変更に伴いまして、条例名を統一し、文言の整理を行いたいことから、一部改正を行いたいものでございます。

総合農政利子負担軽減制度は、農業近代化資金等のベースとなる資金を、総合農政利子負担軽減制度によって、利子補給をさらに上乗せし、末端金利を下げ、農業者の負担を軽減するものでございます。

議案第12号 中之条町ふるさと公園たけやま施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

伊参地内にあります道の駅霧山たけやまの施設につきましては、地元のご理解をいただき、平成9年にそば打ち体験施設としてたけやま館を、平成10年にそばレストランとしてそば処けやきが建設されたところであります。

平成20年8月に、国土交通省より道の駅霧山たけやまとして登録をされ、遊具等を設置するなど、ふるさと公園たけやま整備事業として、嵩山周辺を一体的に整備し、ゴールデンウイークのにぎわいを通じて、地域の活性化に取り組んできたところでございます。

しかしながら、既に当初の建設から30年近くが経過しており、施設の老朽化に伴う修繕費や、利用者や売上げ減少により、運営状況は良好とは言えない状況が続いております。改善策等を検討し、一部実施しておりますが、なかなか決定打となるものがなく、苦慮しております。

つきましては、民間の知識や経験、能力を活用する指定管理者制度を導入し、より効果的・効率的な施設運営により、住民ニーズへの対応や行政コストの削減を図っていきたいことから、当施設を指定管理者による管理運営を可能となるよう、条例の一部改正を行いたいものでございます。

なお、伊参地区の代表者の方々には、道の駅霧山たけやまの現在の運営状況等を説明し、指定管理者制度導入につきましてもご理解をいただいております。

今後10月に指定管理者募集要項の公告を行い、応募者があった場合には応募事業者に説明を実施し、選定委員会により候補者を選定の後、議会においてご議決をお願いしたいと考えております。

議案第13号 中之条町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正が令和7年6月1日施行されたことに伴い、町条例の一部を改正したいものでございます。

議案第14号 中之条町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、上位法令であります水道法施行令の改正に伴い、資格基準の規定を見直すため、一部改正を行いたいものでございます。

続きまして、議案第15号 中之条町下水道条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、標準下水道条例の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、下水道排水設備工事責任技術者の専属の規定及び除外施設を設置する場合の水質基準の規定等を見直すため、一部改正を行いたいものでございます。

次に、議案第16号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

バイテック文化ホール内の旧吾妻広域町村圏振興整備組合事務所跡に整備を進めておりました健康増進施設を令和7年10月1日より運営を開始したいことから、施設の名称、所在地及び利用料等を定めるため、条例の一部改正をお願いしたいものでございます。

施設名称を「中之条トレーニング＆フィットネス」とし、使用料につきましては1時間当たり町民100円、町外者200円とさせていただきました。

新たな施設の整備により、健康づくりや体力づくりの推進につながるものと考えております。

以上、条例の制定及び一部改正における提案理由の説明でございます。ご審議をいただき、ご議決賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

日程第4として、ただいま審議中の議案第8号から第16号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

◎ 議案第17号 教育委員会委員の任命について

○議長（安原賢一）日程第5、議案第17号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第17号 教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、教育委員会委員の任命に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をいただきたくお願いするものでございます。

本年9月30日に奈良保宏氏が任期満了を迎ますが、同法第5条第2項の規定により、引き続き奈良氏を教育委員に任命いたしたいと考えております。

奈良氏は、令和5年に任期途中で退任された前任者の残任期間を勤める形で町の教育委員に就任され、数多い教育課題の解決、教育委員会の円滑な組織運営に対し、豊富な経験と知識を生かし、委員

としての責務を十分に果たしてこられました。このことから教育委員に再任するにふさわしい人物と考えております。

なお、再任となります奈良委員の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の定めるところにより4年となります。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

議案第17号 教育委員会委員の任命について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（安原賢一）日程第6、議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員として、高橋博氏にご活躍をいただいておりますが、令和7年9月27日をもって任期満了となります。

後任として、大字中之条町の桑原正氏を固定資産評価審査委員として選任いたしたくお願いするものであります。

桑原氏は、中之条町職員として長きにわたり税務部署において勤務されており、税に対して豊富な

知識と経験を有しております。

選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は令和7年9月28日から3年間となります。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第19号 部分林設定に係る収益分取契約の一部解除について

○議長（安原賢一）日程第7、議案第19号 部分林設定に係る収益分取契約の一部解除についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、12番、福田弘明さん、14番、小栗芳雄さんの退場を求めます。

（福田弘明議員、小栗芳雄議員退場）

○議長（安原賢一）町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）続きまして、議案第19号 部分林設定に係る収益分取契約の一部解除つきまして、提案理由の説明を申し上げます。

中之条町大字市城地内の町有地におきまして、平成30年6月定例議会において、部分林設定に係る収益分取契約の一部解除をご議決をいただき、採石事業が実施されておりますが、このたび事業実施をしております渋川市の会社から採石面積を拡大したい旨の計画が示されました。

この地域は、町と部分林組合とで部分林の設定がされている場所でございます。

採石面積の拡大計画に当たり、令和7年6月28日に地元である中之条地区第23区において説明会を実施いたしましたが、地元からは特に反対する意見等は出されませんでした。

以上を踏まえた上で、中之条町部分林管理委員会に、部分林地内の用途変更に伴う収益分取契約の

一部解除について諮詢したところ、「特段の意見なし」との答申をいただきました。

町といたしましても、採石はインフラ整備に必要不可欠の資材でありますので、同社に対し、町有地の使用面積の拡大を認めたいと考えております。

つきましては、中之条町部分林管理規則の規定によりまして、公用または公営事業のための解除でないことから、議会の議決が必要となっておりますので、収益分取契約の一部解除につきまして、ご議決をお願いするものでございます。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。1番、原沢さん

○1番（原沢香司）先日の全員協議会でこの計画の説明をいただいた際、予定地の所在が中之条町大字市城の「字横婦毛」というふうに説明いただいたように記憶しているのですけれども、本日の提案書では「字唐澤」となっているのですが、これはどちらが正しいでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）「横婦毛」でございます。「唐澤」のほうが違っていると思われますので……「横婦毛」でございます。すみません。ご訂正をお願いします。

○議長（安原賢一）大丈夫ですか。ほかに質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

議案第19号 部分林設定に係る収益分取契約の一部解除についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

12番、福田弘明さん、14番、小栗芳雄さんの入場を許可します。

（福田弘明議員、小栗芳雄議員入場）

-
- 議案第20号 令和6年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について
 - 認定第 1号 令和6年度中之条町歳入歳出決算認定について
 - 認定第 2号 令和6年度中之条町事業会計決算認定について

○議長（安原賢一）日程第8、議案第20号及び認定第1号、認定第2号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第20号 令和6年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

中之条町上水道事業会計では、利益剰余金3億3,046万8,043円のうち、1,500万円を減債積立金に、同じく1,500万円を建設改良積立金に、中之条町六合簡易水道事業会計では、利益剰余金200万6,643円のうち150万円を建設改良積立金に、中之条町下水道事業会計では、利益剰余金1億1,883万7,774円のうち6,883万7,774円を減債積立金に、5,000万円を建設改良積立金に、また中之条町農業集落排水事業会計では、利益剰余金1億2,245万6,640円のうち7,245万6,640円を減債積立金に、5,000万円を建設改良積立金として処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定によりご議決をお願いするものでございます。

それでは、日程に従いまして、認定第1号 令和6年度中之条町歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、四万へき地診療事業特別会計、介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計及び発電事業特別会計、以上7会計の決算書が会計管理者により調製され、送付を受けました。

また、去る7月25日、8月5日、8月6日及び20日の4日間にわたり、監査委員さんによる決算審査が行われ、その意見書を付して認定をお願いするものでございます。

一般会計の決算額では、歳入総額111億7,501万6,783円、歳出総額103億8,626万4,666円、差引残額は7億8,875万2,117円となりました。

なお、特別会計決算額につきましては補足説明の中で申し上げます。

令和6年度の日本経済は、33年ぶりの高い水準となる賃上げ、過去最大規模となる設備投資、過去最高を更新した企業収益、バブル期を取り戻した株価など、前向きな動きが随所に見られましたが、海外経済の変動や物価動向、地震、自然災害の影響など、不確実な要素を抱えております。

長年にわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、賃上げと投資が牽引する民需主導の自律的な成長型経済への移行ができるかどうか、日本経済はその分岐点にあります。

中之条町におきましては、物価高騰などにより町民生活や地域経済に直接影響を受けながらも、最少の経費で最大の成果を上げられるよう、経費の節減に努め、財政の健全化を図りました。

まちづくりビジョンを基本とし、新しい人口展望等を提示する人口ビジョン、時代の変化に順応する総合戦略により、町の特性を生かした持続可能なまちの実現に向けて、様々な施策に取り組んでまいりました。

また、未来戦略ミーティングを行い、これからの中之条町の未来を支える若い世代からの意見や提案など、有効的に町の施策に反映し、魅力あふれる持続的なまちづくりを目指し、事業を実施してま

いました。

このような状況下で、町における令和6年度一般会計決算額は、前年度より歳入、歳出とも減額となりました。

各会計とも差引き残額は翌年度への繰越金となります、一般会計では差引残額のうち7,729万4,000円を繰越明許費として繰り越しさせていただきました。

それでは、歳入からその概要につきましてご説明を申し上げます。

全体の収入金額は前年度を下回りました。まず、町税ですが、全体の収入額は前年度比で3.41%下回りました。町民税においては、定額減税が大きな要因となり、個人町民税が減額となりましたが、法人町民税においては、企業の所得の変動により増額となっております。

また、固定資産税では、令和6年度の評価替え年度に当たり、土地においては地価下落に伴い減額、家屋においては評価替えによる減価分が新增築分を上回り、減価償却資産においては、価格の大部分を占める大臣配分の減価償却により減額となりました。

国有資産等所在地市町村交付金は、発電所等の資産増加により増額となっております。

町税全体としての収入歩合は、現年度滞納繰越分を合わせて99.4%と、高水準を維持しております。

使用料では、日常生活の行動制限がなくなりましたが、観光施設等において使用料が前年度を下回っております。

国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対策、地方創生臨時交付金や放送ネットワーク整備支援事業費補助金などが令和5年度事業完了等により減額となり、国庫支出金全体としては、前年度と比べ減収となっております。

県支出金では、へき地診療所施設整備費補助金や林業・木材産業成長産業化促進対策補助金などの事業が令和5年度完了により減額となり、前年度を下回りました。

財産収入では、町有林内立木販売収入により前年度を上回りましたが、寄附金では、ふるさと思いやり寄附金の減収等により前年度を下回っております。

町債は、借入額が前年度を上回りました。借入れにおきましては、緊急防災・減債事業債、過疎対策事業債や臨時財政対策債など、後年度地方交付税措置対象となる有利な借入れの活用に努め、財政負担の軽減を図りました。

続いて、歳出について申し上げます。

最初に、総務費ですが、役場庁舎管理では、前年度に引き続き役場庁舎屋根防水改修工事、加えて冷却塔の更新工事を行い、庁舎の長寿命化を図りました。

防災対策では、引き続き地区防災計画の策定支援に取り組み、防災意識の普及や地域防災力の向上に努めた結果、6年度末において、町内74の行政区において策定することができました。

空き家対策では、改修費、解体補助金に加え、6年度より新たに家財道具等片づけ補助金を創設し、空き家対策、防犯対策を行いました。

情報化推進対策では、デジタル技術を活用した利便性の向上、業務の効率化及びセキュリティー対策を推進し、システム管理とネットワークの適切な維持管理のため、機器及び業務アプリケーションの導入や更新を行いました。また、行政手続のオンライン化等、行政サービスの向上と効率化に努めました。

人口減少対策では、移住定住相談窓口を設置し、移住希望者と地域をつなぐ移住・定住コーディネーターによる移住相談や現地案内等の対応に努めたほか、移住体験住宅の運営、住宅取得費の補助、空き家利活用による移住定住の促進を図りました。

未来ビジョン・総合戦略では、第2期中之条町人口ビジョン・総合戦略に基づき、令和5年度中に実施された事業につきましては、外部有識者によるまち・ひと・しごと創生有識者会議を開催し、効果検証を行い、新たな中之条町人口ビジョンと第3期となる中之条町デジタル田園都市構想総合戦略の策定を行いました。

そして、次期総合戦略の策定などに向け、町民意識の調査や未来戦略ミーティングの実施など、町民ニーズを把握する事業を実施をいたしました。

民生費では、地域生活支援対策として、移動困難者タクシー助成事業によるタクシー券の交付や高齢者買物支援バスの運行、宅配事業者による個別宅配を行い、地域生活における交通弱者の支援を行いました。

町発展にご尽力をいただいた75歳以上の方々に、長年にわたるご労苦に対し感謝の意を表し、長寿のお祝い、慶朗会を開催し、記念品として商品券を配付するとともに、高齢者慶祝事業として高齢者慶祝金を交付をいたしました。

子育て支援では、次世代の社会を担う子どもの誕生を祝福し、出産祝金を支給するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳児おむつ等購入費助成を行い、小中学校へ入学する児童生徒へ入学祝金、翌年度小中学、高校等に入学を予定している児童生徒等の保護者へ入学準備応援品等の支給を行いました。

また、物価高騰による家計への負担増を踏まえ、物価高騰対応重点支援、低所得世帯支援給付金給付事業を実施し、低所得世帯への支給をするとともに、高校生世代までの児童生徒を養育する父母等に子ども加算を支給し、支援を行いました。

経済的支援に合わせて、子育て応援サイトの充実を図り、子育て情報の活用促進を図りました。

放課後児童の健全育成対策として、学童保育事業者に運営費補助金を交付し、放課後の児童の安全確保及び健全育成を図り世代間交流館や子育て広場の運営管理を行い、遊び場、世代間交流の場を提供し、保護者同士の情報交換の場所づくりにも努めました。

衛生費では、町民の健康づくり推進と生活環境の向上を図るため、各種事業に取り組みました。

予防費では、結核検診や乳幼児、学童に対する予防接種のほか、子宮頸がん、高齢者インフルエンザや高齢者肺炎球菌などの予防接種を行い、定期予防接種対象外の方が予防接種を受けた際の費用に

補助金を交付し、町民の疾病予防に努めました。

さらに、50歳以上で帯状疱疹の予防接種を希望する町民に対して、接種費用の一部を助成し、罹患した場合の重症化を防ぐ事業を引き続き行いました。

母子衛生費では、妊婦から乳幼児、その家族に対して、きめ細やかな検診、相談、指導を実施するとともに、各種補助金により、妊娠、出産に対する経済的支援を図りました。

産後ケア事業に加え、新たに産前、産後のヘルパー派遣の業務委託事業を開始し、より一層の充実を図りました。また、子育て世代包括支援センターにおける相談体制を整え、安心して出産し、子育てできる環境づくりに努めました。

健康増進費では、健康教育、相談、健康診査、訪問指導を実施するとともに、がん検診個人負担の無料化等の受診推進により、がん等の予防、早期発見を図りました。

環境衛生面では、熱中症対策として、引き続き高齢者に対するエアコンの設置費の一部を助成し、生活環境整備を図りました。

農林水産業費では、農業振興として、新規就農者に対し、補助事業を活用しての規模拡大、生産効率の向上を支援する等、新規就農者の農業経営の安定を図りました。農業の担い手である認定農業者の確保対策のため、農機具等購入等補助事業を行い、農業経営の安定的な発展を支援をいたしました。

また、おいしい米づくり支援事業や都市部の高校生に農業体験をしてもらう高校生インターン事業を行い、担い手育成や地域の産業振興への取組を実施をいたしました。

山村振興対策では、中山間地域等直接支払い事業、多面的機能支払交付金事業により、農業、農村が持つ国土保全や水源涵養など、多面的機能の維持発揮のための取組を支援をいたしました。

林業振興対策として、町産木材が流通する場所、森林、林業、自然環境を学ぶ場所として中之条町木材活用センターを運営し、森林環境への理解や木材の流通を支援をいたしました。

商工費では、町のにぎわい創出のため、引き続き空き店舗を活用した起業者へ出店支援助成や事業所開設、雇用促進のための起業支援を行い、産業振興の活性化を図りました。

また、住宅リフォームや事業継続に対する助成を行い、町内業者の育成と経済の活性化を図りました。

中之条ガーデンズの運営管理事業では、さらなる集客を図るため、積極的なPRを行うとともに、ローズガーデンフェアなど、各種イベントを実施いたしました。ローズガーデンフェア期間中にブルガリア友好フェアを開催し、6月にはブルガリア大使をお招きしての植樹祭を執り行い、大使館員による講演会も併せて実施し、文化交流をさらに高めることができました。

花楽の里運営事業においては、ドライフラワーの生産、販売を強化し、集客を図りました。

また、地域おこし協力隊が、中之条ガーデンズ、花楽の里において、花のまちづくり推進活動を行い、情報発信や植栽整備などを行いました。

土木費では、住民からの要望による身近な生活道路の補修や修繕に努めるとともに、橋梁長寿命化

修繕計画やトンネル長寿命化修繕計画に基づき、橋梁やトンネルの点検や改修に取り組み、安全で安心して通行できる道路環境の整備に努めました。

都市公園管理においては、遊具等の保守点検、修繕を行い、施設の健全な管理に努め、また新たに駅南河川敷に小型犬専用ドッグランの整備を行い、地域住民の交流の場の充実を図りました。

消防費では、消防整備計画に基づき、消防ポンプ車の更新を繰越事業として行い、新たに防火水槽1基を設置し、消防力の向上を図りました。

教育費では、地域の特性を生かした魅力ある教育活動と創意工夫のある主体的な教育活動が展開される学校を目指し、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めました。

英語力の向上対策として、中学生に対して英語検定受検料を補助し、さらに国際的な人材育成を目指して高校生世代へも補助を継続して行い、英語力のさらなる向上を目指しました。

また、心の相談事業においては、中之条小学校の心の相談員の配置時間を延長したほか、学校復帰や社会的自立を支援する適応指導教室、現在の教育支援センター「虹」の指導員を4名に拡充するなど、様々な困り感や悩み事などを抱える子ども達に寄り添った支援や指導に努めてまいりました。

また、日本語サポート教室「未来」を継続して開設し、日本語指導や学びの支援を行いました。

施設管理では、中之条小学校の体育館にガスヒートポンプ式エアコンを設置し、大規模災害発生時の避難所として環境整備を行うとともに、平時には児童等が活動する際の健康対策として活用できるよう、施設機能の向上を図りました。

社会教育面では、町の生涯学習の拠点であるツインプラザの図書館棟、学習棟の外壁及び屋根改修工事を行い、施設の経年劣化に対する適切な管理に努めました。

文化財保護関係では、指定文化財の維持や修繕に努めるとともに、引き続き東谷風穴1号風穴解体工事を行い、併せて風穴の発掘調査、石材実測、建屋部分実測等を行いました。

修理修景事業として、赤岩重伝建地区内において、湯本家住宅主屋改修工事を繰越事業で実施し、歴史的風致の維持向上を図りました。

社会体育関係では、総合体育館の大屋根塗装工事により、施設の長寿命化を図るなど、適切な施設管理に努めました。

また、第10回まちなか5時間リレーマラソンを過去最大の参加チームで開催し、交流人口の増加とスポーツツーリズムを推進を図りました。

以上、令和6年度中之条町一般会計歳入歳出決算における提案理由の説明とさせていただきます。

なお、特別会計歳入歳出決算につきましては、冒頭申し上げたとおり、後ほど会計管理者が行う補足説明をもって提案理由とさせていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、認定第2号 令和6年度中之条町事業会計決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、令和6年度中之条町自動車教習所事業決算につきまして申し上げます。

令和6年度は、入所者数が前年より58名減少し、事業収益8,551万9円、事業費8,951万7,680円となり、400万7,671円の経常損失が生じました。

近隣の教習所が吾妻地区の教習生を特別安い料金で受け入れし、当初見込んでおりました入所者数が大幅に減少してしまったことが経常損失の大きな要因の一つと考えております。

また、資本的収入及び支出はありませんでした。

欠損金の処理につきましては、翌年度へ繰り越したいと考えております。

以上、決算の概要ですが、経営環境は厳しい状況であります。今後も地域住民の要望に応えるため、企業努力を重ね、公営企業としての責任を果たしてまいりたいと思っております。

なお、本決算につきましては、8月5日に開催されました自動車教習所運営委員会においてご審議をいただきましたことを申し添えさせていただきます。

続きまして、令和6年度中之条町上水道事業会計決算につきまして説明を申し上げます。

水道は、日常生活に欠くことのできない重要なライフラインであります。このため、安心安全な水を安定的に供給できますよう、施設の整備や改善を実施しながら管理運営を行ってまいりました。

加入件数は前年度より37件増加して6,687件となり、年間の給水量は前年度に比べ2万6,195立方メートル減少し、121万3,996立方メートルとなりました。

建設関係では、下沢渡地内連絡管布設工事、市城地内老朽管布設替工事、送水管布設工事等を実施をいたしました。

また、経理関係では、事業総体収支の収益が2億3,588万8,344円、費用が2億585万8,915円となり、本年度の経常利益は3,002万9,429円となりました。

施設の投資事業であります資本的収支につきましては、支出額7,877万3,716円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金をもって補填をいたしました。

また、企業債及び一時借入金の概要といたしまして、平成20年度以降は企業債、一時借入金と共に新規の借入れはなく、3,316万7,716円を償還いたしましたので、期末未償還残高は1億3,731万3,553円となっております。

次に、中之条町簡易水道事業会計決算につきまして説明を申し上げます。

加入件数は、前年度と変化なく、1,702件となり、年間の給水量は54万4,015立方メートルで、前年度に比べて1万6,669立方メートル減少いたしました。

建設関係では、岩本簡易水道配水管布設替工事、沢渡簡易水道、有笠浄水場ろ過器更新工事等を実施をいたしました。

経理関係では、事業総体収入の収益が1億980万3,007円、費用が1億1,275万9,704円で、差引き295万6,697円の経常損失を計上し、前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額をもって補

填いたしました。

資本的収支につきましては、収入が5,835万5,924円、支出額が1億398万9,347円となり、差引き収入不足額が4,563万3,423円となりました。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金をもって補填をいたしました。

また、企業債及び一時借入金の概要といたしまして、過疎対策事業債966万円の新規借入れを行い、2,531万1,847円を償還いたしましたので、期末未償還残高は1億21万3,695円となりました。

次に、中之条町六合簡易水道事業決算につきまして説明を申し上げます。

加入件数は、前年度から1件減の815件となり、年間の給水量は10万4,610立方メートルで、前年度に比べ4,022立方メートル減少いたしました。

建設関係では、南部簡易水道及び世立簡易水道の配水管布設替工事を実施をいたしました。

また、経理関係では、事業総体収支の収益が5,717万6,401円、費用が5,414万5,436円で、差引き303万965円の経常利益を計上いたしました。

資本的収支につきましては、収入額が1,466万9,000円、支出額が1,968万168円となり、差引き収入不足額が501万1,168円となりました。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、公営企業会計適用前年度からの引継ぎ金を持って補填をいたしました。

続きまして、中之条町下水道事業会計決算につきまして説明を申し上げます。

下水道は、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に資する重要な公共施設であります。このため、施設の整備や改善を実施しながら管理運営を行ってまいりました。

水洗化人口は、前年度より62人増加して7,720人となり、年間の有収水量は前年度に比べて1万863立方メートル減少し、116万6,199立方メートルとなりました。

建設関係では、伊勢町地内中之条浄化センターの紫外線滅菌装置更新工事を実施をいたしました。

また、経理関係では、事業総体収支の収益が5億5,963万5,819円、費用が4億2,794万6,590円となり、本年度の経常利益は1億3,168万9,229円となりました。

資本的収支につきましては、収入額が2億7,700万9,700円、支出額が3億6,399万8,993円となり、差引き収入不足額が8,698万293円となりました。この不足額につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分利益剰余金をもって補填をいたしました。

また、企業債及び一時借入金の概要といたしまして、財政融資資金及び資本費平準化債8,822万円の新規借入れを行い、3億514万8,993円を償還いたしましたので、期末未償還残高は29億4,743万5,895円となりました。

令和6年度中之条町農業集落排水事業決算につきまして説明を申し上げます。

水洗化人口は、前年度より63人減少して3,128人となり、年間の有収水量は、前年度に比べて6,120立方メートル減少し、29万8,183立方メートルとなりました。

建設改良工事につきましては実施をしておりません。

経理関係では、事業総体収支の収益が3億2,429万9,393円、費用が2億184万2,753円となり、本年度の経常利益は1億2,245万6,640円となりました。

資本的収支につきましては、収入が1億6,392万4,000円、支出額が2億2,787万8,205円となり、差引き収入不足額が6,395万4,205円となりました。この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分利益剰余金をもって補填をいたしました。

また、企業債及び一時借入金の概要といたしまして、資本費平準化債5,000万円の新規借入れを行い、2億2,787万8,205円を償還いたしましたので、期末未償還残高は12億3,594万8,948円となりました。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）説明の途中ですが、ここで暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

（休憩　自午前10時56分　至午前11時09分）

○議長（安原賢一）再開します。

○

◎ 発言の訂正

○議長（安原賢一）ここで、町長より議案第19号の議案書の訂正の申出がありましたので、町長、お願ひします。

○町長（外丸茂樹）先ほど提案理由の説明の中で、議案第19号、部分林の関係ですけれども、所在地が、再度確認ですけれども、「唐澤」ではなく、「横婦毛」でございます。あわせて、番地「1556番地1」の次にあります「1林班う小班」ですか、これは削除していただきてご訂正をお願いしたいと思うのですが、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（安原賢一）続いて、補足の説明をお願いいたします。

認定第1号、会計管理者

（認定第1号について、会計管理者補足説明）

○議長（安原賢一）補足説明の途中ですが、暫時休憩とします。再開を1時とします。お願ひします。

（休憩　自午後零時01分　至午後1時00分）

○議長（安原賢一）再開します。

○

○議長（安原賢一）続けて、会計管理者より補足の説明をお願いいたします。会計管理者

（認定第1号について、会計管理者補足説明）

○議長（安原賢一）以上で補足説明を終わります。

本日は、山本恒夫代表監査委員に出席いただいております。山本代表監査委員から一般会計並びに特別会計の決算監査を終えての講評等の発言をお願いいたします。

○代表監査委員（山本恒夫）代表監査委員の山本恒夫です。

議長からご指名をいただきましたので、令和6年度一般会計、特別会計の歳入歳出に対する決算審査の監査委員講評を申し上げます。

それでは、提出した意見書に沿って申し上げます。

審査の方法、結果につきましては、関係法令の規定に従って、正確な会計記録に基づいて作成されているか、予算の執行が適正に行われているか、補助金等が目的に沿って適正に運用されているか、決算の計数が正確であるか等について、決算書並びに関係諸帳簿等を照合するとともに、関係職員の説明と必要な書類の提出を求め、定期監査、例月出納検査及び財政援助団体監査等の結果を踏まえ、財務事務及び事業の管理並びに町事務の執行について、常に公正不偏の態度をもって監査の基準に準拠して実施しました。

その結果、全般的に計数的な非違は認められず、予定された事業も令和7年度へ繰り越された事業を除いては円滑に執行されており、各会計の決算は正確かつ適正に処理されていくことを確認しました。

政府は、これまで経済、財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針で示された新経済・財政再生計画の枠組みの下、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することにより、経済と財政の一体的な再生に向けた取組を進めてきました。

こうした取組の下、日本経済はコロナ禍による落ち込みから回復し、33年ぶりの高水準の賃上げ、最高水準の企業の設備投資などにより成長型の経済を実現させる機会を迎えており、基本方針2024では経済・財政新生計画を定め、成長型の新たな経済ステージへの移行を目指し、持続可能な経済社会の実現に向けて、経済再生と財政健全化の両立を図るため、潜在成長率の引上げと社会課題の解決に重点を置き、中長期的な視点を重視した経済財政運営に取り組むとしました。

そして、今年6月に閣議決定された骨太方針2025では、これまでの新しい資本主義の実現に向けた取組によって、30年続いたコスト型経済は終えんを迎えつつ、5%を上回る賃上げが2年連続して実現をし、賃上げこそが成長戦略の要との考え方立ち、最低賃金の引上げを含み、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現するとしています。

しかし、33年ぶりに5%以上の賃上げが実現したところで、実質賃金は3年連続でマイナスとなり、本年は5か月連続でマイナスとなっています。令和6年度の日本経済を象徴する事柄は、各地で米不足が発生し、それに伴い価格の高騰が進み、政府が備蓄米を放出し、今でも価格高騰抑制の政策が続いていること、物価高騰への経済対策が求められています。

世界情勢では、ロシアとウクライナの停戦合意が図れず、中東情勢も攻撃の応酬が続き、またトルコの関税では世界が振り回されるなど、先々不安定であることは変わりなく、燃料費や電気料の値上げなどに影響を受け続けています。

世界経済、国内経済とともに先行きは不透明のままであります、各自治体に求められるのは地方創

生の理念に基づき、地域の実情を踏まえた施策を推進することであると考えられます。

本町では、物価高騰に対する経済政策として独自の支援策を実施するなど、町民の安心安全の確保に向けた政策の展開が確認できました。

先行きの見えない経済状況の中、急速に進展する人口減少社会への対応、子育て支援や高齢化対策、老朽化した公有財産の管理も今後の自治体の大きな財政負担となるものと思います。加えて、喫緊の対策として、インフラの整備更新、そして異常気象による大災害をもたらす近年の環境変化に対する備えなど、行政の課題は山積しています。本町では、こうした行財政課題に備え、地方債残額の積極的な圧縮と後年度以降に交付税措置される有利な地方債の活用に努めるとともに、財政調整基金等の積立てにも積極的に取り組み、今年度負担の軽減を図り、財政の健全化に努めていることがうかがわれます。

また、未来戦略ミーティングから発せられた意見を基に、農地の荒廃化抑制のための補助事業を制定するなど、共創のまちづくりの理念の下、独創的な事業展開に力を注ぎ、移住者や交流人口の増加による地域の活性化に努め、中之条ガーデンズや花楽の里、チャツボミゴケ、芳ヶ平、旧太子駅など、地域資源の活用と併せ、税の徴収率の向上に努め、医療費の圧縮等のための健康づくり事業の実施など、一定の成果を上げていることが確認できました。これから自治体における行政運営は、急速に進むDXへの対応、将来の人口構造の変化に対応した持続可能な地方行政制度を構築するために、自治体の行政はさらに多様化し、厳しい状況になると予想されますが、豊富な地域資源を活用して、さらに地域活性化が図られることを期待するものであり、今後も県内町村をリードする自治体としての自負を持って行政に努められるよう希望するところであります。

それでは、一般会計の決算ですが、歳入総額は111億7,501万6,783円で、前年度比99.12%、9,909万3,495円の減少がありました。

主立った項目を申し上げますと、町税では20億1,161万円で、前年度比7,109万円の減少がありました。要因としては、個人町民税が人口減少、物価高騰への経済対策の定額減税の影響等により5,860万円減少し、固定資産税でも償却資産において、価格の大部分を占める大臣配分の原価償却により減額となり、全体では2,409万円の減額となりました。

地方交付税は44億8,586万円で、前年度比2億9,737万円の増加がありました。今後も行政執行の工夫等による町づくりに期待するものであります。

国庫支出金では7億2,025万円で、前年度比1億8,579万円の減少がありました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や六合地区ケーブルテレビ光化への補助金が事業完了により減額されたことが大きな要因がありました。

県支出金では5億2,311万円で、前年度比2,758万円の減少がありました。木材活用センター事業や六合診療所建設等に係る補助金の減額が要因となっています。

寄附金は2億504万円で、前年度比2,092万円の減少がありました。ふるさと思いやり寄附金が2億

408万円で、対前年1,776万円の減額、一般寄附金で対前年346万円の減額となったものがありました。

町債は7億2,972万円で、前年度比2,862万円の増加がありました。これは、中之条小、中学校体育館のGHP設置に係る緊急防災・減債債が影響しており、総じて後年度以降に交付税措置のある地方債の活用に努める中、必要最小限の起債とし、後年の財政負担を考慮して取り組んでいることが確認できました。

次に、歳出ですが、歳出総額は103億8,626万4,666円で、前年度比98.72%、1億3,464万8,274円の減少となりました。

主立った項目を申し上げますと、2款 総務費ですが、18億2,423万円で、前年度比1億5,878万円の減少がありました。要因としては、六合地区における光ケーブル網の整備が前年度で完了したことが主なものとして挙げられます。

3款 民生費ですが、25億2,207万円で、前年度比5,111万円の減少がありました。要因としては、国の施策である低所得世帯支援給付金給付事業の減額が挙げられます。

移動困難者対策として取り組んでいるタクシー助成事業の充実、障害者自立支援や老人福祉費で、支出も依然高い水準を維持しており、障害のある方や老人福祉施策に取り組む姿勢が感じられます。高齢者や児童、子育て世代が安心感を持って地域で生活できるよう、多様な施策に取り組む姿勢が確認できました。

4款 衛生費では、7億593万円で、対前年比1億6,823万円の減少となりました。予防費の集団接種による新型コロナワクチン接種が終了したことや六合診療所が前年度に完成したことが減少要因として挙げられます。住民の健康づくりの推進と生活環境の向上のため、事業執行はなされており、後期高齢者を対象とした健診の実施や人間ドックの助成、個人負担を無料としたがん検診を実施し、受診率の向上を目指すなど、町民の健康増進に努めており、町民の疾病を予防し、健やかな生活を送るための施策の充実が図られていくことを確認しました。

6款 農林水産業費ですが、5億747万円で、前年度比3億5,341万円減少しました。木材活用センター建設事業に係る経費の減少や中之条ガーデンズ、花楽の里に係る事業費が商工費に移ったことが挙げられます。

7款 商工費では、6億2,996万円で、前年度比1億3,895万円増額となりました。温泉や観光施設の充実が主軸となり、温泉郷クラフトシアターを開催したり、中之条ガーデンズでは新メニューの開発、多目的施設のバーベキュー棟としての貸出しを開始し、また花楽の里では六合の花を使用したドライフラワーの生産、販売に力を入れるなど、多種多様な事業展開により、交流人口の確保に努めていくことがうかがえました。

10款 教育費では、児童の健康対策として、体育館にGHPを設置し、大規模災害発生時の避難所として機能の充実を図っています。

総じて、歳入では前年度と比較すると、町税、国庫支出金、県支出金、寄附金が大きく減少してい

ます。これらは、減税や新型コロナ対策など、国の施策による事業や施設建設への補助金の事業完了に伴う減額が主な要因であり、歳出での事業費の減額を伴うものであります。

地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、財産収入、諸収入は増額しており、計上の一般財源については、各事業に対する財源を的確に推計し、確保しております。

また、歳出においては、多くの項目について減額となっていますが、新型コロナ関連の補助対象事業の減少や木材活用センターや六合診療所の完成によるものであり、教育費において中之条小学校体育館へのGHP設置など、住民生活に直結する災害対策や社会インフラの整備、また町のイメージアップと交流人口の増加に伴う地域経済の活性化につながる施策やイベント等の事業が展開され、効果を上げたものと思います。施設や橋梁についても、機能強化や長寿命化に向けた整備を行うとともに、地域防災計画の策定を支援し、近年多発する線状降水帯による豪雨災害など、自然災害に対する防災意識の維持、高揚に努めていることがうかがえます。また、子育て支援など福祉の増進と健康増進のための施策の充実、教育環境等の整備にも積極的に取り組むなど、幅広い分野で積極的な施策を展開しています。

一方で、各種基金の確保、起債の抑制にも努め、財政健全化の推進に関しても成果が上げられたものと感じています。

結果、令和6年度においては、翌年度繰越事業費2億2,124万円を除くと、予算執行率は97.27%となっており、適切な行財政運営がなされたものと思います。

各特別会計では、それぞれの事業目的の達成に向けて事業を実施しており、各会計とも実質収支等の実績からも健全な運営がなされているものと判断します。今後も引き続き健全な特別会計の事業運営を期待するものであります。

以上、総体的な意見を述べましたが、町長、議会をはじめ、関係職員のみなさまのご努力に感謝と敬意を表し、さらなる町の発展をご期待申し上げまして、令和6年度中之条町一般会計及び特別会計に対する決算審査の講評といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。ご着席ください。

続いて、認定第2号の補足の説明をお願いします。初めに、自動車教習所長

（認定第2号について、自動車教習所長補足説明）

○議長（安原賢一）続いて、企業課長、お願いします。

（認定第2号について、企業課長補足説明）

○議長（安原賢一）続いて、六合振興課長

（認定第2号について、六合振興課長補足説明）

○議長（安原賢一）続いて、企業課長、お願いします。

（認定第2号について、企業課長補足説明）

○議長（安原賢一）補足の説明が終わりました。

ここで、山本代表監査委員から事業会計の決算監査を終えての講評等の発言をご登壇の上、お願いいたします。山本代表監査委員、お願いします。

○代表監査委員（山本恒夫）それでは、令和6年度中之条町公営企業会計決算審査の監査委員講評を申し上げます。

提出した意見書に沿って申し上げます。

審査の方法、結果につきましては、一般会計決算審査と同様、関係法令の規定に従って、計数の正確性、予算の執行及び事務処理の適正性、効率性等について、関係諸帳簿等と照合するとともに、書類の提出を求め、財務事務及び事業の管理、町事務の執行について関係職員から説明を受けました。監査に際しては、常に公正不偏の態度で、監査の基準に準拠して、定期監査や例月出納検査の実施に加えて決算審査を実施しました。

その結果、自動車教習事業、上水道事業、簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、そして令和6年度から公営企業会計に加わりました六合簡易水道事業とともに、決算書及び決算附属書類は関係法令に準拠して作成されており、計数的な非違は認められず正確であり、当該年度の経営成績及び財政状況を適正に表しているものと確認しました。

6事業とともに、近年における人口減少社会や高齢化、生活様式の変化、長引く物価高騰の影響を受けつつも、財務諸表においては透明度の高い内容で、意欲的に健全な経営に取り組む姿勢がうかがえました。

まず、自動車教習所事業では、少子化や人口減少などの影響により、新規免許取得者が減少し、厳しい経営環境が続く現状にあります。その中で、入所者の増加を促す営業活動、入所者の送迎及びデマンドバス運行、高齢者講習などを取り入れて経営努力を重ねています。6年度からの教習料金値上げ前の入所者が増えた昨年度からは58人減少し、231人となりました。

それでは、決算の概要ですが、営業収益は5,793万円で、前年度比938万円減少し、営業費用も6,962万円で、前年度比184万円減少しました。損益部分である営業損益は1,169万円の赤字となり、赤字部分は前年度比754万円増加しました。純損益では401万円の赤字となり、前年度より赤字部分が957万円増加しました。多く減少した要因として、教習料金値上げ前の令和5年度には駆け込み入所者が多くあり、令和6年度において入所者及び営業収益に影響が出たものと思われます。

総じて、周辺の同業者との競合も激しく、依然として経営状況は厳しい状況にありますが、これまでの経営実績による財務内容に支えられ、時代に即して創意工夫に努めた経営姿勢もうかがうことはできました。

郡内東部に唯一で町民に身近な自動車教習所として地域に対する貢献度は高く、高齢者講習の受皿としての機能は重要性を増している状況であり、経営努力により存続が望まれている事業と思われます。

引き続き、町や吾妻郡の安全な車社会の実現に貢献することを期待するものであります。

上水道事業は、企業としての経済性を十分に発揮して、安心安全な生活水の供給を実現しているものと感じます。

加入件数は、前年比で37件増加し6,687件となり、給水件数は4件増加し5,428件となりました。給水量は121万3,996立方メートルで、前年度比2万6,195立方メートル減少しております。

決算の概要ですが、営業収益が1億9,224万円で、前年度比103万円の増加がありました。営業費用が2億96万円となり、前年度比124万円増加し、結果営業損益は872万円の赤字となり、前年度より赤字部分が21万円増加しました。

物価高騰対策として、減免した水道料金補助金1,150万円を営業損益に計上した場合の営業総益は278万円の黒字が見込まれます。当年度純損益では3,003万円の黒字を確保しました。

剰余金については、減債積立金、建設改良積立金として処理されるなど、健全経営に努めていることが確認できました。

近年は、休止件数の増加や節水意識の浸透などにより、給水量が減少する傾向にあります。事業にあたっては、管路の老朽化に伴う更新費用の増大や人口減少による給水量の減少、これに伴う使用料の減収なども踏まえ、処理施設の計画的な更新、有効率の向上、経費の節減など事務改善と併せて一層の効率的な経営に取り組み、良質で安全な水の供給に努められることが望されます。

簡易水道事業では、地域密着の簡易水道として8か所の地域で給水事業を行っており、加入件数は前年度と変わりなく、1,702件がありました。給水件数は15件減少し1,306件で、休止は396件ありました。

給水量は、54万4,015立方メートルとなり、前年度より1万6,669立方メートル減少しました。

決算の概要ですが、営業収益は9,174万円で、前年度比169万円の減少がありました。営業費用は1億1,006万円で、前年度比893万円増加しました。結果、営業損益は1,832万円の赤字となり、当年度純損益は296万円の赤字となりました。

簡易水道事業においても上水道事業と同様に、施設等の更新も念頭に一層効率的な経営に取り組まれることが望まれるところであります。

町民の衛生面における安心安全な環境を確保し、健康で文化的な生活を守るために欠くことのできない良質な水の供給に努めることが望されます。

公営企業会計の初年度となる六合管理水道事業は、地域密着の簡易水道として六合地区で給水事業を行っています。

加入件数は、前年度から1件減の815件がありました。給水件数は4件減少して656件で、休止件数は159件がありました。給水量は10万4,610立方メートルで、前年度から4,022立方メートル減少しました。

決算の概要ですが、営業収益は1,754万円で、営業費用は5,356万円となり、営業損益は3,602万円の赤字となりました。当年度純損益は200万円の黒字となりました。

経常収支比率は105.6%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っていますが、料金回収率は60.6%と低く、事業に必要な費用を使用料収益で賄える状況を下回っており、他会計補助金等に依存している状況であります。公営企業会計移行1年目ということであり、2年目以降の動きに注視していきたいと思います。

次に、下水道事業ですが、公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上に必要な事業であり、現在4か所の処理場の管理を行っています。処理区域内人口は8,345人で、前年度より40人減少しています。水洗化人口は、前年度より62人増加し、7,720人となりました。年間処理水量は126万9,310立方メートルで、前年度比3万6,951立方メートルの増加となりましたが、有収水量は116万6,199立方メートルで、前年度より1万8,063立方メートル減少しました。

決算の概要ですが、営業収益が1億3,947万円、営業費用は3億7,676万円となり、営業損益は2億3,729万円の赤字となりましたが、営業外収益の長期前受金戻入が大幅増加となり、事業総体収益では当年度純損益が1億3,169万円の黒字となりました。

経常収支比率は130.8%と、100%を上回っていますが、経費回収率は74.4%で、100%を下回っており、他会計補助金等に依存している状況であります。

今後は、管路等の老朽化が進むので、それに備えるためにもなお一層効率的な経営に取り組むことが望まれます。

続きまして、農業集落排水事業ですが、下水道事業と同様に公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上を目的とする事業であり、農業振興地域の農業集落を対象に計画的に整備を進め、現在4地区の排水処理施設と個別処理施設、合併処理浄化槽の管理を行っております。

処理区域内人口は3,309人で、前年度より92人減少しています。水洗化人口は3,128人で、前年度比63人減少しました。年間処理水量は37万7,465立方メートルで、前年度比8,799立方メートルの減少となり、有収水量は29万8,183立方メートルで、前年度より6,120立方メートル減少しました。

決算の概要ですが、営業収益が3,466万円、営業費用は1億8,171万円となり、営業損益は1億4,705万円の赤字となりました。事業総体収支では、下水道事業と同様に営業収益の長期前受金戻入が大幅増加となり、当年度純損益では1億2,246万円の黒字となりました。

経費回収率は62.5%であり、他会計補助金等に依存している状況であります。

今後は、人口減少に伴い、処理区域内の使用料も減少が予想され、さらに管路等の老朽化が進むので、それに備えるためにもより一層の経費削減と効率化に努めることが望されます。

以上、公営企業会計に関する講評といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。ご着席ください。

山本代表監査委員には、ご多用の中を出席いただき、令和6年度決算審査の結果について、簡潔、かつ明瞭にご発言をいただき、ありがとうございました。

日程第8として、ただいま審議中の議案第20号、認定第1号、認定第2号につきましては、審議の

都合上、本日はこれまでとします。

山本代表監査委員はここで退席となりますので、ご了承願います。山本代表監査委員、ありがとうございました。ご苦労さまでした。

○代表監査委員（山本恒夫）ありがとうございました。失礼いたします。

○議長（安原賢一）ここで暫時休憩とします。再開は3時10分とします。

（休憩　自午後2時56分　至午後3時09分）

○議長（安原賢一）再開します。

◎ 承認第1号 専決処分の承認について

○議長（安原賢一）日程第9、承認第1号 専決処分の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、承認第1号 専決処分の承認につきまして説明を申し上げます。

本専決処分の承認につきましては、令和7年2月17日午前9時30分頃、大字折田地内の給油所におきまして、中之条ガーデンズの職員が暖房用の灯油を購入した後、国道へ出る際、切り返しのため軽トラックを後退させたところ、不注意により、灯油計量器の右側前面に軽トラック左後方の角部分が衝突し、計量器本体が傾き、破損してしまったものであり、町側の過失100%で和解し、専決処分をさせていただいたものでございます。

町長において専決処分ができる事項の指定では、1件50万円以下の損害賠償の和解・額の決定についてであります。相手先の業務に関わることであり、急を要することから、専決処分をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）承認第1号 専決処分の承認について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 報告第1号 令和6年度中之条町健全化判断比率の報告について

- ◎ 報告第 2号 令和6年度中之条町公営企業資金不足比率の報告について
- ◎ 報告第 3号 一般財団法人中之条電力の経営状況に関する書類の報告について
- ◎ 報告第 4号 株式会社中之条パワーの経営状況に関する書類の報告について

○議長（安原賢一）日程第10、報告第1号から第4号を一括議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従いまして、報告第1号から第4号につきまして説明を申し上げます。

まず、報告第1号 令和6年度中之条町健全化判断比率の報告について申し上げます。

これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、財政健全化判断比率を監査委員の審査を受け、その意見を付して議会に報告し、かつ公表しなければならないとされております。

このたび、各会計の数値を精査の上、8月22日に監査委員さんにより審査をいただきましたので、意見書をつけて報告させていただくものでございます。

それぞれの比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、各会計とも赤字はないため該当はありません。また、実質公債比率につきましては9.7%となり、前年度を1.2ポイント減少する結果となりました。将来負担比率につきましては該当はありません。

この数値は、今後県及び国に報告後、公表となります。

続きまして、報告第2号 令和6年度中之条町公営企業資金不足比率の報告について申し上げます。

こちらにつきましても、報告第1号と同様に地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、公営企業会計の資金不足比率の数値を精査し、監査委員さんによる審査を受け、議会に報告するものであります。

各企業会計とも資金不足はございませんので、報告させていただきます。

報告第3号 一般財団法人中之条電力の経営状況に関する書類の報告につきまして、説明を申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、町が資本金の2分の1以上を出資している法人である一般財団法人中之条電力の経営状況等につきまして、議会に報告議案としてお願いするものであります。

報告させていただく書類は、一般財団法人中之条電力の令和6年度第12期事業報告書及び決算報告書と令和7年度事業計画及び収支予算書でございます。

次に、報告第4号 株式会社中之条パワーの経営状況に関する書類の報告につきまして申し上げます。

こちらの報告につきましても地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告議案としてお願いするものであります。

報告させていただく書類は、株式会社中之条パワーの第10期事業報告書となります。

第10期におきましては、2,304万1,947円の当期純利益となりまして、業績の改善は着実に進んでおります。

今後も引き続き経営改善に努め、皆様に安心していただけるよう、自治体としても注視してまいります。

以上申し上げ、報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（安原賢一） 続いて、補足の説明をお願いします。

報告第1号及び第2号、総務課長

(報告第1号、第2号について、総務課長補足説明)

○議長（安原賢一）次に、報告第3号及び第4号、防災安全課長

(報告第3号、第4号について、防災安全課長補足説明)

○議長（安原賢一） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。

(発言する人なし)

○議長（安原賢一）別段ないようですが、報告を終わりにします。

◎ 請願第1号、陳情第2号

○議長（安原賢一）日程第11、請願第1号及び陳情第2号について議題とします。

初めに、請願文書表及び陳情文書表を朗読させます。局長

(請願文書表、陳情文書表について、議会事務局長朗読)

○議長（安原賢一）ただいま朗読しました請願について、紹介議員から紹介をお願いいたします。

請願第1号について、関常明さん、ご登壇願います。10番、関さん

○10番（関 常明）ご苦労さまでございます。議長の命により、9月定例議会に提出をされました地方財政の充実と強化を求める請願について、取扱いのお願いをいたします。

まず、請願の団体でございますが、渋川に事務所がございます日本労働組合総連合会傘下の群馬県連合会北部地協連絡協議会というところでございます。渋川地区を中心に、渋川エリア、それから吾妻郡、利根郡などを中心に多くの労働組合が参加をしている団体でございます。

請願については、先ほど読み上げをいただいたのですが、例年に引き続いて今年も同趣旨の請願をお願いをしたいと、みなさんに審議をいただきたいということで上がってきております。

前年については賛成をいただいております。趣旨については話されたとおり、地方における積極的な財政の確立を国にお願いをするという趣旨の中身でございます。

ご承知のように、地方では人口の減少等、大変大きな問題を抱えております。加えて、働き手になる若者の減少等もあり、さらに高齢化の対策、社会保障の充実をしなければならないという当面の問

題、さらに将来に向けて、今やらなければ、取り組まなければならない課題も山積をするということは認識が一致をできるのではないかというふうに思っています。いずれにしても基本になるのは財政の確立ということに尽きるのかというふうに思っています。みなさんの賛成をいただきながら、さらに採択をしていただくようよろしくお願ひを申し上げます。

それから、意見書の取扱いについても併せてよろしくお願ひをいたします。

以上です。

○議長（安原賢一）会議規則第92条により、ただいま朗読したとおり、請願第1号を総務企画常任委員会に、陳情第2号を文教民生常任委員会に付託します。



◎散会

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

2日目の9月4日は定刻の午前9時30分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(散会 午後3時34分)

令和7年第1回中之条町議会定例会 9月 定例会議 会議録 第2日

招集年月日 (会議)	令 和 7 年 9 月 4 日								
招集の場所	中之条町役場 議事堂								
再開 日時	再開	令和7年9月4日午前9時30分							
	散会	令和7年9月4日午後0時00分							
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	
	1番	原沢 香司	応招	出席		9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	//	//		10番	関 常明	//	//
	3番	山本 修	//	//		11番	唐沢 清治	//	//
	4番	割田三喜男	//	//		12番	福田 弘明	//	//
	5番	山田みどり	//	//		13番	鶴持 秀喜	//	//
	6番	佐藤 力也	//	//		14番	小栗 芳雄	//	//
	7番	関 美香	//	//		15番	安原 賢一	//	//
会議録署名議員		10番 関 常明	11番 唐沢 清治	12番 福田 弘明					
職務のため出席した者 の氏名			事務局長	田村 深雪	書記	山田 和弥			
			議事書記	小板橋 千晶	書記	木暮 駿希			
			議事書記	割田 祐太					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	飯塚 和子
	副町長	篠原 良春	観光商工課長	山本 嘉光
	教育長	山口 晓夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	企業課長	山田 秀樹
	防災安全課長	篠原 充	六合支所長	油井 文男
	税務課長	齊藤 泰典	会計管理者	安原 隆一
	地域共創課長	湯本 文雄	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	劔持 和美
	保健環境課長	小池 宏之	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和7年9月4日午前9時30分開議)

第1 一般質問



◎ 開議前のあいさつ

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。

第1回定例会9月定例会議の本会議も本日で2日目となりました。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。発言される方は、聞き取りやすくなるようマイクの調整をお願いいたします。傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出したりされると、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。傍聴席の皆様についても、体調管理のため、水分補給をお願いいたします。



◎ 開　議

○議長（安原賢一）ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。



◎ 一般質問

○議長（安原賢一）日程第1、一般質問を行います。

質問者にお願いしておきますが、議会基本条例第6条に規定する本会議における質問、質疑は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされていますので、最初から一問一答方式で、答弁まで含めた時間を60分以内でお願いします。最初のベルが残り10分、2回目が残り5分、3回目が残り1分です。

なお、最初の質問については、登壇して行い、再質問、あるいは第2項め以降の質問は自席で行ってください。また、執行部も最初の答弁は登壇して行い、次からは自席でお願いいたします。

議会基本条例第6条第2項において、議員の質問に対し、議長の許可を得て、論点、または争点を明確にするために反問することとされましたので、議員と執行部の活発な質問により、よりよい町づくりを目指した議論をお願いいたします。

では、あらかじめくじ引で決定した順序により質問を許可します。

最初に、山田みどりさんの質問を許可します。山田みどりさん、ご登壇願います。

○5番（山田みどり）みなさん、おはようございます。9月定例会議通告に従いまして、私の一般質問

を始めさせていただきたいと思います。私の質問は、1、教職員の働き方と学校の現状について、2、平和教育の取り組みについてです。

まず最初に、教職員の働き方について。学校教育における教職員の働き方改革は、単なる労働環境の改善にとどまらず、教育の質のそのものを向上させるための重要な課題です。文部科学省が掲げる働き方改革の目的は、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って、自らの授業を磨き、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、教師としての自信と誇りを持って、子ども達に効果的な教育活動を行うことにあります。この目的は、教員自身の幸福と子どもの教育の質の向上という2つの側面が密接に結びついていることを示唆しています。教員が心身ともに健康で充実した生活を送ることが結果的に子ども達へのよりよい教育につながるという考え方です。

教職員の働き方改革は、県の主導の下、様々な形で進められています。例えば文部科学省が作成した公立学校の校長先生のためのやさしい勤務時間管理講座といった動画や、学校単位での教職員の勤務時間把握が必須であることを示しています。また、中央教育審議会の答申では、教職員のストレスチェック実施も提言されています。しかし、これらの取組が現場でどこまで実施され、効果を上げているかは不透明です。依然として、教職員の苛酷な勤務実態は解消されたとは言えず、それが教員志望者の減少と離職率の増加という深刻な問題を引き起こしています。教職を志す学生が現場の苛酷な現状を目撃したりにし、選択を躊躇していることは明らかです。こうした負のスパイラルを断ち切るために、教育現場全体を変革していく必要があります。勤務時間の適正な管理やストレスチェックの実施はもちろん、教員が本来の業務である子どもと向き合う時間を確保できるような抜本的な改革が求められます。具体的には、教員以外や専門スタッフの配置、多角的なアプローチが必要です。教員が心身ともに健康で、やりがいを感じながら働く環境を整備することが子ども達の未来を支える教育の質の向上に直結すると考えます。中之条町の教職員の働き方について現状の把握はされているでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）それでは、山田議員のご質問にお答えいたします。

教職員の働き方改革につきましては、山田議員のご質問にもございましたとおり、子ども達に対して効果的な教育活動を行うことを目的として、様々な面から取組が必要とされております。

群馬県では、令和2年度に県教育委員会で設置された教職員の多忙化解消に向けた協議会により、令和3年度から毎年提言として業務削減や効率化、働きやすい職場づくりなどに向けて取り組むべき事項が示されております。

具体的には、余剰授業時数の削減、勤務時間外の電話対応の軽減、教材費等の会計業務の軽減、ICTを活用した宿題やテストの実施、採点、学級通信や保護者との連絡帳のデジタル化、研修・会議等の精選やオンライン化などがあります。同様の提言は、保護者や地域の皆様向けにも作成されており、教職員の業務負担軽減に対し、理解と協力を求めております。

また、山田議員のご質問にもありました勤務時間の管理につきましては、県教育委員会が導入しているシステムにより、毎日の勤務時間が一人一人記録され、それを月ごとにまとめ、45時間を超える時間外勤務がある教職員については、その原因を含めた把握を行っております。

具体的に、令和6年度の状況で申しますと、月ごとの時間外勤務の1人当たりの年間平均時間は、小学校では約22時間、中学校では約40時間、一月の時間外勤務が45時間を超えた人数は、小学校では多い月で9名、中学校では23名、80時間を超えた人数は、小学校ではなし、中学校では多い月で3名おりました。時間外勤務が45時間を超えた主な理由といたしましては、運動会や文化祭、学期末テストなどの校内行事の準備や対応、生徒指導やそれに伴う保護者対応などが多く、80時間では、加えて年度初めや年度末の事務作業、高校入試や進路への対応、部活動や中体連の役員対応などが挙げられます。このことから、学校では行事の見直しや事務処理の見直しなどに取り組んでおります。生徒指導や保護者対応など、その内容により丁寧な対応が必要とされる業務が増えている現状もあります。

さらに、ストレスチェックにつきましては、町負担により労働安全衛生法に基づき実施しており、結果に基づき、自身のストレスへの気づきを促すとともに、集団分析を参考に職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりを目指しております。以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）働き方改革の今の現状をご答弁いただきました。行事などがあれば、なかなかこの時間外がどうしても生じてしまうということは致し方ないところもあるかもと思うのですけれども、多忙化解消に向けての取組として、働き方改革の中ではICT化によって業務を効率化し、学校業務の一部を外部に委託することで教員の業務負担を軽減するとしています。が、実質業務量は増えています。英語教育やタブレット導入、ICT化がかえって教員の負担になっている現状であると思います。

教育長は、今年3月の定例会議の同僚議員の一般質問において、教職員の実態を把握するためのアンケート調査は考えていないと答えていましたが、業務量が増えているのに、勤務時間だけを削減するという働き方改革だけでは、教職員は一体どの時間にその仕事をするのでしょうか。形だけの削減では教員の多忙化が解消されているとは言えないのではないかでしょうか。教育長の見解を伺います。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）お答えします。

業務の効率化や向上に対し、新たな取組が必要となる場合、一定の負担が生じることは仕方のことと考えております。

ICT化に対しましてもセキュリティ対策と活用の両面や、できることが多過ぎて、かえって負担が生じるなど、過渡期ならではの課題がございます。このことから、今年度から町単独のICT支援員を学校に配置し、ICT化に関する教職員の負担軽減に取り組んでおります。

また、コミュニティ・スクールの設置や地域学校協働活動の導入により、体験活動や地域学習など

の教育活動に対し、地域コーディネーターが学校と地域の橋渡しを行うことで、学校の負担は格段に軽減されております。さらに、本町の学校には、養護教諭補助員、心の相談員、特別教育支援員、生活指導支援員、英語教育支援員、学校図書館兼スクールバス見守り支援員といった他の自治体では考えられないほどの様々な支援員を配置しており、教職員の負担軽減が図られております。

また、県から示される提言に基づき、実施可能な事項から取組も行われております。具体的には、災害や感染症まん延により授業ができないことを想定し、余分に確保していた授業時数を削減したり、事務処理日を設定することで教材作成の時間や事務処理の時間を増やしております。

また、教材費やPTA会費の集金について、手数料分を補助金として予算化していただいたことで、口座引き落としが実現し、現金の取扱いによる負担を減らしております。その他、紙媒体で行っていた保護者への連絡について、事前に登録することにより、必要な連絡網を選択して連絡ができるオクレンジャーのアプリを使い、様々な連絡や会議等の出欠の取りまとめ等が行われております。

さらに、町教育委員会では、教職員の多忙化や長時間労働の現状を改善し、教職員の心身の健康やワーク・ライフ・バランスを保つことにより、子ども達としっかり向き合う時間が確保され、学校の教育力の一層の向上や子ども達の健やかな成長を支えることにつながるとの考え方の下、国指針や県条例を受けて、中之条町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を定め、規則に基づく教育職員の労働時間に関するガイドラインを作成しております。規則及びガイドラインでは、一月の時間外勤務の上限を設け、基準を超えた場合は産業医との面接による保健指導を勧奨するなどの取組も行っております。

今後は、校務支援システムの導入を予定しており、さらなる業務改善の軽減を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）様々な取組で教員の多忙化解消していることを確認いたしました。学校と社会の変化に伴って、教員に求められていることは本当に多様になっていると思います。

高崎市の事例ですけれども、公立小学校では保護者からの要望を受けて、来年度から朝7時に開門時間を早めることとしています。これに対して、教職員でつくる組合から撤回を求める要求書が出されています。子どもの安全を守るためにには教員が対応しなくてはならず、朝7時の開門に合わせて、早く出勤しなくてはなりません。学校は公教育の場ですが、民間のようなサービスを求められて提供することが当然となれば、学校の概念が変わってしまうのではないかでしょうか。これは、高崎市のケースではございますけれども、他の自治体にも影響があるのではという懸念がされます。通告の質問にはなかったのですけれども、こういった高崎市のケースでありますけれども、町内でもこういった要望があって、時間を早めてくれとか、そういう要求がもし出た場合、町としてはどのような対応するのか、教育長に答弁を願います。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）私の考え方でございますけれども、開門時間を早めるということはそれなりに保護者の都合等があるのかなと、そんなふうに思います。ただ、中之条町としては、スクールバスを使っております。開門時間までにスクールバスを運行すると、早めた場合に運行するというような時に何回も往復するような状況も出てくるかなというふうに思いますし、また先ほど山田議員のおっしゃったとおり、早くに学校に来た子どもの面倒を見るといった時には、やはりどこかで教職員の支援が必要になってくるかなと、そんなふうにも思います。今のところそういう要望等は承っておりませんが、私としては今までどおりのこと進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）すみません。通告なかったのですけれども、お答えいただきましてありがとうございます。こういった様々な保護者からの要求というか、保護者からのお願いがあって、要望があつてこういった、高崎市ではいたしかたなくこういった対処を取ったのかなというふうに感じるのですが、なかなか教職員の多忙化がこれによってさらに深刻になっていくという現状で嫌だと思いますので、ぜひこのへんのところは中之条町においては、特に考えてはいないということですけれども、ぜひ教職員の多忙化解消につながるようにしていただければと思います。

また、次の質問に入りますけれども、教職員の多忙化の一つとなっているのが全国学力・学習状況調査です。これは悉皆調査となっていますが、毎年この議会で全国学力・学習状況調査の結果について報告を受けます。対象は、小学校6年生、中学校3年生の学年が実施しています。その他にはCRTテストを実施しているのですけれども、これらの学力テストは本当に子ども達や教員にとってプラスになっているのか。私は、この点に疑問を感じています。テスト実施前の準備、そしてテスト実施、テスト結果の分析、担当する教員は膨大な業務に追われています。特に、テストの結果は分厚い冊子となって返却され、教員はその内容を読み、分析し、教員のスキルアップや事業改善に役立てるという流れですが、しかし多忙な業務の中で、この分析がどれほど授業にフィードバックされ、生かされているのか、疑問が残ります。数字だけでは子どもの本来の力をはかることはできないのではないかでしょうか。テストは、誰のためのテストであると考えますか。中之条町において、学力テストが子どもの成長に大いに役立っているとお考えでしょうか。教育長の見解を求めます。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）お答えします。

全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストは、文部科学省の全国の小学6年生と中学3年生を対象に、学力と学習状況を把握、分析するため、国語、算数、数学について毎年実施され、理科と英語も3年に1度行われております。また、学力検査の他に、学習や生活環境に関するアンケート調査も行われております。調査結果は、国全体、各都道府県、指定都市、地域の規模別に公表されて

おります。

また、本町では全国学力テストとは別に、町独自でCRTテスト、目標基準準拠テストですが、も行っています。これは、小学1年から中学2年まで、主要5教科に対する学力の実態を客観的に把握し、児童生徒がその学年の内容をどれだけ身につけることができたのかを確認し、不出来なところを補うことに重きを置いて実施しております。

これらの結果に基づき、学校では児童生徒の学力と学習状況の把握と分析を行い、授業改善や学力向上に向けたプランを策定、授業方法の工夫と改善が行われ、苦手分野の克服や個別指導により学習内容の定着に活用しております。さらに、分析結果は小中学校の連携にも活用され、切れ目ない教育の取組が進められております。

テストの結果を継続的に分析し、教育活動の計画、実行、評価、改善、PDCAサイクルを回すことにより、より質の高い教育や個別最適な指導等が図られ、結果的に児童生徒の学習能力の向上につながっていくものであることや、教員としての成長や職能向上に寄与するものであることから、全国学力テストやCRTテストの実施、分析は、教員として当然必要な業務の一つであると考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）ご答弁いただきました。テストの実施の状況を伺っても、いろんな聞き取りをしたところ、やっぱり実際のところ、学校でのフィードバックというところまでできている先生もいらっしゃるかもしれませんけれども、なかなかちょっとできないなという先生もいらっしゃるようです。完全にそういったところは教育長というお立場からは、これがそういうことで進めているというのは、町の全体の考え方としてお答えいただいていると思うのですけれども、実際のところ、やっぱりこの学力テストに対しては肯定的な意見や否定的な意見の方もいらっしゃいました。実際業務の中で、決してこの学力テストに向けの準備だとか、その後を受けての学校授業のほうにつなげるまでの流れというのは、今の現在の業務の中では決してたやすいことではなく、先生方が本当に努力をされて、一生懸命それに向けて授業を改善していくとか、そういう先生方のやる気というのでしょうか、努力になっているのが状況かなというふうに思います。先生にも余裕がなければ、様々な対応ですとかそういったことを見落としてしまうことにもつながるのではないかなどというふうに考えます。多忙化解消に向けて、教職員からの聞き取り、アンケートはなさらないとおっしゃっておりましたけれども、引き続き教職員との聞き取りをしながら、しっかり対面で聞き取りをしながら、よりよい環境になることを求めて、次の質問に移りたいと思います。

子どもの居場所づくりをどのように考えるかということですけれども、学校に通うことが困難である子ども達の居場所をつくり、多様な学びの場を整備するとして、教育支援センターが設置されました。「虹」は、平成30年から開設し、現在は教員4名が配置、令和6年度は30名の児童生徒を受入れ

をしているということですけれども、子どもの学ぶ権利を保障するためには重要な役割を果たしていると考えますが、本来は学校が子どもの居場所であるべきですが、学校へ通うことのできない要因はどこにあるのでしょうか。教育支援センターなど、不登校に対する取組の様子をご答弁いただけますか。お願ひします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）お答えします。

近年、我が国では不登校やいじめ、子どもの自殺などの諸課題が深刻化しております。特に、不登校について、文部科学省が実施した令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によりますと、小中学校で約34万6,000人となり、11年連続で増加し、過去最多となつているとの報告がなされました。

同調査報告によりますと、不登校児童生徒の割合は、小学校で2.14%（47人に1人）、中学校では6.71%（15人に1人）となっております。本町では、同じく令和5年度においては、小学校で0.99%（101人に1人）、中学校で3.36%（30人に1人）となっており、全国に比べれば低い状況となつております。

なお、不登校児童生徒の定義は、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者とされておりますので、学校には来られるものの教室には入れず、保健室登校や別室登校を行つてゐる人数は加味されておりません。

不登校の原因がいじめやいじめ以外の友人関係をめぐる問題、教職員との関係をめぐる問題など、学校に関わる問題であれば、解決に導けることが多いと考えられます。しかし、特段大きな理由がなく、学校になじめなかつたり、親子の関わり方や家庭内の不和などの家庭に関する問題であつたり、生活リズムの乱れや無気力、不安などの原因の場合など、簡単に解決できないケースも多くあります。

完全不登校の児童生徒に対しては、まずは学校とのつながりが途切れないよう、学校において家庭や児童生徒への定期的な連絡や家庭訪問を行つております。また、ご家庭で学校に連れてきてもらい、駐車場などで僅かな時間でも教職員と面談することで、少しずつ学校に足が向くような取組も行われております。さらに、様々な居場所づくりも行つており、学校では保健室や心の相談室、空き教室を使った自主学習室など、児童生徒の状況や状態によって、教室には入れなくても、まずは学校に足が向くような取組を行つております。

それでも学校に行くことができない児童生徒に対しては、学校と教育支援センター「虹」が連携し、学校への復帰を目指して取り組んでおります。また、学校や「虹」が関わりを持ち続けることにより、高校からは通えるようになるケースもあることから、社会適応力の育成にも取り組んでおります。さらに、学校や「虹」に足が向かず、家に引き籠もつてゐるような場合には、県教育委員会が設置している「つなぐんオンラインサポート」、通称「つなサポ」と呼ばれておりますが、その利用により、つなサポでの児童生徒や教員との関わりが持てるようになり、少しずつ学習にも取り組めるようにな

つてきた事例もあります。

この他、全国では様々な取組が行われておりますので、それらも参考にしていきながら、今後も1人の児童生徒も取り残すことがないよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）様々な取組をされているということが確認できました。先ほどの答弁の中でも本当にきめ細やかな支援員を配置しての対応ということを我が町ではやっているということを答弁いただいていますけれども、子どもを取り巻く環境というのは本当に変化を続けていて、その学校に来られない要因というのは様々であって、これを行えばいいという特効薬があるわけではありません。ですから、個別の細やかな対応が必要であり、先ほどいろいろ配置していただいているスクールカウンセラー、学校保健室を使ったり、もしくは支援員、専門的な対応をしていただいている方が子ども達に寄り添ったきめ細やか対応が本当に求められていると考えます。

また、一方で児童や生徒に向き合うべき教師が業務の多忙化によって余裕がない状況にあることなども併せて改善していくかなくてはなりません。本町においては、環境に恵まれ、様々な学びができる条件があると思います。中之条だからこそ子どもの人格の完成を培う最適な場所であると考えます。今後も町の教育行政においては、きめ細やかな対応と子ども達が生き生きと学べる環境の整備に従事していただきますようお願ひいたしますし、次の質問に入りたいと思います。

次に、平和教育の取り組みについて質問をさせていただきます。今年で戦後80年を迎え、戦争を知る人が減少していく中、戦争の記憶や記録をどのように伝え残していくかが課題となっています。戦争を体験した人たちが復興に尽力し、平和を守り抜いてきたことを知らない世代がいます。学校の授業の中で近代史に触れることが少なく、平和教育については、関心はあるがよく分からぬという若い世代の声があります。本町においては平和教育について触れる時間はどのくらいあるでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）お答えします。

小中学校での平和教育は、単に戦争の悲惨さを伝えるだけではなく、子ども達が自分の生活や社会に置き換えて考え、平和を築く行動につなげることが大切であり、学年段階に応じた発達の特徴を踏まえ、段階的に取り組む必要があるというふうに考えます。

現在、国語の教科において、小学校では絵本や物語から命の大切さや思いやりを学び、中学校では戦争体験記や平和を願う文学作品を読み、感想や討議などの学びが行われております。また、社会の教科においては、小学校では戦争や空襲、原爆、沖縄戦についてや憲法の基本理念である平和主義、人権尊重を理解する学習が行われ、中学校では近現代史の中で戦争と平和の歴史を深く学ぶことや、憲法9条、国際連合や国際協力について議論することなども行われております。さらに、道徳の教科

においては、小学校で友達を大切にする、いじめをしないといった日常生活の平和を考え、中学校では世界の子どもの現状（貧困、紛争、教育問題）に触れ、自分にできる行動を考えさせることなどが行われております。この他、理科や美術、音楽、体育などの教科から生き物や自然を大切にし、命を尊重すること、平和を願う図画や歌による表現や感情、競技を通じて助け合いやルールを守り、相手を尊重する態度を培う教育など、様々な教科で平和教育が行われております。もちろん、総合的な学習の時間において、平和学習を取り出して行なうことは可能ですが、教職員の働き方改革の面で授業時数の削減が求められていることからも、その代わりに現在行なわれている地域学習を減らしたりなくしたりする必要が出てきます。

平和教育は特別な教育課程を設けなくても、各教科に自然に組み込んでいくことが効果的であり、過去を学び、現在を見詰め、未来を創る力を子ども達に育てることが大切であると考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）様々な教科から平和教育に触れて授業を行っているということが確認できました。なかなか時間をそれについてだけで時間を取りとることは、授業時間というのも決められていて、非常に難しいのかなというふうに思います。長期休みですか放課後の時間、こういったことを利用して、平和について触れる機会をぜひつくっていただきたいと考えます。

また、コミュニティ・スクールなど、いろいろな取組もされていますけれども、こういったことを活用して、ぜひやっていただければというふうに考えます。

中之条町には、小学校すぐそばの林昌寺の下におろかものの碑という石碑がありますし、合同庁舎には忠靈塔があります。歴史とともに、その当時のことなど、町の歴史を知ることにもつながるのではないかなどというふうに考えますので、ぜひそういったことで活用していただきまして、平和教育については触れる時間をなるべくつくっていただきますようお願いいたします。

次の質間に移りたいと思います。「核兵器廃絶平和の中之条町」宣言は、以前モニュメントが掲げてありましたが、現在は他の物に変わっていて、宣言は玄関入り口に掲示してあります。今年は、戦後80年になり、改めて平和を語り継ぐことの重要性を感じています。

昨年は、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。核廃絶を求めて活動されてきた長年の功績が認められてのことです。唯一の被爆国の中之条町は、核兵器の恐ろしさとその犠牲の被害を十分に知っています。核兵器とは共存できない。私達の次の世代に核のない世界を構築するためにも、今「核兵器廃絶平和の中之条町」宣言を改めてここで示す時ではないでしょうか。町長の見解をお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、山田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

「核兵器廃絶平和の中之条町」宣言につきましては、平成10年に決議したものでございます。当時、

私が町議会議員として1期目ではありましたが、9月定例会に議員発議により提案された議案でありまして、議案提出に当たり、私も提出者も含む6名の賛成者の一人がありました。そういった意味において、私自身にとって大変思い入れのある宣言であります。その後、役場正面に設置したモニュメントに、当時の町のキャッチフレーズでもありました「ふるさとに会える町 なかのじょう」、こういったものも含めて掲載を行ってまいりました。町のキャッチフレーズは、現在「花と湯の町 なかのじょう」に変わり、新たに「環境にやさしいまちづくり」宣言や「再生可能エネルギーのまち」宣言も決議されたため、今日まで現在の掲示内容を継続している状況でございます。

さて、世界に目を向けてみると、核兵器を取り巻く昨今の世界情勢は非常に緊迫したものであり、ロシアによるウクライナへの侵攻、イスラエルのガザ地域への攻撃、日本周辺におきましても台湾情勢も不安定化しており、北朝鮮による度重なる飛翔物の発射、そして核兵器の開発や保有を疑われている國の存在や世界各地でのテロなど、報道されているとおりでございます。

我が国では戦後80年が経過し、新聞やテレビ等でも平和や戦争を取り巻く特集を頻繁に目にすると一方で、悲惨な戦禍を経験した方々も高齢化する中で、貴重な生の声を聞く機会も年々減ってきております。宣言にもありますように、「世界唯一の核被爆国」として、核兵器廃絶への思いや平和を実現する決意等の思いは世代を超えて継承していくべきものであり、私達の責務であると思っております。こうした大切な思いのこもった宣言に対し、町として敬意を示すことは当然であろうと考えております。

現在、中之条町の宣言ということで、庁舎玄関横の電子掲示板のところに掲示させていただいておりますが、被爆国である私達だからこそ、先人達が築いてまいりました平和の尊さを未来に受け継いでいく強い意思表示という意味におきましてもしっかりととした形で示すべきであると考えております。掲示の方法につきまして、前向きに検討させていただきたいと思います。

私の考え方として、山田議員おっしゃるように、戦後80年を経過いたしました。過日、兵庫県のほうへ出張する際に、戦争に関する資料館を訪問させていただきました。小学生、中学生のいろんな標語、あるいは絵などが、ポスターなどが掲載されておりました。私も議員の時に、中之条町議会全員で広島の原爆の資料館、ここも訪問させていただきました。相当なショックを受けました。過日、私どもの職員で子どもさんを連れて資料館のほうへ出向いたそうです。子どもさんも夏休みの体験としては非常にショックを受けたという話も受けました。その時の資料を買ってきていただいて、また見させていただいたのですけれども、改めてその核の悲惨さ、核兵器の悲惨さを目の当たりにしました。やはり核被爆国として考えていかなければならぬのは、核兵器と人類は共存はできないのだという気持ちをしっかりと持つ、これは大切なことであろうと思いますし、兵庫県の資料館見た時も、「核兵器は要らない 平和の世界を望む」というような標語がありました。日本人として、中之条から広島、長崎は遠いですけれども、唯一被爆国日本人としてはそういうことをしっかりと心に刻んで、これから子ども達につないでいくということは大変重要なことであると私も痛感しておりますので、

答弁に申し添えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）ご答弁いただき、ありがとうございます。

戦後80年、本当に記憶や記録がどのように次の世代に受け継いで、つないでいくかということが非常に課題でありますし、町としてこの平和に対しての思い、考えを町長の答弁からいただきましたけれども、ぜひ前向きな検討をいただきまして、また平和に対しての思いをさらに改めて心に刻んで、次の世代につなげるような取組ができればいいなというふうに考えておりまして、前向きな検討をお願いいたしまして、私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（安原賢一）山田みどりさんの質問が終わりました。

次に、原沢香司さんの質問を許可します。原沢香司さん、ご登壇願います。1番、原沢さん

○1番（原沢香司）それでは、事前の通告に基づきまして、町の所有する施設の運営、そしてふるさと納税の2点について質問をいたします。

この9月定例会は決算の議会ですので、昨年度の予算執行については、常任委員会や本会議で詳しく質疑をさせていただきます。今日の一般質問にあたっての私の基本的な姿勢は以下です。1つ目は、町の財政が今後さらに困難な状況を迎えることが予測される中、町の所有する施設を今後どのように運営をしていくかを伺うものです。一言で町の施設といつてもその施設ごとに存在する理由は様々です。教育や福祉など、町民生活を支えるために絶対に必要な施設もあれば、観光のように町を訪れる町外からのお客さんを相手にする施設もあります。施設の目的が違えば、その運営が目指す方針もおのずと異なってきます。今日は、道の駅と日帰り温泉施設について詳しくその内情を伺い、今後取るべき運営の方向性と一緒に見いだしていければと思っております。2つ目のふるさと納税については、導入される際にうたわれた政策目標と今日の実情に乖離があるのではないかという問題意識から質問をするものです。

では、最初の町有施設の運営についての質問に入ります。面積が広く、産業構造も複雑であることが中之条町の特徴であり、それゆえに行政課題も幅広く、多方面に及びます。広大な森林の管理からとても長い町道の管理、農業、林業の振興など、土地の持っている個性からその政策は簡単に行えるものではないと思っています。

一方で、住民の人数や年齢構造も刻々と変化し、求められる行政の役割もそれに応じて変わっています。少子化、高齢化が変化の特徴の最たるものですが、過疎化、人口の流動化など、土地と住民の関係性が刻々と変わってきています。変化の激しい状況の中で、求められる多くの課題の中から何を優先し、課題の解決にあたっていくのか、行政には本当に厳しいかじ取りが求められていると感じています。はっきりしているのは、自治体の財政状況が急に好転するような前向きな変化は恐らく望むべくもなく、自治体経営には分かりやすく、簡単な処方箋はないということです。先行きが不透明な中、今現在ある手持ちの財産を点検し、運用の改善を考えしていくことは家計であれ、自治体財政

あれ、常に必要なことだと思います。町の財産は数多くありますが、大事なのは、まず町民の存在であり、次に町民が利用する施設ではないかと考えます。

ここで伺います。現在町が有している施設の総数は幾つですか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、原沢議員のご質問にお答えをさせていただきます。

地方自治法の規定に基づき、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供する施設が公の施設と言われるものであります。この公の施設の設置等に関することは条例で定めなければならないとされております。したがいまして、同じ設置目的である公の施設は、一般的には一つの条例で規定されることになりますので、施設の数については、その捉え方によりまして数も変わってまいります。

町が有している施設の総数ですが、例えば町の個別施設計画に基づく対象施設では120ほどの施設数を対象としておりますが、先ほども申し上げましたが、複合施設を個々にカウントしたり、水道関係施設などの公営企業の施設を個別にカウントした場合などは施設数もさらに増えてまいります。さらに、公の施設ではございませんが、普通財産として地域の集会所となっており、あるいは民間に貸し出していたり、他の用途で住民の方に利用されているなども多数ございます。広義的に施設を捉えさせていただきますと、中之条町ではそれだけ多くの施設を有しております、また管理を行っているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）具体的な数を上げていただきました。私は、多くても100くらいかと推算しておりますが、はるかにそれを上回る数でございました。この管理は、人的にも予算的にも本当に大変だと思います。町の施設には、その施設ごとにいろんな目的を持ったものがあります。分かりやすいのはグラウンドや体育館などのスポーツ施設や教育を目的とする学校などだと思います。その他に、福祉、医療のための施設や文化施設などもあるかと思います。単純に分類するのが難しい施設もあることは答弁からも確認いたしましたが、次に伺います。

町の施設のうち、医療、福祉、教育など、直接町民の生活に資する施設の数は幾つありますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁と重複してしまいますが、施設の捉え方によって変わってまいりますが、例えば個別施設計画に基づき、施設の分類をさせていただきますと、庁舎や消防施設など、行政経営施設23件、保育所や幼稚園などの子育て支援施設5件、保健センターなどの保健福祉施設2件、診療所など、医療施設3件、木材活用センターなどの産業系施設4件、公園施設13件、小中学校などの学校教育系施設4件、給食センターなどのその他教育施設5件、文化施設や公民館などの町民文化系施設9件、博物館などの社会教育系施設2件、グラウンドや体育館などのスポーツ施設24件、観光施設等26件とな

ります。

直接町民の生活に資する施設の捉え方も非常に難しく、例えば町営住宅や共同霊園などは、一般的には特定の利用者に限定はされますが、公の施設であります。そういう施設も分類していきますと、先ほど申し上げた施設数もさらに増えてまいります。繰り返しになりますが、それだけ多くの施設を有し、管理を行っており、基本的には全ての施設が町民生活に資する形でご利用されております。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司） 詳細な各施設の数字をお答えいただきました。答弁にありますとおり、町民生活を充実させるためには欠かせない施設の分類が難しいということも理解をいたしました。もちろん、それ以外の施設が役に立たないものだと考えるものでは毛頭ありません。それぞれ施設ごとに設置された目的があり、必要であるからこそ今日も運営されていると考えるからです。しかしながら、施設の目的を仕分をして考えることはやはり必要なことだと思っています。町民の生活のための施設と町外から来る人のための施設では、その施設の持つ役割がはっきりと異なるからです。

次に伺います。先ほどの質問答弁に入らない他の施設のうち、道の駅の運営の現状はどうなっていますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹） 道の駅の運営のお尋ねでございますけれども、町内の道の駅につきましては、六合地区の道の駅六合、それから五反田地内の道の駅霊山たけやまがございます。既に、六合地区の道の駅につきましては、民間の知識等を活用した指定管理制度を導入しておりますが、霊山たけやまにつきましては、町の直営により運営しております。

道の駅六合の運営状況につきましては、指定管理制度を導入しており、指定管理料は支出しておりませんで、指定管理者の独立採算制となってございます。霊山たけやまの運営状況につきましては、平成30年度より赤字運営が続いており、直近の令和6年度におきましては、約2,100万円の赤字でございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司） 町内2つの道の駅のうち、道の駅六合は指定管理で運営されており、たけやまのほうは町が直営で運営しており、赤字であるという答弁でございました。先ほど挙げていただいた運動施設などで利用料を徴収している施設も間違いなく、採算ということで言えば、赤字だと思います。分かりやすく物品販売をしている道の駅の運営状況を質問したのは、赤字だから駄目だと単純に言いたいがためではありません。六合村時代に設置された道の駅六合も約30年前に設置された道の駅霊山たけやまも当時の地方自治体として必要であると判断をしたからこそ設置されたものだと理解をしております。しかしながら、設置された当初から社会情勢も変わってきてています。あるいは、当初の設置目的を既に達成したと見ることもできるかもしれません。

ここで伺います。道の駅単体で経済的収益を生み出すのは難しいと考えますが、町長の見解はいかがですか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、近年の道の駅は単なる休憩施設を超えて、ドッグラン、あるいは温泉施設、特産品の販売やグルメスポットなどがあり、地域の魅力を発信しているものを感じております。テレビでは、道の駅を特集する番組が放映され、来場者がおいしそうに特産物を食べている映像が流れれば、より一層集客が進み、経済的収益が期待できることではあります。霧山たけやまは、地元産のそば粉100%を利用した手打ちそばが自慢ですが、利用者数や販売売上げの減少は続いております。

このたび、9月議会におきまして、中之条町ふるさと公園たけやま施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について上程させていただいておりますが、収益を上げ、地域の活性化を図るには民間の力を活用した指定管理制度による運営方法も検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）答弁いただきましたとおり、道の駅、本当に今各市町村それぞれ本当に工夫、努力をして、まさに自治体、地域の顔というべき存在になってきていると考えています。今回議案も上程されましたけれども、道の駅霧山たけやまを指定管理にして、民間の活力を反映させていきたいという答弁でございました。民間の力も借りて、地域の拠点を守り、発展させていく、そのことには私も賛成です。しかし、現状町が運営している中で2,000万円以上の赤字を計上している。その施設をそのままの形で運営してくださいというふうに指定管理者を募集してもそう簡単には手が上がらないと思います。民間事業者は、経済的収益を得られる見込みがない事業には決して手を出しません。単純に経済的収益を上げることだけを目標に、道の駅の運営をするということでは現状とても厳しいと言わざるを得ません。道の駅ならではの役割、道の駅だからこそ果たせる役割があり、物品販売や食堂だけではなく、複合的な役割を担っていく必要があり、そのために指定管理の要件を整えていく準備が必要ではないでしょうか。

次に伺います。道の駅の今後を考えると、住民の交流拠点・防災拠点・観光と地域の人の接点をつくる場所としての機能が必要と考えますが、町長の見解はいかがですか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）道の駅の目的も当初と比べましてもいろいろ様々に変わってきてはいるのかと、そんなふうにも思いますし、恐らく道の駅霧山たけやまができた頃は、全国的にその道の駅のブームであったのではないかと、こんなふうに思っております。道の駅の目的としては、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興に寄与することあります。そして、24時間無料で利用できる駐車場とトイレを備えた休憩機能、道路情報や地域の観光情報等を提供する情報発信機能、特産物の

販売や飲食店等を設け、活力ある地域をつくる地域の連携機能の3つの機能を持ち、地域と共につくる個性的なにぎわいの場をつくることが可能となります。

現在霧山たけやまにおきましては、住民の交流拠点として、地域活動の場として活用していただいております。そして、ゴールデンウイーク以外にもにぎわうような取組をしており、キッチンカーが出店するようなイベントも徐々にではありますけれども、定着してきております。

道の駅六合では、宿でランチ営業や店先でピザの焼きたて販売等、各店舗で試行錯誤しながらにぎわいの創出を図っております。また、災害時には防災機能を発揮するに当たり、防災備品を完備している道の駅もあり、道の駅六合につきましては、町の防災計画の中で、指定避難所として指定されております。

単なる休憩場所にとどまることなく、住民にとって有用な役割を発揮できるような道の駅を目指し、今後もしっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）答弁いただきましたとおり、道の駅が単なる休憩の場所ではなく、多面的な機能を有している。それは、住民のための機能であり、来訪される方のための機能でもあるということは認識を一緒にできていると感じます。地元の方たちがにぎわい創出のために、キッチンカーを集めてのイベントを行っている。私も足を運びましたけれども、本当にたくさんの方たちがにぎやかに道の駅を利用している様子を見て、大変うれしく思いましたし、また防災拠点として、道の駅六合同様に、道の駅霧山たけやまも避難場所を指定したほうがよいように思いますので、この点は今後重点的に検討していただくよう要望いたします。

道の駅に強く求められるのがその土地ならではの商品や体験ができることです。新鮮な農作物に人気があるのも、その土地で作られたものであり、他の場所では購入ができないものである場合が多いと思います。中之条町にはたくさんの種類のおいしい農作物があります。道の駅で農作物や地場産品をしっかり購入できる体制をつくること、これはもちろん欠かすことができません。加えて、中之条町にある道の駅でなければできない体験を提供できる道の駅にしていくことがこれから運営にとって欠かせないと考えます。中之条町では、伊参スタジオ映画祭や中之条ビエンナーレなど、近隣の他の市町村にない誇るべき文化体験ができる風土がつくられています。これらをイベントと捉えればいつ時のものですが、映画祭のある町、ビエンナーレのある町として、いつ来訪してもその雰囲気を味わうことができる町にしていく、そのことが中之条町のブランディングに寄与することだと考えます。

ここで伺います。中之条ビエンナーレの今後の展開を考えると、イサマムラ、ふるさと交流センター一つむじも併せて、道の駅霧山たけやまの総合的な施設運営の戦略が必要と考えますが、町長の見解はいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）総合的な施設運営についてでございますけれども、現在はそれぞれの条例で定めて

おり、目的に沿った運営を継続して実施してまいりたいと考えております。施設の老朽化や時代背景に沿った柔軟な対応は必要であると思いますが、当面は公共施設マネジメント計画による施設運営を重視しつつ、中長期的な展望も視野に入れ、健全な施設運営に努めてまいります。

公約の一つに、財政の健全化を進めることとしておりますが、公共施設の維持につきましては、今後大きな財政負担が予測をされます。

いただきましたご質問につきましても伊参スタジオ映画祭や中之条ビエンナーレの今後の展開も視野に入れ、ご意見等を伺いながら、未来世代への責任として、引き続き各事業の点検を行いながら適切な施設運営に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）答弁いただきましたとおり、事業と施設の運営は一体、不可分であると思います。

未来への責任として、事業の点検をしていくという答弁でございましたので、中長期的視野に立って、この町の未来に残すべきものは何か。私は、中之条町が現在に至るまで育んできている独自の文化、風土が本当に大切だと考えますが、さらにこういった文化的風土が未来に向けて育んでいけるよう、道の駅やその他の施設の運営にあたっていただくことを重ねてお願いをいたします。

次に、花と湯の町を標榜する中之条町にとって大変重要な施設であります、日帰り温泉入浴施設四万清流の湯について質問をいたします。昨年度長期休館したことに続いて、現在に至るまで施設の断続的な休館が続いている。町民が利用するだけでなく、四万温泉のお湯を楽しみにして、遠方から来られるお客様も多くいらっしゃいます。目的としてきた観光施設が臨時休業であった、観光客として旅する際に最も悲しく、やるせないことです。また、働く人のことを考えても、正社員であれば月給制ですから、休館があっても賃金に変動はありません。しかし、労働時間単位で雇用契約されているパート職員の場合は、保障はあっても手取りの賃金が休館によって減ってしまうことになります。実際に働くかと思ったが、休館が多いために、四万清流の湯で働くのは難しいと、運営委託先である四万温泉協会に町民の方からお話をあったとのことです。

まず、伺います。四万清流の湯の休館が断続していますが、原因は何ですか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）大変ご不便をおかけしておることに対しましては、心からおわびを申し上げたいと思いますけれども、昨年度における休館につきましては、男子浴場の改修工事及び定期検査に付随する配管清掃のための休館が主な原因でございます。建設から30年近く経過をしておりますので、各設備の老朽化に伴う不具合等が発生しております。隨時対応できるものでありますけれども、改修工事においては、休館により対応しなければならない場合もございます。大規模なリニューアル工事を望む声もありますが、現在の状況を鑑みますと、必要とする改修工事を計画的に実施することとしており、四万清流の湯運営協議会におきましてもその旨を伝えているところでございます。今後予定される改修工事につきましても、関係機関と調整の上、最小限の休館日数で工事が終了するよう努めてま

いりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）特に温泉を利用する施設ですので、水回りなど、老朽化に伴い、頻繁に不具合が発生していると思われます。私も、清流の湯運営協議会には前常任委員会所属時に出席しておりましたので、大規模なリニューアルを行わないとする方針は確認いたしました。しかしながら、長期休館を行ってから後も断続的に休館が続くとなると、やはり今後の運営についてはしっかりと考えていく必要があると思います。

次に伺います。四万清流の湯の今後の運営について、町長の見解をお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）四万清流の湯の今後の運営ということでございますけれども、四万清流の湯につきましては、私が議員時代に完成となり、平成8年にオープン、運営が開始されたものと記憶をいたしております。源泉を所有されているみなさんが無償で温泉を提供していただけるということで、四万地区のご要望を受け、当時の宮崎町長の英断により、議会の議決を経て、現在の礎が築かれたものと感慨深く思っております。

先ほどの答弁のとおり、施設の老朽化による改修工事も必要なことから、優先順位をつけ、施設の改修工事を行い、長寿命化を図ってまいります。引き続き、四万清流の湯運営協議会におきまして、運営の方向性等を協議しながら、適切な施設運営に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）地元からの要望もあり、造られた施設であるということです。道の駅のところでも触れましたが、造られた当初の状況と30年近くを経ての現在とでは社会的状況や観光客の動向も随分と変化をしております。

今回の一般質問の準備に当たり、清流の湯の設置条例を調べてみると、産業観光の分類ではなく、第8類、厚生の第2章、保健衛生分類にありました。そもそもその設置の目的が保健衛生のためのものであるならば、その見地からもしっかりと見直しをしていく必要があると考えます。

ここからは提案です。現在、町では四万温泉の魅力度を上げるための予算を計上し、調査を行っているものと存じています。私は、四万清流の湯こそ四万温泉の魅力をアップするための核になれると思っています。宿泊をしなくとも良質な四万のお湯を体験できること、美しい四万の清流がすぐそばを流れていること、四万へき地診療所を併設していることなどがその理由です。ヘルスツーリズムという言葉があるほど、旅と健康促進は相性がよいものです。例えば清流の湯を発着点にして、四万温泉地内のウォーキングを行って、最後に汗を流して帰る、清流の湯から四万川へ下りる遊歩道を整備し、水に触れられるようにするなど、清流の湯の立地条件を十分に生かし、町民の健康寿命を増進し、外部からのお客様にもさらに深く四万温泉の魅力を体験してもらう。特に、町民にとってはへき地診

療所があるわけですから、自身の健康状態のチェックや抱えている健康不安を医師に相談するなど、身近な医療機関として診療所をもっと活用してもらうことも必要ではないでしょうか。温泉入浴は温泉入浴、診療所は診療所、四万の自然の活用はまた別の話というように、個別に考えるのではなく、町民の健康寿命増進、入浴施設運営、観光地の魅力度アップを総合的に考えていくことが必要だと思います。こういった横断的な運営を行うためには非常に柔軟な考え方が必要だと思います。地元住民、事業者、行政関係者、温泉組合、観光客など、多様な当事者がいます。そして、それぞれの当事者にとって、施設との関係性も優先させたいこともあります。関係性が多様であればこそ、その意思統一は一層難しくなります。こういった多様な関係者の意思統一を図る時は、一度当事者と関係ない人に運営の話に入ってもらうことが有効だと考えます。例えば社会課題解決アーティストと呼ばれる活動をしている方がいます。アーティストですが、ただ作品を創って、それを人に見せるだけではなく、社会に存在するあらゆる課題を作品を通して見える化し、課題解決への道筋を一緒に考えていく存在です。この町に中之条ビエンナーレをきっかけに移住したアーティストたちの中にもこういった課題に対し、鋭く目を運び、解決策を模索する人達がいます。前段の道の駅の今後についても同様なことが言えますが、社会課題が複雑化、複合化している中で、今ある施設を活用して、課題解決を図っていくことが必要だと思います。せっかく20年近くにわたりアーティストとの密接な関係をつくってきている中之条町ですから、彼ら、彼女らの力も大いに借りながら、町の施設運営についても一緒に考えてもらおう。ぜひそういうことを今後の施設運営の視点に加えていただきたい。このことを要望いたしまして、1つ目の質問を終えたいと思います。町長、一言あればお願ひします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）まさにおっしゃるとおりだと思います。といいますのは、四万は「四万の病を治す」、そして「世のちり洗う四万温泉」、これがもうみなさん、標語としてよくご存じだと思います。かるたにも歌われております。そういった中において、やはり四万は国民保養温泉地第1号という歴史的な経過もございます。私は町長になって、今まで四万について議員時代も訪れていましたけれども、やはり四万というのは清流なのだろうと、その清流の脇に湧き出ている温泉にゆったりとつかっていただいて、昔は湯治をするということになりますと、原沢議員おっしゃるように、自然を楽しみ、観光を楽しみ、そして湯治をして、健康な体に戻して帰っていくのだと、これが四万の歴史であろうと思っております。そういった中において、今までその魅力を調査するということが今までなかったようなふうに思っております。ですので、令和6年度から四万の魅力を調査する、四万の清流をまず。草津には湯畠もあります。伊香保温泉には石段もあります。だとすれば、四万は何だろうというふうに考えた時に、やはり清流であろうと、こういったものを、全体的に長い川ですから、調査をして、いろんなところにいろんな観光スポットがあるのではないかというのをもう一回見直すと、その脇に立っている四万清流の湯、これはもう地元の要望がありまして、あの時は日帰り温泉施設がなかったものを何とか全国的に先に造ってくれというような形になりました、お泊まりならなくとも四万の清流の

湯を楽しんでいただいて、清流を見ながら自然を楽しむ、そういうことにつきまして、やはり観光協会、四万温泉協会、そういう方々の意見をいただく前にいろんな調査をして、こういった四万の観光スポット、四万の清流はこういうのですよというのを町でもやはり把握をしなければならないだろうというふうに思っております。長い間、その四万の清流は、みなさんご承知だと思いますけれども、どんな観光スポットがあろうかという調査は行われていなかったような、そんな気がいたしますので、令和7年、令和8年に予算組みをさせていただいて、まず調査をして、どこをどういうふうにするか、今まで既存であるもの、どういうふうに生かしていくのだというものをもう一度四万の方々と相談をさせていただく。私が議員になった時は、45万人ぐらいおいでになりました。現在31万人ぐらいであります。できれば、45万人に近づけるような、そういう四万の魅力をもう一度呼び起こす、こういったために四万の清流、あるいは四万清流の湯の既存の施設を利用しながら考えていきたいと、こんなふうに思っておりますので、ぜひ今ご意見承ったことにつきまして、私も同感でありますので、今後皆様方といろんな相談をさせていただいて、四万のみならず、沢渡温泉にもやはり力を入れて、中之条町は花と湯の町ですから、やはり湯に対して、もう一度目を向ける、そんなことを考えていきたいと、こんなふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）ありがとうございます。質問通告にはない内容でございましたけれども、町長おっしゃるとおり、本当に既に中之条町はいい素材がたくさん、温泉も含め、あります。これをどうやってつなげていけるかというのが本当にこれから既にあるものをうまく活用していく大事な視点だと思いますので、また私もいろいろとできる提案させていただければと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、次の質問に入ります。ふるさと納税について伺います。冒頭にも触れましたが、私はふるさと納税が国によって導入された当初の政策目標と現在の実際の運営には大きな隔たりが生じていると感じています。ふるさと納税は2008年に始まり、10年前に上限額が引き上げられたのを機に一気に拡大し、昨年度の全体の寄附総額は1兆2,000億円を超えてます。ところが、そのうち5,900億円は返礼品を含む経費に消え、仲介するポータルサイトにも支払われています。結局自治体に寄附として入っているのは半分程度にすぎません。

まず、ここで伺います。ここ5年間の寄附額の増減経緯はどのように推移していますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ふるさと納税についてのお尋ねでございますけれども、直近5年間のふるさと納税による寄附額につきましては、コロナ禍の影響や返礼品となる地場産品の線引き基準が厳格化されたなどの要因で3億円を下回る寄附額で推移をいたしております。

前年度分から申し上げますと、令和6年度2,307件、2億407万9,400円、令和5年度2,935件、2億

2,183万9,100円、令和4年度2,276件、2億1,580万4,472円、令和3年度2,370件、2億2,458万242円、令和2年度2,443件、2億8,742万1,938円となってございます。特に、前年度の令和6年度に減少した要因は、準町民制度の廃止、中之条ビエンナーレの開催しない年であったこと、令和の米騒動などが影響し、他の自治体へ寄附されたのではないかと考えております。

都市部では、今年8月、新型コロナウイルス感染症が増加したようですが、それでも世間の人々はマスクの着用が減り、外出の自粛もなくなり、コロナ禍以前の生活に戻りつつある状況であります。このような状況の中で、旅行などで中之条町にお越しいただき、返礼品の感謝券を使用していただくことにより、町内での循環や消費喚起に結びつけ、交流人口を増やすための施策の一つとしてふるさと納税を位置づけておるわけでございます。今後は、ふるさと納税の大手ポータルサイトの利用を増やしていくなどの対策を行い、寄附額の増加及び交流人口の増加へと努めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）ふるさと納税の返礼品として、感謝券を通して直接町に来てもらう、そのことで交流人口を増やしていく、これはそもそもふるさと納税の目的に則しており、とてもよい活用の方法だと思います。いち早く感謝券を取り入れた中之条町は大変注目を集め、たくさんの寄附金を得てきました。それを追うように近隣の他の市町村が感謝券を返礼品として導入していった経緯も、私、観光協会で働いていましたので、よく把握しております。私が問題だと感じるのは、このようによい返礼品にはたくさんの寄附が集まり、自治体間の競争が促されるような実態になってしまっていることです。総務省からは、この制度に対し、ふるさとやお世話になった自治体への感謝や応援の気持ちを伝えるものと趣旨の説明がされますが、実際には返礼品目当ての官製ネットショッピングとなってしまっているように感じています。その背景には、仲介するポータルサイトの存在がとても大きいと思います。先ほど昨年度の寄附金額が2億400万円を超えたと答弁いただきましたが、決算書によれば、決算代行手数料とポータルサイト掲載料を合わせて2,000万円を超える額が支払われています。もはやふるさと納税は国による大手ポータルサイトの収益保護システムになっていると言っても過言ではないと感じています。そうはいっても2億円の寄附金収入というのは大きな数字です。答弁になりましたとおり、実際に感謝券が利用されることによって、経済的な効果もあるわけで、すぐに制度から脱退するというのは現実的ではありません。

ここで、返礼品の中身について質問をいたします。この5年間、返礼品の内容はどのように変化をしていますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）原沢議員おっしゃるように、ふるさと納税の一面がそういうふうにふるさと納税の趣旨とは異なるようなというようなご指摘も一理あるかと思います。そういう中におきまして、当町がふるさと納税に力を入れ始めたのが平成25年の秋であります。納税額50%相当の感謝券、納税額

10%の地元特産品、納税額100万円以上の寄附者のうち、希望者に対し、一日町長就任プランを返礼品といたしました。その後、平成29年3月からお礼の電力を返礼品に加えたところであります。しかし、平成29年4月に総務大臣通知により、返礼品割合を3割以下とする要請を受け、平成29年10月より、感謝券は3割とし、1割の地元特産品は廃止とさせていただきました。

国が定める返礼品における地場産品とする基準や返礼品の調達費用基準が年々厳しくなってきており、対象自治体の取消しについても厳格化されてきております。国が示す制度基準に適合するよう、準町民制度事業と一日町長就任プランも令和5年9月で廃止させていただきました。前年度の令和6年度中には、総務省へ申請をしまして、町ブランド米花ゆかり、それから六合の花ドライフラワーを新たに追加をいたしました。このようなことから、令和2年度は納税額30%相当の感謝券、お礼の電力、納税額100万円以上の寄附者のうち、希望者に一日町長就任プランでありましたけれども、令和5年度中に一日町長就任プランを廃止、令和6年度中には納税額30%相当の感謝券、お礼の電力、町ブランド米花ゆかり、六合の花ドライフラワーとなっております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）答弁にありましたとおり、総務省も過熱する返礼品競争に対し、一定の歯止めをかけなければいけないということで規制の強化に移りました。そのことで中之条町への寄附額も減ってきています。そういうたった厳しい状況の中でも地産地消の電力やおいしいお米、ドライフラワーなど、創意工夫して中之条町ならではの返礼品を選んでこられていると思います。

では、この返礼品の内容はどのように決定されていますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）返礼品の内容の決定につきましては、担当課、担当職員が情報収集し、総務省の示す地場産品基準に適合しているかを確認した上で調整、検討して、町長である私が決定をしている状況でございます。令和6年度に返礼品のメニューを追加いたしましたが、地域の魅力発信として、中之条町産のよいものを全国に広めたい、私の一つの思いで判断をさせていただきました。

当町には澄んだ空気があり、清らかな水が流れしており、自然豊かな風景からおいしいお米が収穫されます。また、花や枝物など、花卉業界においては既にブランドとして認知されている六合の花を加工したドライフラワーに、町として近年力を入れております。この町ブランド米花ゆかりと六合の花のドライフラワーをご寄附いただいた皆様にお届けしたいという私の思いで追加した次第でございます。

平成25年度から交流人口を増やすためにも中之条町にお越しいただき、中之条町を応援していただきたいとのことから、感謝券を返礼品の中心に置き、今日に至っております。しかし、様々な事情により、中之条町にお越しいただくことが困難な方もいらっしゃると思われますので、そのような方には中之条町の地元特産品、地元産品を返礼品のメニューに加えて贈りたいと考えております。今後も返礼品メニューがさらに充実したものとなるように研究をさせていただきたいと考えております。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）町長の町への熱い思いで、返礼品を決定されているということが伝わってまいりました。その思いに私も共感いたしますし、先ほども述べましたが、現在の返礼品もとてもよいものであるというふうに感じております。ただ、一方で他にも中之条町らしい特産品はあるのではないかということも感じているところです。返礼品の決定方法について、提案を含めて最後に伺います。

返礼品を選考する委員会をつくり、どの産物が地域貢献につながるかを判定した上で返礼品にすればよいと考えますが、町長の見解はいかがですか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほども申し上げましたが、返礼金につきましては、国が定める基準を満たしたものが地場産品として返礼品に該当いたします。その基準は年々厳しく、取消しにつきましても厳格化されてきております。このような状況の中、地域の魅力を発信し、中之条町産のよいものを全国に広めたいという私の思いに変わりはございません。

返礼品のメニューを増やすには安定供給の確保はもちろん、事業者の業務範囲や発送手続の業務量等を確認するなど、対応していただく事業者との調整や地場産品基準の判定を含めて、慎重に対処してまいらなければなりません。仮に返礼品の選考委員会を実施した場合、返礼品の提案を受けることはできますが、その会議の場において、判断、決定するのは非常に難しいのではないかと考えております。地域貢献につながるよい地場産品があれば、担当課、担当職員に調査研究をさせますので、よいアイデアやご意見がございましたら、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

ふるさと納税での寄附金は町財政における重要な財源でございます。今後も地場産品基準に適合し、ふるさと納税の指定継続を念頭に情報収集を強化して、国の動向にも注意しつつ、制度に適合した途切れぬ対策に努めてまいりたいと思いますので、どうぞご指導よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）力強い答弁いただきました。町長の思いには重ねて私も賛同の意を表すものです。答弁にありましたとおり、総務省の基準、これまたどんどん厳しくなっていくのではないかと思います。今後さらに使いづらい制度になることも十分に予想されます。このふるさと納税の制度については、東京特別区の納税者の5%程度にすぎない高所得者が全体の40%の寄附金控除を受けているという偏りも指摘されています。東京都や特別区長会は、廃止を含め、抜本的な見直しを要求しています。返礼品競争の過熱も富裕層への税待遇もやめるべきである。税金は基本的には住んでいる自治体に支払うべきというのが私の考えです。この制度で助かっている自治体があるのは確かですが、そうした地方格差の是正はゆがんだふるさと納税の仕組みではなく、国の交付税措置などで行うべきだと考えます。ただ、町長の答弁にありましたとおり、現状は重要な財源の一つであることは間違ひありません。今後制度の変化があってもしっかりと財源を確保できるよう、備えをしていくことも必要だと考えます。幸い、これまでに本当に多くの方が中之条町にたくさんの寄附をしてくれました。そして、

その多くの方は中之条町に来てくれ、愛着を持ってくれたのではないかと思います。とても貴重な財産をこの間築いてきたと言えると思います。ふるさと納税の制度を利用するしないにもかかわらず、町のファンになってくれた方に継続的に関わり合いを持つてもらうような仕組みづくりができれば、ふるさと納税が導入された当時の本来の目的を果たせるのではないかでしょうか。今日は時間がありませんので、また機会を見て、中之条町独自の交流人口施策について議論をできればというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）原沢香司さんの質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時15分とします。

（休憩　　自午前11時02分　至午前11時15分）

○議長（安原賢一）再開します。

○議長（安原賢一）次に、山本修さんの質問を許可します。山本修さん、ご登壇願います。3番、山本さん

○3番（山本 修）3番目の質問者であります山本修です。どうぞよろしくお願いいいたします。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

私の質問項目は、1、改正鳥獣保護管理法施行について、2、サル（ニホンザル）による農産物被害への対策についての2項目です。

まず最初に、改正鳥獣保護管理法施行について質問いたします。最近、ヒグマやツキノワグマ、イノシシといった野生動物が人間の生活圏に出没する事例が全国的に増えています。中には人身被害に及ぶ深刻な事例もあることから、今や重大な社会問題になっています。我々が生活する中之条町でもその例に漏れず、クマの出没情報が町の防災無線やソーシャルメディア、LINEの有害鳥獣出没情報などを通じて、このところ頻繁に送られてきています。この4月から8月までの5か月間だけでも28回の出没情報がありました。こういう時には1日に3件もあるなど、決して少ない数ではないと思われます。いつ、自分自身が被害者になるとも限りません。

環境省の統計によると、この数年のヒグマやツキノワグマを含むクマによる人身被害は増加傾向にあり、一昨年の2023年度は被害者数が219人で、死亡者が6人と、統計史上最多を記録したとの報告もあり、今年度はその2023年度に匹敵するほどの被害者推移を示しているという報道もあるほどです。それを受け、自治体の判断で市街地や住宅集合地に出没したクマやイノシシに発砲できる緊急銃猟を可能とする改正鳥獣保護管理法が9月1日に施行されました。迅速な対応が期待できるということが、私をはじめ、町民の皆様の中にはどこがどのように改正され、どのような状況下だと適用されるのか、まだ理解できていないという声も耳にします。

そこで質問いたします。自治体の判断で、市街地にいるクマやイノシシに発砲できる緊急銃猟が9月から施行されたことに伴い、従来の警察官職務執行法に基づく発砲命令と大きく違う点は何かお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、山本修議員の質問にお答えをさせていただきます。

人里にクマ等が出没した際、住居集合地域等で猟銃を使うことは、警察官が命じた場合を除き、原則禁止とされています。今般改正法が施行されることで、令和7年9月1日からは地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能とし、条件が満たされた場合は特例的に猟銃が使えるようになるということです。これにより、住居集合地域等では銃器を使用しての捕獲が禁じられておりましたが、人身被害を生じさせるおそれの高いクマ等につきましては迅速に対応することが可能となってございます。幾つかの条件等もございますけれども、例えば人の日常生活圏にクマが出没した場合は、地域住民の安全の確保の下で銃猟をするとか、市街地半径200メートル以内に人家が10軒以上ある場合は銃猟を禁止するとかいろいろな条件があるようでございますけれども、いずれにいたしましても9月1日からはそういった改正施行がなされたということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）今回の改正法もまだ施行されて間もないということもありまして、町長の答弁も慎重にならざるを得ないようなところがうかがえております。そうしますと、これまで警察官職務法で警察官が命じた場合を除き、猟銃を使用することは原則禁止されていましたが、本改正法が施行されたことで、地域住民の安全性確保の下で銃猟を可能とし、条件が満たされた場合は特例的に猟銃が使えるようになるとの答弁でした。それも人身被害のおそれの高いクマ等については、迅速に対応することが可能になるということですが、そこで質問いたします。

どのような条件を満たせば、緊急銃猟で猟銃使用が可能になるのか、その際猟銃使用の判断及び発砲許可をハンターに出せる権限を持つ人は誰なのかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）緊急銃猟の条件は次の4項目になっております。1つとして、生活圏にクマなどが侵入、または侵入のおそれが大きいこと、緊急性が認められること、猟銃以外の方法による捕獲が難しいこと、人に弾丸が到達するおそれがないなど、安全性が確保されていること、この4条件が満たされた場合、特例的に猟銃が使えることとなります。緊急銃猟につきましては、町の判断と責任というところでございますので、権限を持つ者は町長ということになります。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）町長の答弁にもありましたが、この4条件を満たせば、特例的に猟銃が使用でき、さらに迅速な判断の下でクマの捕獲が可能になる、その緊急銃猟の実質判断の権限を持つのは町長ということで確認させていただきました。

本改正では、地域住民の安全確保を優先としつつも迅速な対応が期待されるだけに、その実質判断を委ねられた自治体職員や市町村長にとって、相当な重圧と負担になり得るという思いがいたします。その責任の重さが、増やすことによって懸念する声も上がっているという中で、自治体による対応の体制や実際の業務に影響を及ぼすことが見込まれることになりますが、そこで質問させていただきます。

これまで現場での迅速な対応が大きな課題でしたが、迅速な対応が期待されることから、緊急銃猟の適用の判断から、ハンターによる発砲に至るまでの手順や流れの説明を。また、適応される場合の具体的なケースとはどのような時なのかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えをさせていただきます。

クマ等が出没した場合におきましては、情報収集を行いながら、地域に精通した実施隊の意見を仰ぎながら、最終的な実施判断は町長が行うことになります。まず、地域住民の安全確保のため、通行規制や住民避難により安全策を十分に講じます。そして、クマ等を実施隊員が狙撃することになりますが、発砲のタイミング等は実施隊の知見に委ねることになります。標的を外した時や弾丸が貫通した時など、弾丸が飛散したりしないように周辺状況を判断しながら行う必要がございます。

なお、必ず緊急銃猟で対応しなければならないわけではなく、追い払い等を含む複数の手段の中から適切な手段を選択するということでありますので、適応されない場合の具体的なケースの言及は避けさせていただきますが、緊急銃猟の条件の4つに該当しない場合は実施をいたしません。

以上です。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）町長の答弁の中に、緊急銃猟の4条件に該当するということも大前提ですが、発砲しないケースもあるということで、その判断というのが非常に町長及び自治体の判断ということで大きくなることになるのではないかというふうに考えもしますが、さきの答弁で、まず地域住民の安全確保のため、通行規制や住民避難による安全策を十分に講じますとし、そこで発砲のタイミングは実施隊の見地に委ねるという答弁でしたが、そこで質問させていただきます。

状況によっては通行規制や避難指示が必要になることから、自治体、警察、猟友会などの合同訓練による連携と対処可能なマニュアル作成等の体制の整備がどうなっているのかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）議員おっしゃるとおり、クマが人家や施設に接近、または侵入した場合、安全な場所に避難していただくことも想定をされます。通行規制が必要なケースもあり得るので、警察署に連絡を取り、安全の確保を行います。同時に、猟友会組織の長と連絡を取り、なるべく複数名の撃ち手に出動していただき、発砲による駆除を行います。合同訓練につきましては、必要性を検討してから実施したいと考えております。

中之条町緊急銃猟の対応マニュアルは精査し、整備したところでございます。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）ありがとうございます。猟友会関係者によると、もしクマが出没している状況下で、住民の避難がスムーズにできるのだろうかというような疑問の声も上がる中で、通行規制や誘導などを必要とする状況も現実的にあるということから、警察と連携して住民への周知を十分に図つていただきて、ハンターへの負担を軽減しながら、安全を確保した上で実施を行ってほしいと考えますが、そこで質問いたします。

緊急を要する状況下で、これまで禁止されていた夜間の市街地での銃猟の使用が緊急銃猟では可能になるのでしょうか。そうなると、ハンターにも一定の技術と経験が必要になると思いますが、安全性の担保は十分に考慮されているのかお聞きいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）夜間の緊急銃猟は可能になります。令和7年7月の環境省の緊急銃猟ガイドラインにて、緊急銃猟を行う捕獲者の要件が定められており、これに合致していかなければなりません。議員のおっしゃる技術と経験につきましては、「1年間に2回以上の銃猟又は射撃の練習をしていること」、「過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者」とされております。一定の基準が設けられております。

また、夜間の緊急銃猟の撃ち手には、追加要件があり、夜間銃猟安全管理講習を受け、さらに高い狙撃技術が必要となります。以上となります。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）ありがとうございます。やはりかなり立て籠もり等、あるいは クマによっては状況下が変わってきますし、どうしても膠着すると夜になり得る可能性もありますから、人命重視だと、やっぱり夜の発砲も考えざるを得ないというふうに考えるのですが、夜間の場合は暗くて見通しが利かないということから、人命が脅かされる可能性が大きくなると思います。状況下によっては、建物などの破損や人身事故に発展しやすいため、慎重な対応が求められますが、そこで質問いたします。

発砲の際に、建物への破損が生じた時や流れ弾で人身事故が発生した場合等の補償や賠償問題はどうなるのかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）緊急銃猟により物損や万が一の人身事故が生じた場合には、実施者たる市町村が損失を補償、賠償することとなります。緊急銃猟は、市町村長が実施者であり、市町村長の委託を受けて、緊急銃猟を実行する者が損失の補償を行うことは適当ではないためであります。発砲により、獣が暴れたことで生じた物損等も含まれます。

人身事故が生じた場合は、国家賠償法に基づく国家賠償請求を市町村が受けることが想定されます。

国家賠償法とは、公務員や公の营造物の設置や管理に瑕疵があったために、他人に損害が生じた時は、国、または公共団体が賠償する責任を定めるもので、町が賠償責任を負うこととなります。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）賠償補償や賠償責任の問題が明確に示されるということがたぶんこれから非常に問題になり、重要な問題かと思いますし、ハンターへの負担もそういう意味ではかなり重いものになってくるということで、総合的に町長が判断するということも町長に対しても非常に重い責任と負担になってくるのではないかというふうに、私ですら考えますので、クマを駆除するということを願って、今までよりも迅速にというふうに考えてはいるのですが、そうそう簡単にそれができるものなのかということを今後検討する意味があるのではないかというふうに思います、賠償問題が明確に示された上で、事前の安全確保を十分に行い、猟銃の発砲を委託されたハンターにとって、緊急銃猟の実施の事実上困難になる、あるいは足かせにならないように、国や自治体の責任において、安心安全に従事できる体制づくりを整えていただきたいと思います。さらに、万が一の事故に備えた補償制度、あるいは整備も事前に十分に検討されるべき課題だと考えます。慎重に対応していただきたいということをお願いを込めまして、この改正法の今後の運用をお願いしたいと思います。しかし、それにより何よりもこの中之条町で緊急銃猟が発令されることがないように切に願いまして、次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問項目は、サル（ニホンザル）による農作物の被害への対策についてです。これまでも一般質問で同僚議員が有害鳥獣対策に関する質問を何度もされてきました。町も中之条町鳥獣被害計画を策定し、被害防止対策や被害軽減目標などを示し、中之条町猟友会や鳥獣被害対策実施隊との連携を取りながら、農業従事者に対して有害鳥獣対策のバックアップを行ってきていると十分承知しております。しかし、今回私が住む六合地区では、クマ、イノシシ、シカといった有害鳥獣の被害だけでなく、例年に増してサルによる農作物への被害拡大が住民を非常に悩ませております。それらの住民の意見を、あるいはその相談を受けながら、ここでその窮状を知るために一般質問をさせていただきました。とにかく今年は地域のどこに行っても会う人会う人、大なり小なり、サルの農作物被害を訴えます。電気柵をやっても駄目、サルのネットを使っても駄目、何をしても食い荒らされてしまう、ロケット花火をやっても一時的だけ、ずっと監視しているわけにはいかず、何かいい方法はないだろうか、町で何とかしてくれないかといった切実な状況を訴えてきます。

そこで質問させていただきます。今年に入り、町にはどのようなサルによる被害情報が入っているのか。また、その被害状況や詳細認識はどこまでされているのかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほどの山本議員の前段のクマの被害、あるいは六合地区のみならず、中之条地区においてもシカの問題、加えてこのサルがやはり知恵がある、学習能力がある、こういった動物でありますので、これも非常に悩ましい問題であると考えております。そして、イノシシの場合は豚熱、

そういうことにも関連しますので、本当に獣の被害というものが今年の場合は特に感じるような、そんな年であります。

議員お尋ねの被害状況ということでございますけれども、有害鳥獣を追い払うために花火、爆竹、轟音玉等、農林課の窓口においてお渡ししておりますが、その都度被害の情報の聞き取りを行っております。管内の網羅的な被害状況は、年度末に被害調査を実施し集計しますので、令和7年度における現時点での詳しい被害金額などは集計してございません。

サルにつきましては、集団性や学習能力の高さに加え、半径200メートル以内に人家が10軒あれば発砲できないという銃の法的制限もあり、捕獲が難しい中、年平均100頭近く捕獲していただいておりますが、非常に手強い相手であるということは認識をいたしております。

六合地区における被害の中には、ハウス栽培のスイカとメロンの食害がありました。実施隊員により、わな設置中に農業用ネットを切られて侵入されたという事案もあったようでございます。

また、トウモロコシ、トマト、カボチャ、落花生、インゲンの食害も発生しております。こちらは、町で販売しているサル用ネットで囲い込むように防除いたしましたが、2か所をかみ切られました。その小さい穴から小サルにトウモロコシを取ってこさせたようでありまして、およそ100本の被害があったようございます。

以上です。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）町長の答弁の中にありましたが、今サルというふうに簡単に言いますが、非常に知恵をつけておりまして、今までに考えられないような侵入の仕方というのをかなり目にしているのですが、サルの被害に遭った、その2件の農業者の方にも、私は直接お会いして、被害状況を詳しくお伺いしてきたのですが、両方の方も農作物はほぼ全滅だったというふうな話をされていました。獣友会に所属している私自身も非常にサルの被害を相談されますので、被害状況を詳しく把握するために、六合地区全域を対象にサルの被害に遭った農業者や専業農家に聞き取りを行ってきています。被害が多種多様の農作物にも及んでいるため、例えば1つずつ例を挙げて、今町長が挙げていただきましたけれども、それ以上にもうこんな物までかじるのか食べるのかというところで、例を挙げますと切りがありませんが、一例を挙げますと、ブルーベリー畑に毎日来て、枝を折られた上に全滅させられたという農業者がいれば、出荷前のトマトハウスに集団で来て破って、出荷できないような状況になって断念したという話もありますし、さらにトウモロコシは既に1,000本以上食べられていて、このままだと2,000本を超えて、3,000本に迫る被害になるというふうに話す専業農家さんもいました。専業農家なので、サルに対する対策はかなり十分に行っていたのですが、とにかく30から50の群れが押しかけてきて、とても太刀打ちできないような状況になっていまして、そのため収益がかなり減収になってしまふということで頭を悩まし、嘆いておられました。

そこでお聞きいたします。過去5年間のサルの捕獲数の推移と捕獲状況は。また、サルによる農作

物の被害金額と鳥獣被害全体に占めるサルの被害の割合、パーセントをお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）サルの捕獲頭数は、令和2年度167頭、令和3年度54頭、令和4年度77頭、令和5年度104頭、令和6年度91頭となっております。

サルによる農作物の被害金額は、令和6年度では約368万円、鳥獣被害全体の39.6%を占めておりま
すので、サルの被害が決して小さくはないと考えております。

なお、参考に令和2年度から令和6年度までの5年間の平均をお示しいたしますと、約331万円でござ
いまして、鳥獣被害全体の32.6%を占めております。

以上です。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）町長によりますと、5年間の捕獲頭数が大体平均で100頭というふうにお答えになっ
ていただきましたけれども、やっぱりサルは非常に賢いというか、捕獲したくても捕獲を考えている
人間にとって思うようにいかないというのが現実ではあります。サルの捕獲数は100頭ですが、そのわ
なやくくりわなというのが自治体によってはかなり効果的でもあるのですけれども、それを駆使して
何とか捕っていただくということで、この頭数を確保できているのかなというふうに考えます。

サルの農作物の被害金額には、令和6年度は鳥獣被害全体の39.6%で、およそ4割を占めて、決し
て小さくないというふうにお答えになられています。ちなみに、令和5年度は54.7%と、5割を超
えていましたので、若干少なくなっているのですが、それでも40%台に近いということはかなりの被
害が続いているのではないかというふうに思います。

そこでお聞きいたします。主の農産物の被害内容と被害状況及び内容から見えてくる地域の特性を
お聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）令和6年度の被害状況を申し上げますと、被害面積は49アール、被害金額は368万円
でございます。被害状況といたしましては、食害や踏み荒らしによる被害内容でございます。桃やリ
ンゴの被害額が大きいようですが、その他野菜であれば、カボチャ、キュウリ、大根、トウモロコシ、
トマトの他、稻、豆類、芋類にも被害があり、被害は広範囲となっております。被害額は令和5年度
に急増し654万円、令和6年度には半減し368万円となりました。被害発生地域は、六合地区をはじめ、
沢田、伊参地区でございます。

以上です。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）サルによる農作物の被害金額は、令和6年度は367万7,000円で、農産物の被害の種
類は広範囲に及んでいるというお答えですが、やはりどんどん、今まで食べていたものとは違うもの、
あるいは被害の状況が変化してきているというのは非常に地域を回っていまして、その農業者の声で、

去年まではそうではなかったと、あるいはそんなにひどくは、なんて言うか激しいというか、状況的にもう凶暴的な形で押し寄せてくるみたいな、そういったお話もありまして、被害場所も六合地区をはじめ、沢田、伊参地区等で桃やリンゴの被害がかなり大きいと答弁されていましたので、そちらのほうにもお話を伺いたいなとは思っておりますが、私が六合地区内を調査して回った印象では、今おっしゃったように、手口というか、侵入の仕方が非常に巧妙で、今までの対策ではちょっと考えられないような侵入の仕方というので、特に一度の出没の仕方で狙った獲物をもう完膚なきまでに食い荒らしてしまう。ほぼほぼ一口も食えないという農家の方もいらっしゃったりするので、群れと個体の数が非常に多いというか、増えているのではないかというふうに感じました。電気柵はもちろん、サル用のネット、トタン板など、侵入する経路なり、全て断っていても、例えば町長のお答えの中で、ネットを歯でかんで破って、穴を空け、そこに小サルを入れて、みんな持ち出してくるとか、私が見た、トタンで囲っていた部分を力で開けて、そこから侵入するとか電気柵も電気の流れを覚えていて、電気の、聞いたお話ですけれども、ピッピッという流れの瞬間を狙うとか、もう大きな体格のサルは少しぐらいピッピッ時でも全然平気で、強引に入ってしまうとかという形で、ちょっとサル知恵というものの働き方と凶暴化というのが非常に脅威になっているような現状を私は確認して、これはこれまでいいたら、せっかくお金をかけて、サルが入らないようにしても全く効果がないというか、そういう現状をちょっと目にしましたものですから、こうなったらもう実施隊に捕獲補助、あるいは駆除していただかないと、もうやっていけないということを言われましたので、そこでご質問ございます。

現在活動中の中之条町鳥獣被害実施隊の総隊員数と平均年齢は。そのうち六合地区の隊員数と平均年齢を教えてください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）山本議員おっしゃるように、実施隊のみなさんには本当に頭の下がる思いであります、山の中を、そして川の中を、我々の被害を未然に防ぐために、そして献身的に努力されていることに対しまして、この場をお借りして、本当に心から感謝を申し上げる次第でございます。

そういう中で、現在活動中の実施隊のみなさんの隊員数ということでございますけれども、令和7年8月20日現在、町の鳥獣被害実施隊員は84名であります。平均年齢は68歳となっております。

六合地区におきましては、23名、平均年齢が70.2歳でございます。今ご指摘のように、年々隊員数の確保は難しいでしょうし、高齢化が進んでくるということもありますので、もう実施隊のみなさんにもうお頼みしなければならないのですけれども、町としてもいろいろな支援はこれからも続けていきたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）ありがとうございます。実施隊に向けて、町長のありがたいお言葉をいただきまして、実施隊もたぶん心強く、今後の活動に生かせられるというふうに思います。ただ、実施隊も通常

の仕事を抱えている中で実施活動をされ、行動範囲が限られておりますので、非常に何とか農業者の役に立ちたいというふうな旨で、みなさん一生懸命やっているのですが、今おっしゃられたように、高齢化も一つありますし、私が知っている範囲では、5年以前だとかなり積極的に活動されていたのがもう体が利かないとかちょっと無理ができないということも言われていて、どうしてもやっぱり限界がそろそろあるというか、限られた範囲でしか対応できないということのジレンマが非常に多いというのを感じます。このまんまではサルの影響で地域のコミュニティーというか、地域全体が疲弊してくるというか、かなり農業者も維持管理とか自分達が作ったものが全てサルに奪われているということで、サルのために作っているというような感覚もあって、やめてしまおうかというふうな考え方になったりとか、やめてしまうと、そこが草だらけになって、また隠れる場所になってしまうこともありますし、地域の荒廃や環境の悪化を懸念して、町に住みづらいというような形になれば、またそれはそれで地域の問題になるのではないかというふうに思いますし、もうサルは町に住みついているような状況も一部ありますし、なかなか山には帰ってくれないということで、商店、中に入つて商品を盗むとか、あと挙げ句の果てに家の中に入つてくるような状況までにいたら、市民の生活が脅かされるのではないかというふうに怖がっている人もいますので、そこで質問させていただきます。

実施隊とともに、町が重点的に実施している被害対策の内容と現状を加味した今後の展開及び課題とは何かお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）実施隊の方には、わなや銃によるサルの捕獲にご協力をいただいております。特に、六合地区には猟友会が新たに購入したものを含め、合計7基のサル檻が設置されております。見回りを兼ねた駆除をお願いしております。

今後の展開といたしましては、県の鳥獣被害対策センターの協力の下、体格のよい雌猿にGPS発信機をつけ、位置情報を収集することを始めようとしてございます。雄は成長すると群れを離れることがあります、雌は生まれた群れにとどまることが多いようですので、群れの動向を把握することができるようになります。そして、群れの位置情報を共有することで、最適な場所にわなを仕掛け、効率のよい捕獲や追い払いが期待できます。

また、今年度から新しく捕獲報告システムの稼働を予定しております。実施隊員がスマートフォンを使って、有害鳥獣の捕獲を報告することや位置情報を収集することが可能となります。そして、一般の住民の方も目撃情報を登録することができますので、捕獲に役立てられるものと考えております。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）町長の答弁を伺っていました、町としてもやはりいろいろ対策を考えていただけるということは十分承知できましたし、体格のいい雌にGPSの発信機をつけたり、新しく捕獲報告システムの稼働を予定しているということをお聞きしましたので、サルの対策には積極的に動いて

いただいているのだなというふうに認識させていただきました。大変ありがとうございます。

それぞれその捕獲実績に結びついていただけるようになれば非常にうれしいのですが、課題もまだたくさん残っているとは思います。いずれにしても、実施隊の協力なくしては実現可能とはいきませんので、今後とも実施隊の協力が必要ではないかなというふうに考えております。

そこで、今六合地区ではこの窮状を何とかしようと考えて、みんなで抜本的な解決策を思案しながら、農業従事者や地域の有志を募り、猟友会や実施隊とともにサルの被害対策の捕獲駆除チームを編成して、地域全体で取り組んでいこうということで、今から思案をめぐらせている状況です。ですので、個人の部分ではもうかなり限界が来ているというふうに感じましたので、地域全体で、あるいは地区で見守りながら、猟友会なり実施隊だけに頼るのではなくて、みんなで駆除、捕獲ということを考える組織というまではいかないのですが、そういう流れをつくっていこうというふうにちょっと考えて、猟友会に相談したりとか、地域の方にも了承を得て、私が回っている中で、あっ、いいよ、協力するよと言う方が結構いらっしゃったので、かなり切実な問題でもありますので、そういう動きがあります。

そこで質問させていただきます。今後の被害対策は、農業者個人の努力や駆除隊の力に頼るだけではなく、地域による共助、行政による公助がそれ一丸となって、新たな抜本的対策案を模索し、試験的に実施を試みることで、サル等の捕獲頭数の増加や被害の減少につながると考えますが、それらの支援策を含めて、町の考え方をお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）山本議員おっしゃるように、住民や農家による自助、行政区や集落等の地域による共助、行政による公助による相乗効果によって、有害鳥獣被害は減少につながるものと考えております。有害鳥獣に対して、新しい取組は内容をしっかりと吟味をし、支援できるものは引き続きバックアップをしていきたいと考えております。いずれにいたしましても、本当に近年クマの被害、サルの被害等々、イノシシの被害がありますけれども、特に今年はご挨拶で申し上げましたけれども、クマが全国的に非常に問題になってきている。あわせて、嬬恋、長野原方面、六合地区はシカが、食害を含めて、大変な増殖をして増えているということでございますので、やはり本当にいろんな連携を取りながら情報収集をしながら、みんなでやっぱり力を合わせて何とかそういうものに対しての対応策を考えていかなければならぬでしょうし、実施隊のみなさん方とは本当にこれからも協力をさせていただきながら、町として支援をできることについてはしっかり情報共有しながら進めていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）ありがとうございます。町長の言葉を受けまして、今後地域単位で来年度からできるような動きをしていきたいという形で、みなさんの意見を聞いて、形を整えて、今進めているような段階ですし、やっぱり1人とか駆除隊だけ、地域の人だけというのはもうある程度限界が来ている

のかなというふうに感じます。それで、地域をまとめて、それができるような体制を2年3年スパンで考えていきながら、何とか協力を得たいなと思っています。

それで、私が地域を回っている中で、丹精込めてやっと食べられるような時になって、サルに全部食べられてしまうと、子どもや孫に野菜を送ってやるために育ててきたのに、今年はもう送ることができなかつたというふうにがっくりと肩を落とすお年寄りの姿がいつも心に残ります。

そこで、外丸町長にはサルに対する駆除費の増額や捕獲や駆除などの被害対策に関する新たな取組へのバックアップを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）山本修さんの質問が終わりました。



◎散会

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

3日目の5日は定刻の午前9時30分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。長時間にわたりご苦労さまでした。

(散会 午後0時00分)

令和7年第1回中之条町議会定例会 9月 定例会議 会議録 第3日

招集年月日 (会議)	令 和 7 年 9 月 5 日								
招集の場所	中之条町役場 議事堂								
再開 日時	再開	令和7年9月5日午前9時30分							
	散会	令和7年9月5日午前11時55分							
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	
	1番	原沢 香司	応招	出席		9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	//	//		10番	関 常明	//	//
	3番	山本 修	//	//		11番	唐沢 清治	//	//
	4番	割田三喜男	//	//		12番	福田 弘明	//	//
	5番	山田みどり	//	//		13番	鶴持 秀喜	//	//
	6番	佐藤 力也	//	//		14番	小栗 芳雄	//	//
	7番	関 美香	//	//		15番	安原 賢一	//	//
会議録署名議員		10番 関 常明	11番 唐沢 清治	12番 福田 弘明					
職務のため出席した者 の氏名			事務局長	田村 深雪	書記	山田 和弥			
			議事書記	小板橋 千晶	書記	林 沙晶			
			議事書記	割田 祐太					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	飯塚 和子
	副町長	篠原 良春	観光商工課長	山本 嘉光
	教育長	山口 晓夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	企業課長	山田 秀樹
	防災安全課長	篠原 充	六合支所長	油井 文男
	税務課長	齊藤 泰典	会計管理者	安原 隆一
	地域共創課長	湯本 文雄	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	劔持 和美
	保健環境課長	小池 宏之	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和7年9月5日午前9時30分開議)

第1 一般質問

◎ 開議前のあいさつ

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。

第1回定例会9月定例会議の本会議も本日で3日目となりました。本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。発言される方は、聞き取りやすくなるようマイクの調整をお願いいたします。傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されたりしますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。傍聴席の皆様についても、体調管理のため、水分補給をお願いいたします。

◎ 開　議

○議長（安原賢一）ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

◎ 一般質問

○議長（安原賢一）日程第1、一般質問を行います。

質問者にお願いしておきますが、議会基本条例第6条に規定する本会議における質問質疑は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされていますので、最初から一問一答方式で、答弁まで含めた時間で60分以内でお願いします。最初のベルが残り10分、2回目が残り5分、3回目が残り1分です。

なお、最初の質問については、登壇して行い、再質問、あるいは第2項め以降の質問は自席で行ってください。また、執行部も最初の答弁は登壇して行い、次からは自席でお願いします。

議会基本条例第6条第2項において、議員の質問に対し、議長の許可を得て、論点、または争点を明確にするために、反問することができるとされています。議員と執行部の活発な質問により、よりよい町づくりを目指し、議論をお願いします。

では、あらかじめくじ引で決定した順序により質問を許可します。

最初に、割田三喜男さんの質問を許可します。割田三喜男さん、ご登壇願います。4番、割田さん

○4番（割田三喜男）みなさん、おはようございます。議長の許可をいただき、本日は2項目の質問をさせていただきます。

まず1点目、人口減少に対応した地域づくりについて、2点目、人口減少に伴う地方公共団体のあり方についてです。国が地方創生の施策を打ち出して10年がたちますが、東京一極集中、地方の人口減少は歯止めがかからず、現政権では地方創生2.0を看板政策に掲げました。

そこで、我が町のこれまでの地方創生の振り返りとして、（1）といたしまして、第1期、第2期の人口ビジョン・総合戦略の検証についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、割田三喜男議員のご質問にお答えをさせていただきます。

第1期、第2期における人口ビジョン及び総合戦略の検証では、設定した目標や重要業績指標、KPIに対する進捗状況や課題につきまして、中之条町まち・ひと・しごと創生有識者会議を開催をし、外部有識者の評価を行うなど、総合的に評価をいたしました。評価にあたっては、有効であったと評価いただいた事業であっても、様々な視点からのご意見がございました。具体的には、教育環境の充実に関するKPIにあっては、小中学生の携帯、スマートフォン所持率となっておりましたが、所持する、所持しないではなく、情報リテラシーなどの観点により、設定し直すべきではないか。英語力向上事業など特色のある教育環境の充実に関する評価では、大変有効であり、もっと推進をするべきであるなどの意見もいただいております。また、移住や起業、公共交通の見直しなどについてもご意見が出されております。こういった評価を踏まえ、地域の人口や社会環境の変化を踏まえた方針やKPIの見直しが必要と判断し、令和6年度から第3期に当たる新たな中之条町デジタル田園都市構想総合戦略の策定につなげております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）KPIの具体的な内容もご答弁いただきまして、誠にありがとうございました。

第2期総合戦略の令和5年度のKPIは、ホームページで公表されていますが、オールAで成果があったと思われます。一方で2024年4月発表の国の戦略会議では、消滅可能自治体744で引き続き中之条町は消滅可能と公表されました。KPIは改善されたが、消滅可能性自治体を脱却できなかつた、5年ごとの総合戦略の人口目標は達成できなかつた、若年人口減少率の状況はどうかなど、振り返りが必要かなと思っております。

総合戦略においては、まち・ひと・しごとを掲げ、地方創生を進めてきております。日本全体で人口や子どもの数が減っているため、中之条町だけ増えるということは考えにくいのが現状です。しかし、取組によっては人口減少のスピードを抑えたり、高齢化率の上昇を抑えることは可能だと思います。

この（2）といたしまして、人口減少、少子高齢化の抑制について、町はどのような状況かお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えをさせていただきます。

人口減少や少子高齢化は全国的な課題であり、中之条町においても人口減少、少子高齢化はさらに進むものと見込まれております。国立社会保障・人口問題研究所による推計では、20年後の2045年には本町の人口は1万人を下回る9,387人と推計をされております。このため、切れ目のない子育て支援施策の充実など若い世代の希望をかなえ、安心して暮らすことができるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。また、地域資源を積極的に活用して地域の活力を高めるとともに、特色のあるまちづくりによる魅力発信の取組を推進して交流人口や関係人口の拡大を図ってまいります。そして、地域を支える産業の振興や創業支援など、移住定住につながる取組を強化して、若い世代が町を離れていく流れを変え、町に人を呼び込む流れをつくるなど、人口減少対策に取り組み、人口の減少スピードを緩やかにすることを目指してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。ビエンナーレや六合の花などの関係者の移住により、移住者や新規就農者などが増加し、成果があるところがありますが、再び消滅市町村と指摘されたのは誠に残念であると思っております。しかしながら、移住者増加の取組などは引き続きさらに充実させることが大切であると思いますので、よろしくお願いします。

また、答弁いただきましたように、産業の振興や創業支援などを強化して若い世代が町を離れていく流れを変え、町に人を呼び込む流れをつくるなどの人口減少対策を改めてお願い申し上げます。

次に、デジタルは過疎をよりよき方向に変えてくれると大いに期待しております。

そこで、（3）のデジタル田園都市構想総合戦略の重点的な取組についてお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）中之条町デジタル田園都市構想総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に規定する市町村のまち・ひと・しごと総合戦略として位置づけられるものであります。地方、田舎であっても自然とともに安心安全、快適に暮らすことができるよう、地域のつむぎ手となる人々が活躍することやデジタル技術を活用したDXを推進し、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりにより、持続可能な町を目指す戦略となります。重点的な取組として、1として「中之条町の特性を生かした魅力ある仕事を創出する」、2つ目として「中之条への人の流れをつくる」、3つ目として「中之条で家族を増やしたくなる」、4つ目として「共創のまちづくりを行い、幸せな暮らしを守るとともに、時代に合った魅力的な地域をつくる」、以上4つの基本目標を定め、重点事業を設定し、施策を展開してまいります。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。DXを推進し地域の特性を生かした魅力ある地域づくりにより、持続可能な町となるよう願っております。

さて、我が町においても高齢者の構成比が増え、人口減少が続いております。人口減少は、地域コミュニティー、共助などの機能低下や空き家、空き店舗、耕作放棄地の増加、地域公共交通等の撤退など様々な影響があります。

この対策といたしまして、（4）といたしまして、人口減少に備えたまちづくりについてお伺いさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、人口減少に備えたまちづくりに対してお答えをさせていただきます。

人口減少につきましては、今後のまちづくりに大きな影響を及ぼすものと認識をいたしております。地域の担い手不足や公共サービスの維持など、多くの課題が想定をされます。先ほど答弁をいたしましたけれども、人口減少対策の実施に加え、高齢者など多様な町民が活躍できる環境を整え、必要な支援を受けながら住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して元気に暮らし続けられるよう地域包括ケアシステムの構築など、共生社会づくりが必要であると考えております。人と人、人と地域などが支え合い、つながり、地域課題の解決に向けて協働し、新しい魅力を生み出す「共創のまちづくり」を今後も推進してまいります。

防災、減災対策や地域公共交通の在り方につきましても、安心安全な暮らしを維持する地域づくりや利便性の向上など、デジタル技術を活用したDXを活用し、時代に合った計画やシステムの整備及び見直しに取り組んでいきたいと考えております。

今後におきましても、人口減少の影響を受け、行政サービスの担い手が減少することが想定をされますが、公共サービスの維持、利便性のさらなる向上を図っていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。さらに地域共生社会、そして共創のまちづくりを推進していただきたいと思います。

中之条町は、面積が広いため、地域によって課題は様々であり、同じ課題であっても取り組むべき優先順位が異なる場合があります。そのため、その地域に住む住民のみなさんにご協力をいただきながら対応していくかなければならないと思っております。町と地域が共生し、地域特有の課題を解決しながら、人口が減少しても持続可能な地域づくり、多機能な地域共生社会の実現を目指していく必要があると思っております。

また、町の各地域には多くの農村集落があり、地域における基本的な単位でありまして、地域住民同士が相互に扶助し合いながら生活の維持、向上を図る生活扶助機能、農林業等の地域の生産活動の維持向上を図る生産補完機能、例えば草刈りとか道普請などです。農林地や地域固有の資源、文化等の地域資源を維持管理する資源管理機能を果たしていると思います。

そこで、伊参、六合、沢田、名久田の地域ビジョンについてお伺いいたします。よろしくお願ひいし

ます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）本町は、割田議員ご存じのように美しい村連合にも加入しておりますし、美しい景観や自然、そして何より温泉などの地域資源に恵まれた地域でございます。町内の各地域には、それぞれの特性がございます。地域資源のPRや温泉地のプランディングなどにも力を入れ、魅力の向上を図ってまいりたいと考えております。一方では、沢田、伊参、名久田、六合地区では、中之条地区と比べると少子高齢化が顕著であります。地域の問題はより顕在化すると思料をいたします。各地域における地域ビジョンについては、現時点では明確に策定しておりませんけれども、町の実情や課題を踏まえながら、必要に応じて皆様のご意見等を賜りながら検討を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

集落の維持、再生の柱は、住民生活に対する支援であり、その取組には人づくり、組織づくり、拠点づくりが必要だと言われております。まず、地域住民が自分事と認識して内発的に動くことが必要であり、きっかけは行政の施策であったとしても、住民の意思が反映されるものでなければ再生には結びつかないと思っております。そして、その動きを集落全体のものとしていく過程においてはリーダーとなる人材が必要であり、活動を継続的なものにするには組織として活動することが望ましく、その中で後継者育成もなされるべきであると思っております。そのように組織として活動するには、拠点が必要になります。例えば公民館、廃校になった校舎など、地域のシンボル的存在を人が集まる場所、他県では交流センターなどがありますが、地域の拠点が必要であると強く思っております。全国的に見ますと、島根県雲南市では公民館を改編し、旧小学校区ごとに交流センターを設置、小規模多機能自治に取り組んでおります。地域の拠点での役割は、支え合いなどの地域構成社会構築の拠点、草刈り、道普請などの環境整備の拠点、住民交流の拠点、防災の拠点、子育て支援の拠点、文化財の保護承継の拠点など多岐、多機能にわたっております。地域の拠点の運営主体として、共助、サービス提供を行うネットワーク型組織、言わば地域のプラットフォーム的役割を担う地域運営組織の設立が求められていると思っております。伊参地域では、令和3年12月に伊参地域運営組織準備委員会を設立し、この地域運営組織を目指しております。より一層の伴走支援をお願い申し上げます。

これで、第1項目めの質問を終わりにさせていただきます。

続きまして、2の人口減少に伴う地方公共団体のあり方についてお伺いいたしたいと思います。中之条町においても公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、令和3年3月に公共施設等管理計画、個別施設管理計画等を改定、策定し取り組んでいますが、今後の公共施設等の老朽化対策についてお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）昨日の公共施設のご質問もございましたところで答弁をいたしましたけれども、割田議員もご存じのとおり町有財産には行政財産と普通財産がございます。一般的に公共施設は行政財産であり、地方自治法の規定により条例に基づき設置される公の施設となります。中之条町におきましても、役場庁舎をはじめ観光、教育、福祉、保健体育施設等はもちろん、公園や水道施設など目的において多種多様な施設を有しております。議員ご指摘のように、各施設も老朽化に伴い雨漏りや設備の不具合も多く、当初予算や補正予算の中で優先順位や緊急性等を考慮しながら修繕などの対応をさせていただいておるところでございます。計画的なものといたしましては、インフラ長寿命化基本計画が示されたことにより、平成28年には公共施設等総合管理計画が、また令和3年には長寿命化や更新等の対策を実現する際の基本指針である個別施設計画を策定しております。個別施設計画では、施設の老朽化や需要度を加味し、現状の用途や規模を維持していくもの、あるいは廃止を含めた施設自体の在り方を検討する必要があるものなど、方向性を示しております。一方で老朽化や利用度とは別に施設がなくなるということは、地域の衰退にもつながったといった感情的な住民意識も複雑に絡んでまいりますので、施設の在り方には課題もあり、困難を要することが想定をされます。

老朽化対策ということでは、先ほど申し上げましたが、優先度や緊急性、あるいは必要性などを十分考慮し、計画的に修繕に努めておりますが、昨今設備の突発的な故障や雨漏り、水回りの破損などが著しく、物価高騰や部材の不足等の問題もある中、管理運営面で修繕工事などの調整に非常に苦慮いたしております現状でございます。

町といたしましても、設備の整備を含め有利な補助金等を活用しながら老朽化対策に努めてまいりますが、やはり人口減少の中で費用対効果も考慮していかなければなりません。利用状況等も踏まえ、老朽化の現状、状況を総合的に勘案しながら集約化、複合化、さらに多機能化による適切な整備が今後さらに求められているのではないかと考えております。いろいろご意見ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。ご答弁にありましたとおり厳しい財政状況が続く中、今後人口減少などにより公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえて、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減、平準化するとともに公共施設の最適配置を実現することが必要となってきていると思います。

ご検討の中では、場合によっては、パブリックコメント条例はないと思いますが、町民の意見を十分に聞いていただき、進めていっていただきたいとお願い申し上げます。

次に、各地域に交通安全協会、防犯協会、スポーツ協会などいろいろな団体支部がありますが、少子高齢、人口減少により役員の成り手がない、会員や参加数など激減し組織の存続が困難となっております。また、少子高齢化、人口減少の進展とともに新たな行政需要、新たな行政課題が増大

し、それに伴う町全体の補助金なども併せて、（2）としまして、組織と事業の見直しが必要と思いますが、この対策についてもお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それぞれの地域の組織とか事業についての見直しについてのお尋ねでございますけれども、議員がおっしゃるように地域には支部団体のような各種団体が多く存在しております。少子高齢化や人口減少により、各団体だけではなく、例えば地域のお祭りや郷土芸能、さらには行政区そのものの運営に苦慮している現状をお聞きすることも増えてまいりました。特に役員の成り手不足や参加人数の減少は喫緊の課題であります、マンパワーに頼る事業も多く、補助金の増額等では対応できない場合もございます。行政区の運営は別として、支部団体については慣例的に支部から、例えば吾妻郡や群馬県などの上位組織へと一体的に組織化されている場合もあり、そういった組織形態が事業の見直し等を難しくしている面もあると考えております。法令等に基づき設置が義務づけられている組織はともかく、各種団体については今後の在り方について転換期にあるのではないかと感じております。一方で町が各団体の受皿になるということは、現実的に非常に難しい状況でございます。広義的な視点に立って様々な要因を加味しながら、限られた人数の中で効率的な組織運営を研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ご答弁ありがとうございました。組織と事業を見直すというのはなかなかやっぱり難しい面があると思いますが、人口減少に対応した整理、統合が必要と考えます。公共性や公益性を持った団体については、単に解散ではなく、受皿も考える必要があるのかなと思っております。

これは要望ですが、要望で、いろいろな地域課題にワンストップで対応するため、地域支援係や地区担当員なども、役場の組織の改編も考慮しながら配置していくよう、できたらお願ひしたいと思いますよろしくお願ひします。

次に、（3）、職員適正化と人材育成方針について伺います。職員定数は条例で定められており、行政改革をこれまで進めてきた中、なかなか増やすことができない状況であります。人口減少等による税収の減少、社会保障関連費の増加、そして物価高騰等に伴いさらに厳しい財政が続いております。一方で少子高齢化の進展とともに新たな行政需要、新たな行政課題が増大し、また公共施設等の老朽化対策により行政職、インフラ整備等の職員の業務量は増加の一途をたどってきております。このような状況の中で職員適正化に対してどのような計画であるか、また職員の能力向上に対してどのような育成方針であるかお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）職員の定員につきましては、地方自治法をはじめ各法律の規定に基づき、職員定数条例において各組織の数を定めております。ただし、当町におきましては各組織において実際は職員が兼職している場合も多いことから、条例上の定数と各組織の実数は異なっております。自治体にお

いてどの程度の職員数が適正なのか、難しい面もございますが、定数につきましては今後実態と併せ整合性を図りながら、必要があれば配置人数等の見直しを図ってまいりたいと考えております。当町でも法定受託事務や町村が処理すべき基本的な事務のほか、公共施設の運営管理や各種イベントの開催事業など業務は広範囲に及んでおり、機構改革といった点では過去にグループ制やチーム制を導入したことございます。機構改革でなくとも新たな行政需要や行政課題も含め、今後の制度改革等に伴い必然的に事務事業の見直しも考えられますし、大小はありますが、組織の再編なども必要に応じて対応していくかなくていかなければなりません。事務事業につきましても、決算に合わせて事務事業評価を実施しており、1年間の内容を精査する中で今後も方向性を図っておりますが、制度改革のスピードも早く、DXなど新たな行政需要も増大していく中で、業務量は増大しているのが現状でございます。

そうした中で、人材育成の重要性は強く認識しておりますので、人材育成基本方針に基づき、各役職に応じた研修や希望者には実務研修などへの参加を促すなど、スキルの向上や知識の習得に努めております。一方でスキルや知識と併せ、実務経験も非常に大事であり、特に高い技術など専門性を要する部署においては経験と知識の双方が求められ、さらに次世代への技術の継承も重要となっております。昨今の傾向では、社会人を経験してから役場に採用される職員も多くなってきております。分野は様々でございますけれども、前職で培った知識や経験が行政の職務にも生かされていると実感をいたしております。

人材育成につきましても、今後も継続的に取り組んでまいりますし、町民のニーズや時代のスピードに対応する職員の育成に努めてまいりたいと思いますので、今後とも割田議員、いろいろご指導いただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ご答弁ありがとうございました。ご答弁のとおり、職員数についてはどの程度の定数が適正なのかななかなか難しい面があると思います。職員全体の時間外勤務の総時間や職員の健康状況、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい職場環境の充実が求められていますので、これらも勘案し、町民や有識者を交えた職員定員適正化検討委員会を設置し、定員適正化計画を策定する必要もあるのかなと思っております。県内の多くの市町村が策定しておる、場合によってはパブリックコメントを実施している市町村もあります。あわせて、人材育成に関しましては国の交付金などを獲得するためにも職員は地域課題に対応した政策立案能力が求められていると思います。人材育成方針をしっかり策定し、行政職員として高い能力のある人材に育てていくのが今の地方自治体には求められていることだと思います。

以上で私の一般質問を終わりにさせていただきます。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○議長（安原賢一）割田三喜男さんの質問が終わりました。

次に、佐藤力也さんの質問を許可します。佐藤力也さん、ご登壇願います。6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）6番、佐藤力也です。令和7年9月定例会議、一般質問の通告をいたしましたところ、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、大きなテーマで2つとなります。1つは、有害鳥獣対策について、もう1つが子どもへの性加害対策についてです。まず、有害鳥獣対策について伺います。本年に入り、全国的にサルやイノシシ、シカ、そしてクマなどの野生動物による農産物被害が広がっております。事クマにおきましては、北海道、東北を中心に人的被害が多数報告されており、国では9月1日に改正鳥獣保護管理法を施行し、自治体の首長判断による市街地における緊急銃猟が可能になるなど、緊急事態とも言える状況となっております。中之条町においても例外ではありません。昨日山本議員の質問にもありました六合地区に加え、伊参、そして沢田地区でもサルによる被害の相談が複数寄せられております。また、町内各所でクマの目撃情報が相次いでおり、子ども達の登下校や屋外での活動を含め、町民生活の安全そのものに対する不安が高まっております。この問題は、農業者の営農意欲をそぎ、収入減少を招くだけではなく、本町が誇る観光資源や地域経済、さらには未来を担う子ども達の安全と教育にも影響を及ぼす案件であります。登下校の安全確保やクマやサルに遭遇した際の正しい行動を学ぶ教育は、町として責任を持って取り組むべき課題であると考えます。有害鳥獣問題は、もはや一部の農家や獣友会の努力に頼るものではなく、町と町民、教育現場、地域団体が一体となって立ち向かうべき課題であります。町民が安心して暮らし、子ども達が将来に向けて安全に成長していく環境を整えるためにも、今こそ行政のリーダーシップが求められます。

そこで、今回はまず野生動物による農作物の被害状況や出没状況、現状の把握をし、町がこれまでどのような対策を進めてきたのか。その結果をどのように評価されているのかを確認し、町民の生活と農業、観光、そして子ども達の安全、教育を守るためにこの問題に対しての課題解決、改善に向けて今後どのような取組をされていくお考えなのか。町民の皆様からの要望や提案を交えながら、町長、そして教育長の見解をお聞かせいただきたいと考えます。

それでは、通告の項目に沿って質問をさせていただきます。有害鳥獣被害には、大きく分けて農産物の被害と人的被害の2つが考えられますが、まず初めに農産物被害の把握とこれまでの取組についてお伺いいたします。近年当町における農産物被害の現状はどうなっているのか、町長にお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、佐藤力也議員のご質問にお答えをさせていただきます。

近年の農産物被害についてはどうなっているかというお尋ねでございますけれども、議員お尋ねの有害鳥獣による被害状況でございますが、昨年令和6年度の農産物に対する被害額は927万円ございました。なお、令和4年度から令和6年度にかけて1,000万円程度で推移しております。3年間の累計は3,172万円となっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）続きまして、これまでの町の取組についてお伺いいたします。町では、有害鳥獣による農産物被害を減らすための取組として、農作物を栽培する畠、農地への侵入を防ぐための防護柵ややぶ刈りに対する補助金、中之条町獣害対策事業委託金などの交付や捕獲、駆除に関しても様々な支援を行っているものと承知しております。

そこで、近年における補助金の利用状況と支援に対する効果はどれくらいあったかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）補助金等の支援状況、利用状況はどうかというお尋ねでございますけれども、獣にとって隠れ場になるような場所をなくすため、獣害対策の一環としてやぶ刈りを行う団体や特定樹木という、例えば収穫せずに熟した実を放置しているような柿の木を伐採する団体に対して、整備に対する委託料を支払ってございます。近隣の方が5人以上集まつていただく等、一定の条件がございますが、1団体1回の申請につき20万円を上限といたしております。令和6年度の申請件数は2団体で8万2,000円の支払いがございました。ちなみに、令和4年度は4団体40万7,000円、令和5年度は3団体28万9,000円の実績となっております。

被害状況につきましては、先ほど答弁したとおりでございますが、令和4年度からの3年間は1,000万円前後で推移しており、被害額が爆増してはおりませんので、一定の効果はあったものと評価をいたしております。これは、地域住民の方の地道な追い払いによるものと認識をいたしております。なお、クマは保護動物ですので、むやみに保護、駆除はできませんけれども、実施隊の協力を得ながら今後も適正に対処してまいります。希望する方には、ロケット花火や爆竹、パチンコ、轟音玉等を無料でお渡しておりますので、防護柵ややぶ刈りの補助金施策と併せて今後も継続して対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）これまでの対策についてお伺いいたしました。

有害鳥獣被害の中でもサル、イノシシ、クマ、シカといったところが大半を占めていると思いますけれども、昨日山本議員がサルについては事細かにご質問されていましたので、そこは省くとして、イノシシ、クマ、シカ、そういったところのそれについての今後の取組はどのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）昨日の山本議員のご質問の中で、サルについては本当に随分ご答弁をさせていただきましたけれども、昨日の話の中でも説明をさせていただきましたが、シカ、イノシシ、それからクマも含めて、佐藤委員おっしゃるように減っている現状ではなくて、増えています。特にシカなどは、野反湖周辺から嬬恋にかけては農産物の食害、これがもう非常に顕著に増えております。こういった

ことも含めますと、もう獣害対策では環境整備、防護柵、捕獲を全て実施することで最大限の効果を発揮いたします。獣の種類を限定せずに肅々とこれから実施していく考えでおりますので、ぜひいろいろな情報を共有しながら、獣がこれから恐らくまだまだ人里へ下りてくる、あるいは人間が作ったものを食べて栄養バランスもよくなってきているということで増えるということが容易に想定されますので、町といたしましても積極的に考えて行きたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）町のこれから対応についてお伺いをいたしました。有害鳥獣対策での農産物被害に対する対策におけるこれまでの取組における効果と今後の取組についてお伺いをいたしましたけれども、今答弁の中で獣の種類を限定せずに肅々と今までの取組を実施していくとのお話をございました。農産物被害の対策といたしましては、これまでどおりの対策がある程度の効果を発揮しているのではないかというところでございます。さらに一步踏み込んで、違った新しい取組などもこれから考えていただければいいのかなと思うところでございます。

ただ、事クマに関して言いますと、農産物の被害というところではまだそんなにはクマ被害というところは報告はされていないのかなというところではございますが、人的被害という部分では非常に危険な状態にあるということは明らかでございます。

失礼いたしました。その前に、今補助金の利用件数が、件数を町長のほうからご報告していただきました。令和6年度の申請件数が2団体で8万2,000円ということで、それ以前は結構あったということですけれども、大分減ってきたということがございます。そういったところの理由としては、やはり作業の担い手の高齢化というところ、人手不足が予想されるところでございます。近隣の方で5人以上という条件、そして団体の構成メンバーの枠組みの緩和も今後検討されてはどうかと思います。ぜひご検討ください。

また、事クマ対策としては防護柵などの方法も効果はゼロではないにしても、効果は低いと考えられます。追い払い、捕獲、駆除といった対策の強化が必要と考えます。

そこで、観光地や住宅地、市街地での安全対策、クマ対策について伺っていこうと思います。町内至るところでクマの目撃情報が報告されておりますけれども、町ではその被害状況をどのように把握されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）佐藤議員おっしゃるように、クマについては今年も多ございますけれども、毎年やはりいろいろな出没状況の報告がございます。人的被害は、佐藤議員もご承知かと思いますけれども、過去にあった事例もありますけれども、ここのことろ人的被害の報告というのは少ないのであります。町なかにもやっぱり出没をするという状況にありますので、クマも昔のクマと違って今のクマはまた今風のクマに変わってきたのかなと、そんなようなネットニュースなんかでも流れておりますけれども、令和7年の4月から8月20日までの間の町内において、町に寄せられたクマの目撃情報は

30件でございます。クマによる大規模な農作物被害や人的被害の報告はございませんけれども、ちなみに令和4年度は31件、令和5年度は58件、令和6年度は40件の目撃情報がございました。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）今、町長より被害報告をいただきました。人的被害が今のところない、近年はないというところはほっとするところでございますけれども、目撃情報は大分増えてきているというところでございます。

そこで、町のクマ対策として、これまでの町の取組やどのようなことを行ってきたのか、またその効果についてお伺いをいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）町でのこれまでの対策と効果のお尋ねでありますけれども、町では実施隊の有害駆除活動の下、人家近くに出没したクマが直ちに人畜被害の可能性があると判断した場合、クマのおりを設置して行う緊急捕獲と誤ってくくりわなで捕獲されたクマを駆除する錯誤捕獲のほか、隊員の狩猟により捕獲されるケースがございます。令和6年度の総捕獲実績は73頭、今年度における現時点では28頭で、これらの捕獲圧によって人的被害が抑制されているものと考えております。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）クマ対策としての町の取組について確認をいたしました。

次の③の9月に執行予定の改正保護管理法への対応というところでございますけれども、昨日山本議員の質疑のほうに集中してありましたので、ここは省略させていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、クマ対策について、今後の取組についてお伺いをいたします。他の実施隊の取組の導入や地域連携などの検討はされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）実施隊員の中には、吾妻郡の獵友会組織や県内の獵友会組織の方と交流を持っている方がいるため、他の実施隊の取組について適宜報告をいただいております。地域連携という面では、町の鳥獣害対策体制の充実を図るため、狩猟関係者だけではなく区長会や森林組合等もメンバーに含んだ中之条町有害鳥獣対策協議会を組織し、情報共有を行っております。地域の方には、やぶ刈りで獣のすみかを減らし、柿の木等の放置果樹をそのままにしないようお願いするとともに、町の補助金を活用して電牧柵や防除ネットにより防除をしていただきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）今、町長により今後の取組についてご答弁をいただきました。これまでのクマ対策の質問の中で、クマによる被害の状況、町のこれまでの取組についてお答えをいただきました。冒頭

に申し上げましたように、この問題は一部の農家や獣友会の努力に頼るものではなく、町と町民、教育現場、地域団体が一体となって立ち向かうべき課題であると考えます。

そこで、今後の対策、取組として、これまでの町の取組に加えて、他の自治体の先進的な取組の採用などを検討すべきと考えます。クマの出没が確認された地域を中心に、専門家による動向調査や出没した場所や時期、そういうデータの収集と過去のデータ分析を図り、これまでに行ってきたやぶ刈りの場所の見直しや放任果樹の伐採、クマの寝床となる可能性が高い朽ちた空き家の撤去を行う必要があると考えます。さらに、観光地におきましては6年前に四万温泉地区に3台設置したクマよけの機械の効果、そういう機械の検証、そういうことや注意喚起の看板設置等が必要かなと思われます。考えられる可能な限りの対策を施して、今後この町から誰一人クマの被害者を出さないという、そういう強い姿勢で行政のトップとして取り組んでいただきたいと考えますが、町長の見解があればお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）県の鳥獣被害対策センター等の鳥獣被害に詳しい関係機関の指導を仰ぎながら、今後も効果的な対策を研究していきたいと考えております。

なお、先進的な取組としては、今年度から有害鳥獣の捕獲報告をスマートフォンで行えるように国庫補助事業を使ってシステム導入を行う予定であります。このシステムでは、出没した場合や時期のデータ収集もできますので、分析も可能となります。今後も継続して注視していきたいと考えております。

昨日、佐藤議員とちょっと立ち話でお話をさせていただきましたけれども、やはりもうクマが各地で出ているというのは全国的にも問題でありますし、観光地も含めて当町でも本当にどこに住んでいるか分からぬという状況もあります。やはりおいでいただく観光客の方が被害に遭っても困ります。何より住んでいる方に被害があったら困りますので、どんな方法が有効的なのかというのをやはり情報をしっかりと収集をして、それぞれの地域の実情に合わせて今後検討してまいりたいと、这样に考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ぜひ今後もクマ対策よろしくお願ひいたします。

繰り返しになりますけれども、この問題は一部の農家や獣友会の努力に頼るものではなく、町と町民、教育現場、地域団体が一体となって立ち向かうべき課題であると申し上げてはおりますが、ともあれ獣友会や有害鳥獣対策実施隊の活躍なしには有害鳥獣対策は効果を発揮することはできません。再度確認の意味も込めて伺います。

獣友会や実施隊に対し、これまでに町では各種狩猟免許取得に関する補助金の交付をはじめ様々な支援を行い、その会員及び隊員確保に努めてきたものと承知しておりますが、その支援は十分であったのでしょうか。これまでどのような支援が必要とされ、町はその要望にどのように応えてこられた

のか、伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹） 猟友会あるいは駆除隊への支援ということでのお尋ねでありますけれども、支援ということであります。獵友会、実施隊ともに運営のための補助金を交付しており、今年度は隊員用のユニフォームを刷新をさせていただきました。なお、獣を捕獲すると捕獲奨励金が支払われておりますが、捕獲実績に応じてお支払いをしておりますので、ご本人の労務に対する対価となっております。

その他クマおりの設置や管理に対する委託料、それに伴うユニック作業を一部町が負担し、実施隊のクマおり設置に要する負担の負担軽減を図っております。何しろ実施隊のみなさん、獵友会のみなさんにもうお頼みするしか我々はすべがないので、こういった方々のやはり行動に、活動に対してしっかり町としても支えていきたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ただいま町長に獵友会及び実施隊への支援について確認をさせていただきました。

そこで、複数の獵友会に所属をする方からも要望や相談をいたしております。解体いただいております解体処理施設についてお伺いをいたします。以前、今の中之条ガーデンズのそばに染色館という施設があり、捕獲した動物の解体処理が行われていたと伺っております。近年使用されていないようすけれども、使用しなくなった理由と今後の運用について、町ではどのように考えているのか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今ご指摘の施設でありますけれども、これが使用されなくなったというのは東北大震災の原発の事故により、やはり放射能が群馬県のほうにも流れてきて、野生動物あるいは農産物等にそれが数値として表れたということからあの施設が使われなくなったではないかというふうに理解をいたしております。

お尋ねの解体処理場の件でございますけれども、町で設置している解体施設ではございません。獵友会の方からその必要について伺っておりますが、現在はそれぞれが捕獲した個体を解体した後にごみ処理場に搬入していただき、焼却処理をしていただいております。解体処理場として考えられる候補地としては、以前吾妻広域町村圏が主体となり、中之条ガーデンズの前身である薬王園の一部の施設に捕獲したイノシシを加工するための施設が、現在は野生動物の肉が放射能汚染の関係で流通していないため、使われていない状況でございます。この施設を活用する場合には、中之条町が所有する施設ではございませんので、今後協議を要することとなりますし、既に施設は老朽化をいたしております。そして、修繕に要する経費も必要になると考えられます。

先日、現在6か町村において新たなごみ処理施設が建設に向けて今取り組んでおりますけれども、そのとき私のほうからこの施設に解体することなく搬入、焼却処理はできないかということを吾妻環

境施設組合のほうにお話をさせていただいて、この会議の際にぜひ研究をしていただきたいということを中之条町の首長として要請をさせていただきました。研究ですので、どういう結果か分かりませんけれども、中之条町の実情、そして6人いらっしゃった首長さんには、吾妻郡のやはり実情というのは、これからそういういた獣があるので、やはり処理するということも考えていただきたいということで、調査研究を申し入れさせていただきました。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）勉強不足のところあって大変申し訳ありませんでした。また、町長の提案、大変すばらしいものかなと考えますので、広域連携というところでこれからもその話は進めていっていただければありがとうございます。

こういった実施隊の方の負担というのですか、やはりごみ処理場に持っていく時間というのは限られていますので、解体をして時間が過ぎてしまうと次の日まで持ち越さなければいけないということで、やっぱり特に夏場は臭いが大変きついということで、本人はいいとしてご家族の方からのクレームとか近所からクレームとかというところもあったりするようでございますので、この問題については、また実施隊のみなさんの負担、ストレスにならないよう、これからも調査研究していただければありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、実施隊員の成り手不足の問題についてお伺いをしていきたいと思います。これまでも隊員の成り手不足については、他の議員の方も幾度となく一般質問または委員会で取り上げてきておりますけれども、実施隊の隊員数など現在の状況はどのようにになっておりますのか。また、これまで隊員の確保についてどのような取組を行ってきたか、改めてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）隊員の確保についてのお尋ねでございます。有害鳥獣の捕獲、駆除活動は、区長会や森林組合等も構成員となっております鳥獣被害対策協議会の中で、鳥獣被害対策実施隊によって行っております。実施隊は、主に狩猟免許の所有者で組織されており、令和7年8月20日現在84名、平均年齢は68歳の方々が熟練した経験を有し、活躍をしていただいております。なお、町では実施隊員を増やすため、新規で狩猟免許を取得する方に対してわな猟及び銃猟免許取得費用の一部について補助を行っております。引き続き隊員の確保に向けた方策について調査研究をしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ここで、隊員確保への取組について2点提案を申し上げたいと思います。1つは、積極的な広報、PR、2つ目は表彰制度の導入です。隊員の募集について、町民に対する周知が足りていないのではないかと感じております。もっと積極的に狩猟免許の取得における助成と併せて有害鳥獣を駆除した場合の対価、報酬、先ほど町長が申した褒章というのですか、対価、そういうところの、これだけもらえるといったら変ですけれども、そういうところの説明を兼ねたPRを文面で

していただくというところをやっていただきながら、鳥獣被害対策実施隊への入会についてPRしていくべきだと考えます。広報やホームページだけではなく、町の公式ラインを使ってのPR、また防災無線などを活用して、防災無線では今実施隊の募集を行っています。大変成り手がいなくて困っていますといったところ、そういったところを積極的にアピールして、最低1週間ぐらい流していただければ大分効果があるのではないかと。今、町では成り手不足で困っているということをしっかりとアピールすることが大事なのかなと思います。消防団員の成り手不足同様に、またそれ以上に成り手不足で困っている状況を伝えるべきではないかなと考えます。

2つ目の表彰制度の導入については、もしかしたらもうやっているのかもしれませんけれども、もしやっていたら私の勉強不足で申し訳ないのですが、新たな隊員を確保するということが一番の目的ではありますが、経験を積んだベテラン隊員の延命、そして隊員としての誇りを持っていただくことにつながるのではないかと考えます。実施隊に入隊し、地域の安心安全を守る意味で長年活躍をされてきた隊員の地域貢献に敬意を表し、微々たるものかもしれません、一年でも長く隊員として活動していただけるような目的で表彰制度の導入はいかがでしょうか。ぜひ検討いただきたいなど考えます。もし見解をいただけるなら、よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）2点今ご提案をいただきましたけれども、PRについては防災無線ということにこだわらず、いろいろな面で獣友会の皆様、実施隊の皆様と相談させていただいて、事実上私のところに来ているのはやはり隊員の確保難しいのと高齢化してきているというような実情もございますので、そういう方々と連絡を取りながら、実施隊員あるいは獣友会の会員を増やせるというのか、維持や確保するというような方法を考えてまいりたいと思っております。

表彰制度については、まだそういうことはございませんけれども、少し検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）検討していただけるということで、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

これで、ここまで町長に対する有害鳥獣に対する質問は終了とさせていただきます。

続きまして、教育長にお伺いをいたします。この有害鳥獣に対する子ども達への教育についてというところで、ヒグマによる被害が数多く発生している北海道では、道教育委員会が学校や市町村教育委員会向けにヒグマ出没時の対応をまとめた通知を8月18日に出したそうです。内容は、クマ出没時の臨時休業やオンライン授業の検討、登下校中の教職員の車での見回りや保護者による送迎、そして情報の共有等となっております。幸いにも当町ではこれまでクマなどによる被害者は出ておりませんが、今年に入ってからクマやサルの集団での目撃情報が多数報告される状況において、子ども達の安全確保は緊急かつ重要な課題として考えなければなりません。

そこで、当町における登下校時の児童生徒の安全確保について、学校での対応はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）それでは、佐藤力也議員のご質問にお答えします。

有害鳥獣が出没した際には、町からの防災無線やメールなどを通じて学校にも情報が入ります。学校では、出没場所が児童生徒の通学に関わる場合、出没場所や状況を確認し、文書や口頭で子ども達や保護者へ注意喚起を行うとともに、教職員が出没場所の見回りを行う場合もあります。また、状況によっては学校車により家まで送ったり、保護者に迎えを依頼するなどして子ども達の安全確保を図っております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）続きまして、学校におけるクマやサルに対する被害を未然に防ぐための教育や指導についてどのような取組を行っているかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）学校において、有害鳥獣対策の特別な指導は行っておりませんが、クマが人間の生活圏に出没した際は学校から子ども達へ注意喚起を行うことはもちろん、保護者に対しても通知を発出し、登下校の際は持ち物に鈴などの鳴り物をつけることや下校時は寄り道をせず速やかに帰宅することなど、子ども達の見守りや注意指導に対して協力をお願いしております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）学校におけるクマ対策について答弁をいただきました。

これからは、要望という形になるのですけれども、教育長もし上毛新聞を御覧になっていたら見たかもしれないのですけれども、安中市松井田小学校におきましては、今年7月18日に群馬県自然環境課野生動物係の桑原久恵さんを講師に招き、全校児童や教職員、地域住民がクマの生態を知り、クマの被害に遭わないための対策や万が一遭遇したときの対処法、身を守る方法を学んだとの記事が上毛新聞に掲載されておりました。当町でもこうした取組を取り入れて、学校と地域が一体となって子ども達を守っていく、また子ども達一人一人がクマやサル、イノシシといった自らに危険を及ぼす可能性がある野生動物から自分の命は自分で守ることへの知識と方法を学ぶ機会をつくっていただきたいと考えますが、ご検討いただけないでしょうか。もしご見解をいただければお願ひいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）有害鳥獣対策、非常に難しい部分があると。もし出くわした場合にどう避難をするとか被害を食い止めるとか、いろいろ難しい部分あると思いますけれども、先ほどの安中の松井田小ですか、そのような講演とかいうようなのも今後は研究をしたり検討してまいりたいというふうに

考えております。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）見解ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

続きまして、2番の教員の性加害について、子どもへの性加害対策についての質問に移りたいと思います。当町における事件の報告、そして児童生徒やその保護者からの相談というところ、そういうことがあったのかお伺いしていこうと思います。背景には、近年全国の教育現場において教職員による性加害事件が相次いで報告されております。名古屋市では、教師による児童生徒の盗撮動画がSNS上で共有されるという重大な事件が発生し、栃木県でも盗撮目的と見られる機器が校内で発見されるなど、教育現場の安全性が問われております。さらに、県内においても重大な事件が発生しました。今年1月、太田市の中学校に勤務していた教員が校舎内で女子生徒に対してわいせつな行為を繰り返し、懲役2年6か月、執行猶予4年の判決を受けました。この事件では、校長が警察への通報を怠ったことも問題となり、教育委員会から戒告処分を受けております。こうした事例は、県内の教育現場においても性加害のリスクが現実のものとして存在していることを示しております。当町では、これまでそのような事例はなかったと記憶をしておりますけれども、今一部の教員の心ない行動によって、教師の尊厳が失われようとしております。それによって、子どもの安心安全な学校生活ももうくも崩れ去り、先生との信頼関係を築くということが大変難しくなっていってしまうのではないかという危惧をされる方もいらっしゃいます。

そこで、これまで中之条町内の中学校において、過去数年間に教職員による性加害に関する報告事例はあったか事実確認をし、そしてあったならばその対処法、具体的な対応はどのようにされたかをお伺いしたいと思います。ないことを期待しております。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）残っている記録を確認する限り、当町において教職員を原因とする性加害に関する事案や相談は発生していないと把握しております。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ありがとうございます。まずはほっとしました。

今回この質問をする理由というのは2つございます。もちろん子どもの安心安全な学校生活を送るための環境整備というところをこれからしっかりとやっていただきたいということ、そしてそれに伴ってやはり先生が今子ども達との信頼関係を築くというところにすごくストレスを感じていらっしゃる方もいるのではないかと、そういったストレスを感じないように、そういった事例が起こらないような環境づくり、それをやっていくのが教育委員会、そして私達の使命なのかなと考えております。そういったところをしっかりと明らかにして、安心して学校に通えるような環境づくりにつながればよいかなと思いまして、この質問をこれからさせていただこうと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、これまでの対策についてお伺いをいたします。教職員による性加害を未然に防ぐためには、日常的な倫理教育や服務規律の徹底が不可欠です。また、児童生徒自身が性被害に対する知識や対応力を身につけることも重要です。

そこで伺います。町内の学校において、教職員に対する性加害防止の研修や指導はどのように実施されてきたか。また、児童生徒に対しては万が一性暴力などの被害を受けた場合、その時の対応についてどのような指導を行ってこられたのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）お答えします。

令和5年に施行された教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律では、児童生徒への性暴力等に対する定義や各施策が明確化されており、児童生徒への性暴力等を犯した教職員は原則懲戒免職とすべきことが定義されております。これにもかかわらず、ここ数年全国各地で教職員が関係する許し難い性暴力などの不適切な事案が発生している状況であります。文部科学省や群馬県教育委員会からは、事案が発生するたびに教職員の服務規律の確保に関する通達が届いており、特に今年度は県内においても事案が多く発生していることから、県や郡の教育長会議においても服務規律の確保の徹底に向けた注意喚起が行われております。これを受け町教育委員会では、その都度管下の校長に対し国や県と同様に通達を行うとともに、管内の校長会議など折に触れて服務規律の確保の徹底を図るよう指示しております。このことから、各学校においては校内の服務規律委員会や校内研修において、教職員への指導徹底を図っております。また、ルールを設け、教職員の個人的なSNS等により児童生徒や保護者と交流を持たないことや個別相談などの際には一対一ではなく組織的な対応により行うこと、校舎内における教職員の個人的なスマートフォンやデジタルカメラ等の取扱いに関して疑われることがないよう指導しております。

さらに、児童生徒に対してはどのようなことでも1人で抱え込みず、校長、教頭、担任の先生、家族など、信頼できる大人に相談することや群馬県が設置しておる教職員による性暴力体罰等に関する相談窓口があることなどの周知も行っております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）続きまして、性加害から子ども達を守る取組についてお伺いいたします。まず初めに、防犯カメラの設置、盗撮器の設置に対する点検、見回りについてご質問させていただきます。盗撮行為は、外部からの侵入者だけではなく、内部関係者によっても行われる可能性があるため、施設の安全管理が極めて重要です。特に更衣室やトイレなどプライバシーが求められる空間においては、定期的な点検と監視体制の強化が求められます。

そこで、伺います。町内の学校施設において、防犯カメラの設置状況はどのような状況でしょうか。また、盗撮機器の設置を防ぐための定期的な見回りや設備点検はどのように実施されているかお伺い

いたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）学校では、学校保健安全法の定めにより各学校ごとに学校安全計画が作成されており、児童生徒等の安全の確保を図るため、施設及び設備の安全点検の実施が義務づけられております。安全点検では、施設や設備の劣化や破損等による危険箇所の特定だけでなく、盗撮機器などの不審物の有無についても確認が行われております。防犯カメラにつきましては、主に外部からの侵入者に対する対策として設置されており、現時点では校舎内には設置しておりません。教室や校舎内への防犯カメラの設置につきましては、子ども同士のいじめやけんか、また教職員による不適切な指導、侵入者による犯罪などを未然に防ぐ等に対する抑止効果は期待できるものの、一方では常に監視されているような感覚を持つこともあります。子ども達や教職員に心理的な圧迫感を与えることやプライバシーの侵害が疑われるかもしれません。防犯カメラの教室内の設置につきましては、阿部文部科学大臣も子ども達の日常の活動が全て録画されているという状況の是非を踏まえると、一般の教室への設置を広く推奨することは様々な議論があると慎重な姿勢を示しております。また、東京都の武蔵野市の私立学校では保護者の指導、指摘を受け、教室に設置していた防犯カメラを撤去したケースもあります。このようなことから、現時点においては安全点検を強化し、不審物の設置の有無も含め、確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）これまでの防犯カメラ、そして盗撮器の設置に対する点検、見回り等のこれまでの取組についてご報告をいただきました。

最後になりますけれども、今後の取組について、教育長のお考えをお示しいただきたいと思っております。子ども達が安心して学校生活を送るために、教育現場に対する信頼の回復と性加害を未然に防ぐための継続的な取組が不可欠です。町として今後どのような方針で安全対策を強化していくのか。教育行政の責任者としての見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）教員の採用や市町村への配置は、県教育委員会が行うものであり、必ずしも市町村が希望するような教員が採用され、配置されるものではありません。教員に限ったことではございませんが、ふだんのお付き合いの中で一人一人の性格や特性、ましてや性的嗜好まで細かく把握するのは難しく、残念ながら事が起きてから分かる場合が多いと思われます。しかし、全ての教員が教職に対する確固たる志を持って教員になっており、最初から性暴力を働くことを目的にしているものはない信じております。不適切な行為などが行われる背景としては、業務負担が著しく大きかったり、仕事や職場の人間関係のストレスが原因となる場合もあると考えられます。このため、管理職や同僚に相談しやすい体制づくりや組織的な取組が行われるよう各学校に指示しておるところでありま

す。また、保護者の皆様にもご理解、ご協力をいただき、多忙化解消を進めながら、管下の学校において服務規律委員会の研修を充実させるなどして、教職員による不適切な行為が行われることがないよう今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）性加害から子どもを守るための取組について、教育長の見解をお伺いいたしました。これまでの町の取組というところはほぼしっかりとされていて、結果といいますか、そういう事件も発生していないことから、十分な対策を行ってきたのかなというところが伺えます。こういった対策、または見回り等の取組について、今後もこれからいろいろな盗撮に使われるようなカメラ機器等もいろいろ細かく小さくなったり多種多様化てきて、それに対応する取組も大変になってくると思いますけれども、他の学校や教育委員会と情報の共有をしっかりとしていただきながら対応していくいただければなと考えます。

また、今後子ども達と先生、学校との信頼関係を築き、今までどおり子ども達が安心して学校生活を送れるように、そして先生も精神的なストレスなく指導に当たれるような環境づくり、そういうところを教育委員会、そして議会、町、三位一体となってつくっていかなければいいかなと考えております。

最後にですけれども、こういった学校での取組、例えばトイレの点検、防犯カメラに対するチェック、そういうところを行った場合に保護者、家庭にしっかりととした報告ということをされたほうがいいのではないかなと思います。学校は、しっかりとそういった点検やっていきますよといったところを家庭に周知し、報告し、そういうことを共有することによって信頼関係が構築されていくのではないかと考えますので、そういうところをこれから力を入れていただければなと思います。よろしくお願ひいたします。

子ども達の安全な学校生活と志を持った先生の職場づくりというところ、これからの中之条町の教育というところで明るい教育環境がつくれるように祈念をいたしまして、言葉は整いませんが、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）佐藤力也さんの質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

（休憩　自午前10時54分　至午前11時09分）

○議長（安原賢一）再開します。



○議長（安原賢一）次に、福田弘明さんの質問を許可します。福田弘明さん、ご登壇願います。12番、福田さん

○12番（福田弘明）2日間にわたる一般質問、最終日の最後の質問となります。みなさん本当にお疲れ

さまですが、町長も最後の1人でございますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。本日は2つの項目について質問をさせていただきます。1つは、危惧される地域の医療環境についてお伺いいたします。もう1つは、今月13日から始まりますビエンナーレですが、この移動手段の一つとして、特定小型原動機付自転車の導入について、この2つについてお伺いいたします。

それでは、最初の項目の地域の医療環境について、この問題についてお尋ねをいたします。この春に町内に配布されました回覧文書に地域の基幹病院診療体制の変更の案内がございました。その内容は、今年4月より耳鼻咽喉科、眼科、小児科、泌尿器科の第1、第3土曜日外来を休止し、今年10月より土曜日に完全休診としたいという内容のものでございました。この東吾妻町にあります基幹病院は1952年、昭和27年に内科、外科、産婦人科の3科で診療所として開院しました。開院して73年の歴史を持ち、吾妻郡の地域中核病院として、また感染症指定機関や災害拠点病院としての役割を担っていただいている地域住民にとって頼みの綱になっている極めて重要な医療機関であります。しかし、現在病院の営業日に毎日受け付けている診療科目は、掲げているおおよそ18の診療科目のうち内科、外科、整形外科の3科のみです。もう1つ、吾妻郡の西部地区にあります公設民営病院、公益社団法人地域医療振興協会が指定管理者として運営されていて、平成14年、2002年に開院した医療機関にしましても、開設当初は小児科、整形外科、循環器科、脳外科の常勤医師が在籍しておりましたが、現在では内科、外科、産婦人科のみ。また、10ある診療科目のうち病院営業日に常時開いているのは総合外来だけであります。高齢化が進んでいる状況の下、がん、心疾患、脳血管疾患が死亡原因の上位を占める中で、特に脳血管疾患であれば30分以内に病院へ連れてこれれば後遺症なしで治せますとお話しになられる病院も郡外にはございます。また、心疾患でありますと1分1秒を争う状況であり迅速な対応が必要で、こちらの分野での医療体制強化が望まれる中で、助かる命も助からないようなことがあってはならないと思い、私は年々医療環境は後退しているように見受けられてなりません。

町長は、この問題に対してどのように捉えられているかについてお尋ねをいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、福田弘明議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘の地域の中核病院が週休2日制に移行することにつきましては、働き方改革を推進し、職員の確保を円滑に行い、地域における中核病院としての医療の提供を持続可能なものとするために10月から実施すると伺っております。なお、郡内の中核病院や基幹病院につきましては、現在のところこれ以上の診療科の縮小を行う予定があるとは伺っておりません。そういう意味では、これ以上のサービスの低下はないものと考えておりますが、しかしながらいずれの医療機関も人口減少による患者の減少や医師をはじめとした医療従事者の確保が難しくなっているようでございます。こうした医療過疎とも言うべき状況に置かれている吾妻地域の医療機関の運営は、厳しさを増してきているもの

と思われます。このように、中核病院や基幹病院の運営が厳しい状況であることは認識しておりますが、町といたしましては救急医療体制や診療科の維持に加えて、病院側の工夫や努力によるサービスのより一層の向上に努めていただこう、機会があるごとに申入れを行っているところでございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）病気やけがに休日はないのですよね。だから心配しているところなのですが、この2つの医療機関に対しては、高額な補助金、また負担金を支出しております。隣町にあります医療機関に対しては、平成20年から医療機器整備補助金として650万8,000円の支援が始まり、平成24年からは病院運営費助成金という名目に変わり2,300万7,000円、さらに令和2年からは新たに病院運営費助成金以外に病院医師確保対策助成金として1,230万円の助成措置が加わりまして、これは昨年令和6年からは名称が変わりまして、病院救急告示病院補助金として1,627万2,000円、病院不採算地区補助金として1,230万円、合計2,857万2,000円を支援しております。もう1つの西部地区にあります基幹医療機関におきましては、各町村の負担金が中之条町は8.6%、ちなみに長野原町が50%、嬬恋村24.1%、草津町17.3%を負担しております。六合村と合併した平成22年度におきましては3,801万7,000円を負担しております。令和6年、先ほども金額を申しましたが、この隣町の医療機関、それともう片方の西吾妻に存在する医療機関に合わせて6,390万2,000円の支援をしております。さらに、今年令和7年におきましては、交付金が増額されるということで、病院不採算地区補助金を1,946万5,000円増額し、3,176万5,000円の補助金を出すことになります。2つの医療機関合わせて8,336万9,000円が支払われることになっております。幸い交付措置があるようですが、このように支援を行っているにもかかわらず、医療体制がよい方向ではなく、むしろ後退していると思われるが、町長はどのように認識されておるか改めてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）吾妻東部の中核病院であります原町赤十字病院への補助金につきましては、地域医療の確保の観点から中之条町、東吾妻町、高山村の3町村で利用状況や人口割を勘案し、3年ごとに協議して覚書を締結し、負担割合を定め、補助金を交付し、支援を行っておりますが、特別交付税の交付対象となる不採算地区病院等の助成に要する経費を交付の算定基準額としております。

また、吾妻郡西部の基幹病院、西吾妻福祉病院につきましては長野原町、草津町、嬬恋村、そして合併前の六合村の4つの構成町村により一部事務組合を設立し、建設されたものでございます。西吾妻病院は、地域住民への診療をはじめ入院や救急対応、リハビリテーションの提供や観光地を訪れる多くの観光客の救急対応等を担う基幹病院として、平成14年に開院をいたしました。病院の運営につきましては、公益社団法人地域医療振興協会に指定管理に委託をしております。病院の運営に関しては、一部事務組合を構成する各町村が町村の人口、財政規模等を勘案して西吾妻福祉病院の条例で定めた割合により負担金をそれぞれの町村で負担することとなっております。

繰り返しになりますが、吾妻地域は都市部に比べ地域の特性による人口減少等が病院の運営に与え

る影響が大きく、医療従事者の確保も困難であると考えております。こうした状況の中で、吾妻地域の住民に24時間365日の救急医療を提供し、少しでも多くの診療で今後も受診できるよう、補助金や負担金によって医療機関への支援を行ってまいりました。現状は、決して十分で満足できる状況とは私も思っておりません。しかしながら、吾妻地域の医療を少しでもよくするため、あるいは維持するために、やはり行政として現在行っている支援は必要であると認識をいたしております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）私もこの2つの医療機関は非常に重要な医療機関でございます。支援することには全く賛成でございます。

本日の同僚議員の答弁の中で、町長、人口減少に備えたまちづくりということにも触れられておりましたが、このような課題に郡内ではどのような議論がされているのか。町長は、今後はこの支援以外にどのような対応をしたらよいのか。議論がされているのかについてお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）行政として、今後どのような対応をしているのかという話でありますけれども、医療機関に対する支援につきましては、先ほども申し上げましたが、地域で住民が必要とする医療の提供を維持するためには、引き続き支援を続ける必要があると考えております。しかし、これらの中核病院や基幹病院への支援につきましては、中之条町が単独で実施しているわけでございませんので、今後も郡内の関係町村と調整、連携して実施をしてまいりたいと考えております。さらに、分娩が可能な医療機関の確保や郡内の医療機関では対応が難しいより高度で専門的な医療へつなぐ体制づくりも大切であると考えております。救急搬送における適切な受入先を迅速に確保できる仕組みや救急搬送に要する輸送時間を短縮するための交通インフラの整備やドクターヘリの運用といった市町村を越えて県としての取組や求められるものにつきましても、群馬県との連携をより一層緊密に行い、必要に応じて申入れを行う等対応してまいりたいと考えております。

また、医療資源が疲弊せずに効果的に生かすためには、住民が生涯を健康で元気で過ごせることが非常に大切だと考えておりますので、住民の健康づくり事業に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。こうした取組を通じて、住民の健康増進と必要な医療の確保をしたいと思っております。

今お尋ねの吾妻郡内の町村との連携、あるいは話はどんな状況かというお話をございますけれども、町村会でもこの医療に関しては吾妻郡は医療過疎だというふうに捉えておりますし、周産期医療を含めて、これはもう県に北毛地域全体でお願いをしようということで、もう2度、3度、郡内町村長で意見を合わせて、息を合わせて県の、あるいはそういう関係機関にお願いやら陳情をさせていただいておりますので、郡内の各町村も人口減少ということの中においてもう5万人を切った人口でありますし、地域が広うございますので、そういう連携を深めていくという意思確認はしております。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）今、町長も人口減少ということについてお話しに、答弁なされましたが、確かに吾妻郡内の人団体というのは隣町の病院ができた昭和20年代中頃の人口が郡内10万人を超えていたのです。西部地区にあります基幹病院が開院した2002年、平成14年頃は郡内人口6万9,000人いらっしゃいました。しかし、直近の今年には郡内人口4万7,000人台になっているのです。さらに、郡内各自治体の10年後の人団体予測、先ほど町長も中之条も1万人を切って9,000人台になるという答弁を同僚議員の質問にされておりましたが、10年後には4万1,000人程度になると推計されております。しかも、吾妻郡の西部の方は長野県の病院へご利用なさっている方、また吾妻東部にお住まいの方は利根や群馬の中心部の医療機関を利用なさっている方がいらっしゃるのです。そういうことを考慮いたしますと、利用人口というのですか、はもっと少なくなっている、なっていくと私は思っております。

それと、医師の人材不足って言われておるようなのですが、日本における医師の数というのは今全体的に増加傾向にあるのです。厚生労働省の統計によると、2022年12月31日時点の全国の届出医師数は34万3,275人で、前回の2020年の調査から1.1%増加して過去最多を更新している。それで、過去40年間で国内にいる医師の数は2倍以上に増えたと、そういうことになっているのです。むしろ政府は、現在増員を認めている医学部の定員について削減の方向を含めた検討に入っているというような話もあるのです。そこで、この地域に医者がいらっしゃらないというのは、やはり待遇だとか最新の医療設備が備わっているかだとか、そういう点も十分考えられると私は思っております。ですから、こんなにどんどん減少していく中で吾妻にこのような2つの基幹病院が高い水準の医療サービスを提供しながら存在できると私は思えないのです、将来的には。ですので、2つの医療機関をこの際統合して郡内の各自治体の強力な支援体制の下で医療サービスを強化していく方向で進んでいかなければ、病院が、この医療機関共倒れになってしまうのではないかと私思っております。特に1つの病院については独立採算制でやっております。ぜひこういったウルトラC的な改革をしないと本当に吾妻の医療は終わると私は思っているのですが、町長、お考えをお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）福田議員おっしゃるように、今5万人を切った人口でありますし、面積的には極めて広い面積を有していますし、中之条も20年後には9,000人台に入ってくる。しかしながら、こういうお住まいの高齢化も含めて、人口減少も含めていらっしゃいますので、やはり選択肢として病院を維持できる方法を考えていかなければなりません。それはよく分かります。

群馬県について、これは今言うウルトラCの話は別として、群馬県の山本知事が、昨日だったと思うのですが、群馬県は医学部地域枠、これを4人増やそうと言って、来年は31人になると、昨日のネットニュースにて発表されていました。それには、いろいろ条件あるのだそうですけれども、県内の公立病院などで10年間勤務を義務づける、それによって県単独の奨学金は返済を免除するとかいろんな条件あるそうです。群馬県は、医師偏在指導指標で群馬県は全国の37位、医師少数県に位置づけられると、医師不足が非常な課題になっているというネットニュースで、私も見ました。ですので、

全国的には福田議員のおっしゃるように医師が増えているところもあるのでしょうかし、診療科目別によつてはやはり厳しい、確保ができないということもあるのだと思うのです。やっぱり吾妻郡の場合は人口減少、過疎化が進んでいる。東京のほうはまた違うと。平たく平均的にはそうなのでしょうけれども、群馬県、とりわけ吾妻郡の状況というのは、やはり医師が増えているという状況にはちょっとないのではないかと。群馬県そのものも全国的には37位だという発表が昨日ありました。そういうところを踏まえて、やはり医師、そして医療スタッフ合わせて病院診療科を少しでも確保することによって、人口減少が進んでも吾妻へ住んでいたいというお年寄り、あるいは若い者をつなぎ止めるような医療体制をこれからも6か町村で連携をしながら確保していくということは非常に重要なことだと思っております。ぜひ福田議員にもいろいろご指導、あるいはいろんな情報を寄せいただければ大変ありがたいと思っています。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん。

○12番（福田弘明）群馬県が全国で37位。群馬県の中の医療過疎地、吾妻、これは惨憺たる状況ではないかと私は心中思つておるのですが、本当にこういった問題は非常にお金もかかりますし、難しい問題であると思っております。ですから、ぜひ先ほど私の言ったウルトラC、2つの病院が一緒になれば診療科目が開いている日も多くなるだろうし、また救急患者の受入れに際しても専門的な分野の医師が対応できることもありますし、先ほども述べた本当に一分一秒を争う疾病もございますので、私は本当に抜本的にいい、世間があつというような方法をしないと私はやっていけないと思つております。

それでもう1つ、そこへ行くまでの間なのですが、先ほど町長、救急搬送のところでドクターへリということも言っておられましたが、現在ドクターへリは夜間は飛んでいないのですよね。法律では禁止はされていないようなのですが、やはりドクターへリが救助という点で視界が確保されていないと運行できないということらしいのですが、私はこれを患者さんの輸送というところに目的を絞つて、夜間でも救急搬送できるような体制をぜひ県のほうに検討していただくよう町長のほうから要望していただければと思っております。と申しますのは、東京都におかれましては東京消防庁が離島の間の救急搬送は夜間でも行っておりますし、しばらく前に一般質問でも述べたのですが、沖縄におきましてはたしか自衛隊が離島に夜間搬送も行っているはずです。だからできることはないと思うのです。夜間のヘリコプターの発着の設備については、総合グランドには夜間照明の野球場はございますし、何とかなるのではないかと思うのですが、そのへんもしっかり要望していただきたいと私は思つてゐるのですが、町長いかがですか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ヘリの関係については、なかなか専門的なことあろうと思うので、どういう状況でヘリが運航できるのかも併せて、まずはヘリが救急搬送するにあたって第一は安全に運行、それが

第一だと思うのです。そういうことが県の基準でどうなっているか分かりませんけれども、いろんな事例があるのだと思いますが、ヘリについてはその詳細を把握しておりませんし、どういう状況かという情報をちょっと聞かせていただいて、それについては少し研究をさせていただければと、こんなふうに思っていますし、ヘリばかりではなくていわゆる上信自動車道、これについても地域の物流ばかりでなくして、その完成によってやはり前橋の中核にある医療機関に行けるような、そういうことも県としても道路網の整備、ヘリもそうですけれども、そういったことも県も考えているようありますし、これは道路ですから国もありますし、この早期開通、これについても物流ばかりでなくて緊急あるいは医療の関係についてもということをちゃんと項目に付け加えて、6か町村として国、県にも要望させていただいております。ヘリについてはちょっと詳細が分かりませんので、そのへんについては今日はご意見を承っておきまして、また情報等ちょっと調べてみたいと思います。

○町長（外丸茂樹）12番福田さん。

○12番（福田弘明）インフラ整備の目的にもこういったスムーズな急患ですか、そういう方の輸送という社会的なインフラ整備、その面もあると思いますが、確かに上信道も整備されていると思いますが、この中之条町近辺でしたら利便性もうんとあるのですが、中之条からちょっと奥の、中心街から奥の方はやはり結構時間がかかるしてしまうと。

また、見ておりますと救急車がおいでになっても、20分ぐらいその家から動かないで、何しているのかなというような状況もございますので、車での搬送もいいでしょうけれども、やはり時代も進んでいるのですから、空を、一気に。

また、中央部にある地域は非常に高度な医療をしている医療機関にも、吾妻の方は優先的にというのですか、に診ていただけるような下地、そういったところも、これは見えないところでのあれになるかもしれないのですが、町長、こういったところにもやはり気を使うべきではあると思います。ちょっと町長も触れられた産婦人科については、吾妻地区については優先的に診ていただけるところもありましたが、そのような配慮も必要ではないかと思うのですが、どうですか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）詳しくは私も存じ上げませんけれども、救急車あるいはドクターヘリ、これは救急隊のほうから要請をして来ていただくというような手続もあるようですし、広域消防の救急体制の連絡がどうなっているかちょっと分かりませんけれども、車で搬送をする場合は車で搬送する、これ緊急を要する場合はドクターヘリ要請をすることがあるのだと思うのです。今おっしゃったように、しばらく救急車が来ても現地に向かわないと、病院に向かわないと、いろいろな話を聞きますと、今やっぱり医療体制も医療がもう大変なところへ来て、その受け入れ体制をちゃんとしっかり確保して、ただ行って受け入れられなかつたでは困るので、やっぱり医療機関に受け入れをちゃんと確認をして救急車がそこへ搬送するということもあるので、何か最近はそういう時間を取りのも受け入れがもうできないよとか、受け入れができますよとか、そういう確認をしているのだというような話も一部は聞こえ

ますけれども、そういういた恐らく利用される方については、一時間も早く行ってもらいたいと、一分でもいいという話だと思うのですが、これは救急医療の関係についてはドクターヘリを要請する、あるいは救急車を動かす、これについては吾妻広域の救急のその中のいろんなルールも決まりもあるのだと思うのですけれども、そのへんもまた確認してみたいと思っております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）まずは、吾妻郡内における医療体制の充実というところに、町長、ぜひしっかりと取り組んでいっていただきたいと思っております。

次に、2項めに移させていただきます。9月13日からビエンナーレが開催されます。開催間近ではありますが、以後の開催に向けての準備として、移動手段に関することについてぜひ検討いただきたいと思いまして、今回提言させていただきました。現在中之条町観光協会、四万温泉協会において電動アシスト自転車がレンタサイクルとして導入されておりまして、四万地区におかれではネット上の書き込みなどを見ますと、平日に訪れたにもかかわらず全ての自転車が貸出中でしたというような書き込みも見受けられ、好評なのかななんて思っておるのですが、こういったこのアシスト自転車の活用されている状況について、また今回のビエンナーレにおけるシャトルバス以外の移動手段はどのようにになっているかについてお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）福田議員も大変お世話になりますが、9月の13日から10月の13日まで記念すべき10回目となる国際芸術祭ビエンナーレの開催ということで昨年にも増して恐らく大勢の方がおいでいただけるだろうということを予想される中において、いろいろな交通手段についても課題がございますけれども、いろいろと実行委員会を中心に考えていただいているところでございますけれど、そんな中で特定小型原動機付自転車につきましては、中之条町観光協会、四万温泉協会へ問合せをしたところ、過去において購入実績はないということでございます。したがいまして、ご質問の利用状況につきましては導入実績はなしということでございます。電動アシスト自転車につきましては、レンタサイクルとして令和6年度実績として中之条町観光協会では8台の所有、12件の利用、四万温泉協会では9台の所有、1,727件の利用ということでございます。令和7年度現在の実績として、中之条町観光協会では19件の利用、四万温泉協会では1,069件の利用ということであります。両協会とも春から秋の利用が多く、地域的に冬季の利用は少ないといった傾向が見受けられるといった回答でございます。

それから続きまして、ビエンナーレにおけるシャトルバス以外の自動車が用意がされているかというものを引き続きご質問いただきましたので、ご答弁させていただきます。ビエンナーレの主催者側としては、シャトルバスの運行以外に移動手段は用意しておりません。ほかの移動手段といたしましては、自家用車、レンタカー、路線バス、自転車等による移動が想定をされます。中之条町全域にビエンナーレ会場が点在しておりますので、周遊バス的な運行は極めて難しいといったところが現状で

ございます。町観光協会が、土日限定となります、ビエンナーレ日帰りバスツアーを計画しており、伊参与市街地間及び沢渡、暮坂と六合間の2つのコースを最小催行定員20名、最大定員28名で運行予定ということでございます。

中之条ビエンナーレは、現代アートを中心とした文化振興、地域振興を目的とした事業でございますので、多くのみなさんにご来場いただけるよう準備を進めております。先ほど申し上げましたが、いよいよ9月13日から始まりますが、どうぞご支援をいただきますようよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）四万地区におかれましては、このアシスト自転車は結構使われて、利用されている方が多いようでございます。今後の移動手段の手立てとして、この特定小型原動機付自転車というのは2023年、まだできたてというのですか、の免許枠なのです。免許枠といつても、これ運転免許は16歳以上であれば要らないですし、ヘルメットの着用も努力義務とされておりまし、車道と歩道の両方を走行できるということで、結構利便性も高いので、ぜひこの機会に検証するためにも試験的に導入されたらいかがかななんて私は考えて本日一般質問をさせていただいているのですが、この特定小型原動機自転車というのは電動アシスト自転車と比較して、この暑いさなかでもこがなくてもよいということと、スカート着用の方でもキックボードタイプの機種であれば気軽に乗れると、出力が600ワットぐらいありますと、一般的なアシスト自転車に比べますと出力もございますし、坂道にも強いこと、また満タンに充電した状態だったと40キロから50キロぐらい走行できるということなのです。とにかく車と違って手軽に移動できて、地域の住民にも迷惑をかけることも少ないかなと思っております。また、点在する観光スポットや飲食店、商業施設への移動を容易にし、地域全体の回遊性を高めて町の探検や寄り道での新たな体験も期待できると私は思っております。

昨日の同僚議員の一般質問の答弁の中で、町長も「ふるさとに会える町 中之条」という懐かしい標語をお話しになっておりましたが、中之条町は美しい村連合にも加入していて、本当に自然に恵まれた中之条を堪能していただくというのは、私はそれには一番適した移動手段かなと思っております。

また、ビエンナーレ終了後はあちこちにあります観光スポットにおいてどの程度活用されるか探るというのも私はよろしいのではないかなと思って、ぜひこの機会に試験的に導入されまして、試験的にですから、多くの予算を通じていっぱいそろえろというのではなくて、ビエンナーレも今後も続くことでございますので、ぜひ検証されてはいかがかと思っております。町長のこのへんのお考えをお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）試験的にそういう実験もこれは必要だろうというふうに考えております。今回のビエンナーレにおきましては、特定小型原動機付自転車について試験的な導入の予定はございませんけれども、町観光協会、それから四万温泉協会へ問い合わせたところ、検討を始めた段階との回答を伺つ

ております。ビエンナーレに限らず、特定小型原動機付自転車の導入が始まることも予想されますので、今後の町観光協会、それから四万温泉協会等の動向を注視しながら、いろんな情報を集めてみたいと考えております。

今、中之条町で5件、以前2年ほど前ですか、福田議員から電動、小型のやつの、今中之条で5件登録があるようでございます。多いか少ないかというのはちょっと分かりませんけれども、だんだんそういうこともやはり地域としては考えていかなければならないでしょうし、先ほど言った16歳以上は免許なしで、ヘルメットも努力義務ということありますけれども、都会のほうでは何かやっぱりごみごみしていますから、いろんな事故があつたりとか、中には飲酒して、16歳から飲酒することはあり得ないですけれども、そういう事故もあることもありますので、いろんな都会も含めて観光地で使ってあるような情報等がありましたら、やはり収集しながら、ただ中之条町は高低差が、市城地区は300で、上行くと1200ありますから、こういった高低差もありますので、そういったことを踏まえて観光協会あるいは温泉協会とも連絡を取りながら、試験的な考え方をしていければと、こんなふうに思っております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）このビエンナーレは、本当に各地域に点在しているので、その間の移動の手段というのが非常に重要になってくると思っております。

また、伊参地区では、先ほども40から50キロぐらい、満充電で動けるということなので、伊参地区なら上行けば帰りは下ってくるだけだから何とかなるのではないかと思っております。ですので、町長、本当にそんなに値段の張るあれではないから、専決処分でもいいから、ぜひ少数でも今回試験的に導入されて、次回もビエンナーレあることですし、先ほども言ったように観光地あちこちあるので、将来的な、たぶんあちこちの観光地でこれを導入していくのではないかと私は思っているのです。そうすれば交通渋滞も防げますし、違法駐車でぺたんって張りつけられることもないだろうし、ぜひこれは熱烈に町長に要望したい項目でございまして、いま一度町長、答弁お願いしたいと思っております。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）熱烈にご要望いただいたわけありますけれども、やはり今回については今ビエンナーレの実行委員会ともそんなご意見が、議員のみなさんからも、議員のほうからも提案がありますよというのをお伝えさせていただきながら、いろんな条件等もありますから、研究することについては観光協会、四万温泉協会とともに、福田議員のおっしゃるように観光地で利用されているところもあるかもしれませんので、そういった情報も収集しながら考えていくべきだと私は思っております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）最後に、関連して伺うのですけれども、この開催中、町の中心部にあります銀行の

跡地を駐車場として利用できるかは、町長、打診をしてみましたですか。どうなのでしょう。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）打診はしてございません。これは、以前にも福田議員からお尋ねがございましたけれども、その時に当該の銀行から内部で検討し、内部で使いたいのだというご返事をいただいたので、やはりよそ様の土地ですから、私どもとすれば何もそういう利用がなければまた考えていただければという話はその時は投げかけていましたけれども、今の現時点では恐らくそれ以後の進展があるのかないか分かりませんけれども、ご回答はいただいておりません。今回のビエンナーレについても、そういう打診はいたしておりません。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）前回提案の時には、あそこは購入という質問させていたのですが、今回期間限定ということで借りることはできないかと、そのへんをぜひ再度交渉していただければと思っておるのでですが、どうでしょう。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）相手側の意向もございますので、やはり相手側にもそのようなお話をありましたという話は伝えさせていただきますが、いずれにしてももう9月の今日5日でございますので、ああいう大きな銀行さんですので、恐らくいろんな上に上がって相談をする機会もあると思いますので、なかなか私がここで決断をするわけにいきませんけれども、そういった決断を銀行さんのほうでもしていただけるものであるか、あと10日ぐらいの期間でありますので、そのへんのところはまた内々打診をしてみたいと思いますけれども、いずれにしてもよそ様の土地ですので、何か考えていれば、福田議員のご要望にお応えできるような回答にならないかもしれませんけれども、今ご提案いただきましたので、一応向こうには照会をさせていただきたいと思います。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）答弁ありがとうございます。

本日最初の項目の医療機関の件につきましては、これからも町民にとって非常に大切な案件でございますので、引き続き慎重に私も推移を見守っていきたいと思っております。本日はどうも答弁ありがとうございました。

○議長（安原賢一）福田弘明さんの質問が終わりました。

○

◎散会

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

4日目の18日は定刻の午前9時30分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。長時間にわたりご苦労さまでした。

(散会 午前11時55分)

令和7年第1回中之条町議会定例会 9月 定例会議 会議録 第4日

招集年月日 (会議)	令 和 7 年 9 月 18 日								
招集の場所	中之条町役場 議事堂								
再開 日時	再開	令和7年9月18日午前9時30分							
	散会	令和7年9月18日午前11時19分							
応招ならびに 不応招議員	議席番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	
	1番	原沢 香司	応招	出席		9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	//	//		10番	関 常明	//	//
	3番	山本 修	//	//		11番	唐沢 清治	//	//
	4番	割田三喜男	//	//		12番	福田 弘明	//	//
	5番	山田みどり	//	//		13番	鶴持 秀喜	//	//
	6番	佐藤 力也	//	//		14番	小栗 芳雄	//	//
	7番	関 美香	//	//		15番	安原 賢一	//	//
会議録署名議員		10番 関 常明	11番 唐沢 清治	12番 福田 弘明					
職務のため出席した者 の氏名			事務局長	田村 深雪	書記	山田 和弥			
			議事書記	小板橋 千晶	書記	木暮 駿希			
			議事書記	割田 祐太					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	飯塚 和子
	副町長	篠原 良春	観光商工課長	山本 嘉光
	教育長	山口 晓夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	企業課長	山田 秀樹
	防災安全課長	篠原 充	六合支所長	油井 文男
	税務課長	齊藤 泰典	会計管理者	安原 隆一
	地域共創課長	湯本 文雄	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	劔持 和美
	保健環境課長	小池 宏之	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議　事　日　程

第4号

(令和7年9月18日午前9時30分開議)

- 第1 議案第 1号 令和7年度中之条町一般会計補正予算（第4号）
議案第 2号 令和7年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第 3号 令和7年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第 4号 令和7年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第 5号 令和7年度中之条町上水道事業会計補正予算（第2号）
議案第 6号 令和7年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
議案第 7号 令和7年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算（第2号）
第2 議案第 8号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
議案第 9号 中之条町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第10号 中之条町農業近代化資金金融通特別措置条例の一部改正について
議案第11号 中之条町総合農政推進資金金融通措置条例の一部改正について
議案第12号 中之条町ふるさと公園たけやま施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第13号 中之条町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第14号 中之条町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
議案第15号 中之条町下水道条例の一部改正について
議案第16号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第3 議案第20号 令和6年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について
認定第 1号 令和6年度中之条町歳入歳出決算認定について
認定第 2号 令和6年度中之条町事業会計決算認定について
第4 選挙第 1号 烏帽子山植林組合議會議員の選挙について
第5 請願第1号、陳情第2号
追加日程第1 議第1号議案 「地方財政の充実・強化に関する意見書」の提出について
第6 議員派遣の件



◎ 開議前のあいさつ

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。第1回定例会9月定例会議の本会議も本日で4日目となりました。お疲れのこととは思いますが、慎重審議をお願いいたします。

各委員会から報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。発言される方は聞き取りやすくなるよう、マイクの調整をお願いします。傍聴席につきましては映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されたりしますと録画録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。傍聴席のみなさんについても、体調管理のための水分補給をお願いします。

○ 開 議

○議長（安原賢一）ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

-
- 議案第 1号 令和7年度中之条町一般会計補正予算（第4号）
○ 議案第 2号 令和7年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
○ 議案第 3号 令和7年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
○ 議案第 4号 令和7年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第1号）
○ 議案第 5号 令和7年度中之条町上水道事業会計補正予算（第2号）
○ 議案第 6号 令和7年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
○ 議案第 7号 令和7年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（安原賢一）日程第1、議案第1号から第7号を一括議題とします。

これらの議案につきましては、去る3日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

質疑を行う方にお願いしておきますが、議会基本条例第6条に、本会議における質疑、質問は論点を明確にするため、一問一答方式で行うことと規定されていますので、よろしくお願ひします。

それでは、質疑願います。12番、福田さん

○12番（福田弘明）補正予算の10款 教育費、第2項、第3項についてお伺いいたします。

補正の内容は、小中学校GIGA端末備品購入費についてであります。過日開かれました常任委員会での同僚議員の、使用済みになる端末の取扱いについて発言がありました。説明では、無償で引き取っていただくというものでございました。この端末は、令和2年に小学校では2,953万50円、中学校では1,758万1,960円、合計4,711万2,010円もの費用をかけて導入されました。5年経過しており、それなりに経年劣化しており、また性能もメモリー4ギガバイト、記憶容量も32ギガバイト程度であり、オペレーションシステムはChrome OSですが、基本的な作

業、インターネット検索、メールの送受信、簡単な文書作成、ユーチューブなどの動画の視聴をする程度であれば問題ありません。端末がゼロ円で引き取っていただくのであれば、この際、希望があれば諸般の以上の事情を説明して、納得いく方へお譲りしていただければと思います。ただ、同等の性能のものがネット上のショップで2万円以上を超える金額で販売されていたら、フリマサイトで子どもさんが使っていたものとして売りに出されてもおりますので、転売目的を防止する意味で台数制限を設けていただくというような形で、ぜひ町民の方へお譲りするようなこともお考えいただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）こども未来課の山本でございます。議員お尋ねのGIGA端末の処分についてお答えをさせていただきます。

こども未来課といたしましても、高校に進学する場合にタブレット端末等が使用されることから、中学卒業時に無償譲渡させていただくことや、あとは保育所とか町の他の施設で使用できなかつたということも検討はさせていただきました。しかし、何よりもやっぱりバッテリーの耐用年数が5年程度となっていることや、既に充電ができなくなっている、そういう端末もございます。また、議員のお話のとおり、スペック的にかなり低い機械でございますので、利用価値が低いのかなというふうに判断をしました。ただし、基本OSのサポートにつきましては9年程度とされていますので、端末の性能や状態を承知の上で利用したい方に提供することは可能であるのかなというふうに考えております。ただし、議員のお話にもございました転売目的であったり、あとは町教育委員会ではアウトメディアを推進しているため、これを配付することで子ども達が自由にいろいろなことに使って、アウトメディアと相反する結果になったり、またSNSなどに利用して犯罪に巻き込まれるようなことがあったり、いじめの原因になったりということ、こうなってしまうとやっぱり本末転倒でございます。また、譲渡する場合には端末の初期化というのが必須条件になりますので、それに係る費用は負担してもらわなくてはいけないということになります。

今後譲渡できる方法や、必要な対策などを検討していきながら、考えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）導入にあたっては非常に高額な予算をかけてされたものでございます。ですので、いろんな説明いただいたような事情もあると思いますが、ぜひ町民の方へ還元できるような形もご検討いただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（安原賢一）他に質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第1号 令和7年度中之条町一般会計補正予算（第4号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和7年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和7年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和7年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和7年度中之条町上水道事業会計補正予算（第2号）について採決しま

す。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和7年度中之条簡易水道事業会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和7年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

-
-
- ◎ 議案第 8号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
 - ◎ 議案第 9号 中之条町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - ◎ 議案第10号 中之条町農業近代化資金融通特別措置条例の一部改正について
 - ◎ 議案第11号 中之条町総合農政推進資金融通措置条例の一部改正について
 - ◎ 議案第12号 中之条町ふるさと公園たけやま施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - ◎ 議案第13号 中之条町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
 - ◎ 議案第14号 中之条町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
 - ◎ 議案第15号 中之条町下水道条例の一部改正について
 - ◎ 議案第16号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第2、議案第8号から16号を一括議題とします。

これらの議案についても、去る3日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。ご質

疑願います。

(発言する人なし)

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

最初に、議案第8号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 中之条町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 中之条町農業近代化資金融通特別措置条例の一部改正について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 中之条町総合農政推進資金融通措置条例の一部改正について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 中之条町ふるさと公園たけやま施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 中之条町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 中之条町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 中之条町下水道条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

-
- 議案第20号 令和6年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について
 - 認定第 1号 令和6年度中之条町歳入歳出決算認定について
 - 認定第 2号 令和6年度中之条町事業会計決算認定について

○議長（安原賢一）日程第3、議案第20号、認定第1号及び認定第2号を一括議題とします。

これら議案につきましても、去る3日に説明がありましたが、住民福祉課長から、文教民生常任委員会での富沢委員の質疑についての回答の申入れがありましたので、発言の許可をします。

住民福祉課長よりお願ひします。住民福祉課長

○住民福祉課長（山田行徳）では、議長のお許しをいただきましたので、9月9日に開催されました文教民生常任委員会の際の富沢委員の質問に対して回答させていただきます。

委員ご質問の決算のあらまし41ページにありました、戸籍関係で昨年度の婚姻数161組と記載をさせていただきました。そのうち中之条町民の方の人数はというご質問でございました。統計上、町に住民票がある方の婚姻数というのは特に集計をしていなかった現状がございます。この161件につきまして、個々に当たらせていただきまして数字のほうが出ましたので、報告させていただきます。161件中、中之条町に住所があったものの届出が47件でございます。内訳といたしますと、そのうち引き続き中之条町に住所を有している方につきましてが28件、届出後転出して現在は中之条町に住んでいない方が19件という件数でございましたので、報告させていただきます。

○議長（安原賢一）発言が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はまず通告された議員から議席番号順に行います。通告された議員の質疑が終了した後に通告されていない議員からの質疑を行います。全員協議会で決定されましたよう、答弁までの含めた時間は1人30分以内でお願いします。最初のベルが残り10分、2回目が残り5分、3回目が残り1分です。

最初に、1番、原沢香司さんの質疑を許可します。原沢香司さん、ご質疑願います。1番、原沢さん

○1番（原沢香司）では、決算質疑申出書でお示しいたしましたとおり質問させていただきます。

まず、決算書の30ページの歳入、そして96ページの歳出であります自衛官募集事務委託事業について伺います。この委託事業ですけれども、具体的にどのような事業を行ったか。また、町内の若者の名簿提供を自衛隊に対して行っているか伺います。お願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、原沢香司議員のご質問にお答えさせていただきます。

自衛官募集事務委託事業につきましては、法定受託事務として町が一部の事務を行っております。具体的な事業内容ということでございますが、中之条町におきましては令和6年度広報活動としてウエットティッシュに募集のお知らせを添付したものを作成し、役場受付窓口にて配布を行いました。

歳入といたしましては、国庫支出金の自衛官募集事務委託金として受け入れております。

若者の名簿提供を行っているかとのご質問ですが、町いたしましては自衛隊法第97条第1項に規定する、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う、及び自衛隊法施行令第120条の、防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認める時は、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求める能够との規定から、資料として適齢者名簿のデータを提供しているところでございます。なお、適齢者につきましては、次年度末年齢が18歳並びに22歳に当たる方を抽出した資料の提供を行ってございます。

以上です。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）回答をいただきました自衛隊法の97条1項、それから同法施行令の120条が根拠として挙げられているようなのですけれども、これあくまで募集事務の処理の状況についての調査や確認のための規定であって、これを基に名簿を用いて提供するということについては、やはり法的な根拠はないというふうに思われます。具体的には2024年3月に奈良県の奈良市の中学生が、自分の名簿が提供されたということで国と奈良市を相手取って国家賠償請求の訴訟を提訴しています。これはまだ結論出でていないのですけれども、やはりこの自衛隊法と関わってくるのが住民基本台帳だと思うのです。住民基本台帳は基本的に原則非公開ということになっておりますので、自衛隊への名簿提供、これについては国家賠償請求も今現状行われているところでございますので、少し慎重にやはりやる必要があるのではないかというふうに考えておりますので、令和6年度での状況を伺いましたので、次年度以降の提供についてはぜひ慎重に行っていただくことをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

では、2つ目の質問なのですけれども、決算書の84ページです。共創プラットフォーム運営委託料についてなのですけれども、具体的にどのような運営が令和6年度行われたか、回答を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）共創プラットフォームの運営についてでございますけれども、共創プラットフォームSANKAKUは、様々な人が出会い、交流する場所であります。様々な人が出会い、集まることにより新たなつながり、コミュニティーが生まれ、地域課題の解決策やイノベーションが創出されることで、みんなでつくる持続可能な町づくりを実現することを目的といたしております。場所は、伊勢町の商店街にある旧芳桂堂薬局で、空き家の利活用分野で活躍する地域おこし協力隊が地域の方々が利用できるオープン・コミュニティースペースとして整備をいたしております。このスペースをお借りして毎月8回、午後1時から8時まで、共創プラットフォームSANKAKUとして開いております。令和6年度においては、SANKAKUのスタートにおける整備や開催日の運営について、旧芳桂堂薬局を拠点として活動している地域おこし協力隊員に委託しております。

令和6年度の実績といたしましては、11月から3月までの5か月間になりますが、開催日39日、利用人数219人でございます。利用状況は、地域の方や未来戦略ミーティングの委員による話し合い、小中学生や高校生の利用による交流、ワークスペースとしての利用や観光客などの町外の方もお越しをいただいております。

以上です。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）駅前の閉まっていた薬局が開いて明るくなりましたし、人の通りも出てきて、

私も吾妻中央高校生のプロジェクトで吾妻線活性化プロジェクトをやられた時には、焼かない焼きまんじゅうを提供するということで、頂きまして、本当に観光客の方もそれを楽しんだりですか、地元住民の方も楽しんでいたのが非常に印象に残っております。未来戦略ミーティングとしても活用しているということでございますので、新しい取組が令和6年度、このように始まったものをまたさらに次の7年度、8年度と広げていってもらえばというふうに思っております。よろしくお願ひをいたします。

続いて、議長よろしいでしょうか。

○議長（安原賢一） 続けてお願ひします。

○1番（原沢香司） そうしまして、次の質問です。決算書の206ページ、四万温泉観光資源調査研究業務委託料について伺います。この委託業務ですけれども、具体的にどのような調査が行われたか回答をお願いします。

○議長（安原賢一） 町長

○町長（外丸茂樹） それでは、お答えをさせていただきます。

四万温泉観光資源調査研究業務委託料につきまして、具体的にどのような調査が行われたかとのご質問でございますが、観光客の滞在期間の長期化強化を図るため、四万の清流をプロモーションしていきたいという思いから、令和6年度に本調査の研究に着手したところでございます。具体的な内容でございますが、金額は決算書のとおりでございます。四万の清流といいましても穏やかなところ、険しいところ、様々な顔を見せる四万川でございます。今回、四万温泉の入り口であります四万の甌穴や、私も数回足を運んだ地点、通称嘉満ヶ淵付近を皮切りに、上流へと調査を始めようというものでございます。

業務委託料の内容につきましては、数値地形図作成といったものに分類され、具体的には3Dスキャナーを使用した平面図及び縦横断図、提案図の作成になります。今回は、3Dスキャナー測量機からのデータを解析し、平面図1枚、縦断図1枚、横断図25枚及び提案図としての報告をいただいております。

以上です。

○議長（安原賢一） 1番、原沢さん

○1番（原沢香司） この事業、地元四万温泉のみなさんも大変期待をしていると思います。清流を活用して四万温泉をさらにPRしたいという意図だというふうに受けとめましたので、続く調査だと思いますので、ぜひ地元のみなさんとも十分コミュニケーション取りながら、地元のみなさんがまたここをもっとやりたいのだというような思いもあると思いますので、丁寧に進めていただくことをお願い申し上げます。

最後の私からの質問になりますけれども、先ほどの共創プラットフォームの運営とも関わりますが、あらましの35ページで未来戦略ミーティングについて記載がございます。この未来戦略ミ

ーティングでは、様々な意見が参加者から出され、草刈りの補助ですとか、中之条ガーデンズのレストランのブラッシュアップなど、町の実際の事業にも反映させる意見がこれまで出てきたと思いますが、令和6年度においてはそのように新しい展開を開くような具体的なアイデア、何か提案されましたでしょうか、回答をお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）令和6年度の未来戦略ミーティングにおきましても、多くの具体的なアイデアを提案をいただきました。1つとして、中之条でしか受けられない特色のある教育を、1つとして、中之条情報サイトの創設をなどの提案がございました。これらの提案につきましては、町ホームページにおいて提案内容の一部を公開をいたしております。特に情報発信についての提案が令和5年度、6年度と2年続けて数多く提案をされておりますので、具体的な事業の検討を始めております。提案されたアイデアにつきましては、今後の町の施策に有効的に反映できるものは取り入れるなど、検討を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）具体的な状況を教えていただきまして、特に情報発信、これは本当にどこがゴールというものがなく、本当に永遠の課題だと思いますので、特に若い方にとって情報をどう得るかというのは本当に刻々と変わってきておりますので、ぜひ引き続き未来戦略ミーティングで町民の若い方の意見、十分聞き取っていただきて、本当に参加した人がやはり自分が話したことが町が聞いてくれると、具体的にアイデアを活かしてくれるということが何より喜びにつながりますし、町に暮らしてよかったという誇りにもつながると思いますので、引き続きこの未来戦略ミーティング、また町としても力を入れて取り組んでいただくことをお願い申し上げて、私のほうからの質疑は以上です。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）次に、福田公雄さんの質疑を許可します。福田公雄さん、ご質疑願います。2番、福田さん

○2番（福田公雄）それでは、申出書きに基づきまして、私の質疑をさせていただきます。

決算書86ページ、ふるさと移住定住促進事業。この中の移住定住コーディネーター業務委託料について質疑いたします。群馬県が移住希望地で全国1位になりました。特に中之条町は非常に注目を浴びております。その中で、重要度が増す移住定住コーディネーター、この令和6年度の人数と活動日数についてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、福田公雄議員のご質問にお答えをさせていただきます。

移住定住コーディネーターは、平成28年度より1名を委嘱をいたしております。現在も1名でございます。活動日数は、業務計画においておおむね150日でございますが、当町におきましては相談件数が増えている状況にあり、その日数を超えて活動をしていただいている状況であること

から、増員も検討しているところでございます。参考までに、大小ございますが、オンラインでの移住セミナーなどを除き、現地案内や移住相談会などを含めた移住相談件数は、令和6年度が132件、令和5年度が125件となっております。

以上です。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。今、令和6年132件、令和5年125件、はっきりと増えている、これが伺えます。また、1位になったこと、注目度が増していること、また今年に入つてからも各種移住に関する事ではなくとも、マスコミ、テレビ番組などで中之条たくさん出ております。こういったことから、今後も移住希望者増えていくと思います。増員も考えていらっしゃるということで、非常にありがたいと思っています。コーディネーターさん、希望した時の対応だけではなくて、お話を伺うと、その後のアフターケアなども折によつては行つてゐるようです。今後も移住希望地、群馬県が1位になったこと、そして中之条が注目されていること、これやはりコーディネーターさんの活躍の力が非常に大きいと感じております。これからも町と連携して、コーディネーターさんのバックアップを十分行っていただきながら、町が連携して移住者、またさらに増えるように努力、研究をしていただければ大変ありがとうございます。

それでは、議長、次の質疑に入ります。

○議長（安原賢一）はい。

○2番（福田公雄）それでは、続きまして、同じく決算書86ページ、定住促進対策住宅取得費補助金についてお伺いいたします。

こちらの相談件数、また利用件数についてお答えをお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えをさせていただきます。

定住促進対策住宅取得費補助金につきましては、相談件数は27件、利用件数26件でございます。定住促進対策住宅取得費補助金を利用し、町外から中之条町に住宅を取得し移住した件数は、令和6年度が4件でございます。なお、令和5年度における利用件数は35件、そのうち移住した件数は8件でございます。

以上です

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。町外から4件、こちら移住者からということで、移住者からの利用もあるということで、そういう方にもうまく使っていただければ非常に移住される方、助かると思います。

それでは、続きまして、移住支援事業補助金についてお伺いいたします。こちらの相談件数と利用件数をお伺いいたします。お願ひいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えをさせていただきます。

移住支援事業補助金につきましては、正確な相談件数は集計しておりませんが、令和6年度はおおむね10件程度で、利用件数は2件でございます。国の交付金を活用し、群馬県と県内市町村とで共同で交付金を支給する事業であります。東京23区に在住、または東京23区内へ通勤している方が中之条町へ移住すること、移住先である中之条町においても関係人口要件やテレワーク移住要件に該当することなど、諸条件があるために対象者が限定されてしまいます。したがいまして、移住者からの相談は多いのですけれども、対象にならないケースが多いという状況でございます。参考までに、令和5年度が利用件数1件、令和4年度が利用件数2件でございます。

以上です。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）こちらも大変いい補助金、Uターンの方も利用できる補助金で非常にいいなと思うのですが、やはりちょっと条件が厳しいということで、このへんが残念なところで、町だけで決められることではないので、こういったところもゆくゆくは緩和されればいいかなと、そんなふうに思っております。

この他中之条町は補助金が非常に充実していると考えています。住宅リフォーム補助金のように利用が大幅に伸びている補助金もあります。こういった補助金をさらなる周知をしていただきて、これからまた移住定住者が増えるように町内外の方へのさらなる周知をお願いして、私の質疑を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）福田公雄さんの質疑が終わりました。

次に、割田三喜男さんの質疑を許可します。割田三喜男さん、ご質疑願います。4番、割田さん

○4番（割田三喜男）それでは、私から2項目を質問させていただきます。

まず、決算のあらまし39ページの町税収入状況等一覧表についてでございます。合計における収納率、現年ですが、令和6年度も99.8であり、前年同様ですが、小数点以下第2位で見ますと、令和5年度99.81に対して、令和6年度99.82と、0.01ポイント上げています。高水準を維持、そして向上しており、税務職員の皆様方の効率的な賦課徴収、徴収努力に対しまして、監査委員さんから成果が認められるとの監査報告がありましたように、高い評価がされることと思います。そんな中で、県内市町村の中でも上位だと思うのですが、収納率の全国地方団体における順位はどのくらいか、お伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、答弁させていただきます。

割田議員のご質問にお答えさせていただきますが、中之条町の税の収納率は全国の自治体の中

で何番目ぐらいに位置するかというご質問でございますが、全国順位が分かる直近の令和5年度の状況につきましてお答えをさせていただきます。当町の令和5年度一般税の現年収納率は99.80%で、全国1,719自治体中100番でございます。なお、県内では35自治体中5番となっております。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。県内でも全国でも本当に上位ということで、本当に税務職員の皆様方の徵収努力に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

全国順位をお伺いしたのは、交付税の（2）にありますとおり、基準財政収入額の算定において全国上位3分の1の地方公共団体が達成している率が標準的な徵収率として考慮されるからでございます。この率は、具体的に現状直近の数値でいいのですが、お幾つか教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）こちらの質問につきましては、令和6年度の状況についてお答えをさせていただきます。

基準財政収入額の算定において使用される標準的な徵収率でございますが、全国上位3分の1の地方公共団体が達成している率の過去5年間の平均値が使用されております。個人町民税におきましては、標準となる徵収率が99.00%、当町の徵収率は99.53%で、標準となる徵収率を上回っております。また、その他の固定資産税や軽自動車税などにつきましても上回っている状況にございます。

以上です。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。まだ差があるということで思っておりますが、全国各地自治体、徵収努力によって収納率を年々上げてきておりますので、交付税を減額されないように徵収努力をお願いしたいと思います。

続きまして、冒頭にも申し上げましたように収納率は高水準を維持しておりますが、効果的な徵収対策はどのようなものかお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）当町の収納率は、税務課、収納係と賦課担当係の連携及び情報共有により高水準を維持しております。収納係は、年間計画に基づき、文書、電話、訪問により納税の催告などを計画的に実施し、収納係と一緒に賦課担当係も滞納整理や電話催告などを行い、賦課から徵収まで意識することにより滞納者への対応を組織的に行うことができるようになってきたことが高水準の収納率につながっているものと考えております。また、難しい案件などにつきましては、県に相談し、指導をいただくなど、効果的な徵収対策を実施しておるところでございます。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。引き続き自主財源である町税の歳入確保にご尽力をいただきますよう、お願ひ申し上げます。

続いての質問よろしいでしょうか。

○議長（安原賢一）はい。

○4番（割田三喜男）続きまして、決算書の176ページなのですが、令和6年度に新規事業としてスタートいたしました耕作放棄地草刈り補助金の政策効果等について伺います。

決算書176ページを見ますと、補助金は10万6,300円とあり、補助金の基準額から推計すると対象面積は全体で約2ヘクタールぐらいだと思いますが、地域別事業対象面積はどうかお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、耕作放棄地草刈り補助金に関連する面積はどうかということでございますけれども、令和6年度に申請のあった面積は合計1万5,603平方メートルで、その内訳は中之条地区2,372平方メートル、伊参地区772平方メートル、名久田地区1万2,459平方メートルでございます。なお、沢田と六合地区には申請がございませんでした。

以上です。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。昨年度の事業の対象面積を確認させていただきました。ありがとうございます。

昨年度は、当初予算に50万円計上、今年度は40万円計上となっていますが、草刈りも終盤を迎えて、昨年度と比較した今年度の申請状況はどうかお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）昨年度と比較した今年度の状況はということでございます。改めて当事業の仕組みをご説明いたしますと、耕作放棄地の解消が町内で完結できるよう、町在住の個人や団体が施工者として登録された後、草刈りをして欲しい方がこの登録者に依頼することになります。今年度は、件数、面積ともに増えており、現在のところ面積は昨年実績の2倍を超しております。6年度の実績で申し上げますと、登録者16名、補助金交付者5件、対象面積等6筆、1万5,603平方メートル、補助金額10万6,300円、令和7年9月16日現在では、登録者19件、補助金交付者12件、対象面積等37筆、3万5,503平方メートル、補助金額は18万7,900円となってございます。以上です。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。昨年度と比較しまして、大体倍増となっているこ

とを確認させていただきました。ありがとうございました。

伊参地域は、耕作放棄地は激増しておりまして、農地の約4割で100ヘクタール以上と推測しております。先月8月24日に伊参地域の区長さん、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん、農家組合長等に参集していただきまして、耕作放棄地里山整備検討会を開催したところであります。役場のこの補助金を有効活用して、整備を進めていくことと確認しましたが、申請手続が高齢者には難しいとか、頼まれても自分の土地の草刈りで手いっぱいであるとか、そして不在地主は草刈りの意識が希薄であるなどという意見が出されました。そこで、この改善のために申請方法等の見直しは現状で考えているか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、答弁をさせていただきます。

一度草刈りをしても草が伸びてしまし、同じ場所を複数回草刈りをすることがございます。そのため、申請する方の手間が省けるよう、筆ごとの申請に切り替えて、同一年度内に何度実施するかを申請時にご記入いただき、申請の手間を省けるよう努めています。また、草刈り機を使用した除草の他に、ロータリーでのすき込みも対象になるかというお問合せがありましたが、現在のところは対象外とさせていただいております。

以上です。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。筆ごとの申請を改善していくとか、いろいろ方法の見直しを考えていただきましてありがとうございます。

ただ、制度のPRもまだ不足している面があるかなと思います。そこで、町外在住者等の不在地主への周知のためにも、来年度の5月の固定資産税の納税通知書にこの制度の周知、耕作放棄地の適正管理とか、そのへんのチラシを同封する、そのチラシには町道等の支障木伐採や空き家の適正管理などを併せて記載したものを送付するのも改善につながるのではないかと思っております。

以上で私の質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）割田三喜男さんの質疑が終わりました。

次に、山田みどりさんの質疑を許可します。山田みどりさん、ご質疑願います。5番、山田さん

○5番（山田みどり）それでは、決算質疑申出書に沿って質問をさせていただきます。

あらましの62ページを御覧いただければと思います。国民健康保険特別会計、保健事業でありますけれども、特定健診自体の受診は昨年度と比較しまして高くなっているというふうになっていますが、人間ドックの受診病院を拡充させたことによって増えているというふうに認識しております。この取組によってかなりその受診が増えたということで、現状大変いい取組かなという

ふうに思っています。その中で、集団健診、個別健診のところではこういった変化があったのかどうかということをご質問させていただきたいと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、答弁をさせていただきます。

集団健診、個別健診の受診者数につきましては、集団件数の受診者数は令和5年度が1,202人であり、令和6年度が1,156人と減少しております。一方で、個別健診の受診者数は令和5年度が7人、令和6年度が13人と増加をしております。国民健康保険の被保険者数が減少しているため、全体的な受診者の数は減少しておりますけれども、受診率としては増加しております。検診や人間ドックの受診は、疾病の早期発見につながり、被保険者の健康を守り、生活習慣病を予防するために重要な取組ありますので、今後も受診勧奨を行い、受診者数向上に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）全体的に加入者の減少もあるので、減少のところもありますが、受診は増えているということあります。一般質問の同僚議員の質問の中で、やっぱり町長が答弁されたように予防医療という観点では非常に重要な取組であると考えます。個別健診のほうが増えている、集団健診が減っているという状況でありますけれども、やっぱり集団健診で日程が組まれていて、この時に受診しましようというところが、なかなか忘れていたりだとかということで、受診をなかなかできなかったというようなケースもあるようです。なるべくみなさんに受けていただいて、そういう早期発見が進むようぜひ今後も取組を進めていただければというふうに思います。

続いて、質問をいたします。あらましちょと戻っていただきますけれども、12ページの介護老人保健施設ゆうあい荘事業について、特別会計について質問をさせていただきます。ここを見せていただきますと、県支出の部分で、令和5年度には支出があるのですけれども、令和6年はゼロになっているのですが、このゼロになっている理由を教えていただければと思います。お願ひします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

令和6年度歳入において、県支出金がなかった理由についてお答えをさせていただきます。令和5年度決算におきましては、県支出金で986万円の歳入がございましたが、これは施設内の新型コロナウイルス感染症患者を療養した場合の諸費用や職員手当などを補助する群馬県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金、この交付を受けたものでございます。令和6年度につきましては、この補助制度が終了し、また他の補助金につきましても対象となるような工事や備品購入を行う事業がなかったため、県支出金

の収入はございませんでした。

以上です。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）コロナ関連による県からの支出だということで確認いたしました。

これも同僚議員が質問した中であったのかと思うのですけれども、こういう施設の運営については非常に厳しい状況下に置かれているというところで、そういった施設への補助とかとともに今拡充されて進められています。今物価高騰などもありますけれども、特にそういったところの施設への補助などをぜひ検討いただいて、今後はやっぱり施設の運営については非常に厳しい状況下にあると思いますので、検討いただければというふうに思います。

続いて、繰入金の推移について質問をさせていただきます。ここ数年程度でいいのですけれども、繰入金の推移について、分かるところで教えていただければと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ゆうあい荘における一般会計繰入金の推移ということでございますけれども、ゆうあい荘につきましては特別会計を採用しているため、基本的には独立採算で事業を行っておりますが、大規模な工事や高額の備品購入等、ゆうあい荘独自の収入では不足する場合に、一般会計からの繰入金を財源として事業を行っております。この金額の推移につきましては、年度ごとに工事や購入する備品が異なりますので、年度単位での増減はございますが、施設の老朽化による修繕工事や備品の買換えによる経費等の増加により、全体的には上昇傾向にございます。

また、コロナ禍以降続く入所者数の減少による収入の減少や、物価高騰などに起因する運営経費の財源不足につきましても一般会計から繰入金をお願いしている状況にございます。特に令和5年度におきましては、雨漏り対策のため屋根の防水改修工事に2,970万円の支出がございました。一般会計の繰入金も高額となりました。令和6年度につきましては、大規模な工事や高額な備品の購入がなかったため、大幅な減少となってございます。

山田議員おっしゃるように、ここ数年1億円を超える繰入金、特にここ1～2年は2億円、あるいは2億円近い、この数字については具体的に課長のほうから年度ごとに答弁をさせますので、よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）住民福祉課長。

○住民福祉課長（山田行徳）では、繰入金の年度ごとの数値でございます。直近5年で令和2年度から申し上げます。令和2年度につきましては1億4,300万円、令和3年度が1億3,844万6,000円、令和4年度が1億9,891万2,000円、令和5年度が2億3,890万円、令和6年度が1億3,513万8,000円の実績でございます。

以上です。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）繰入金の推移を教えていただきました。老朽化によってかなりこうした施設の維持ということで上昇しているということです。ゆうあい荘につきましては、在り方検討会が開催されていて、その中でも議論をされて、私自身もそのところでの議論に参加させていただきましたけれども、今後のところでいいますと、やっぱり地域住民の方のお声とかもそうですけれども、やっぱり役割ということが変化しているというところにあると思いますので、今後の在り方検討会の進め方によると思いますけれども、ぜひそういった今現状のところをしっかり役割が変化しているところをよく見直して、また地域住民の方の声をよく聞いていただいて、今後にまたつなげていただければというふうに考えております。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）山田みどりさんの質疑が終わりました。

次に、関美香さんの質疑を許可します。関美香さん、ご質疑願います。7番、関さん

○7番（関 美香）そうすれば、決算質疑申出書に沿って質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、決算のあらまし45ページの同窓会支援事業補助金において、出会いの場づくりの機会を図ったとありますが、同窓会支援補助金の活用実績をお伺いしたいと思います。また、同窓会支援事業の他に出会いの場づくりの取組があったのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えをさせていただきます。

同窓会支援事業補助金の活用実績につきましては、令和6年度の実績は3件ありました。その他の出会いの場づくりの取組といたしましては、郡内合同による婚活イベントの実施や、男女の出会いの場を創出する事業を行う団体への婚活支援事業補助金がございます。いずれも町のホームページや広報等で周知を図っておりますが、実績はございませんでした。

以上です。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）令和6年度の同窓会支援補助金の実績が3件というところと、あと他は事業としてはあるけれども、実績がなかったと。私これ本当に少子化を防ぐためには未婚化、晩婚化、これ本当に重要な問題だと思っていて、この結果を見るとちょっと取組として残念かなという感じを受けております。特に同窓会支援補助金というのは、私はここにもあらましにも書いてありますけれども、同窓の親睦を図るという旨が強いのではないかと思っていて、果たしてこれが出会いの場づくりに、そこはちょっと疑問を打つところなのです。新年度に向けては、このへん検討課題かなと思っておりませんので、同窓会支援補助金の在り方をぜひ検討していただきたいと思っております。

あと、広域でも事業を展開しているというところですけれども、実績がなかったというところで、これやはり出会いの場づくり、時代に即した取組というのが私、必要ではないかなと思って

いるのです。以前、同僚議員の質問にもありましたけれども、時代に即したやっぱり出会いの場づくりを支援していくという覚悟ってこれから必要になってくると思うのです。大人数で出会いの場をつくっていくのではなくて、個別に結婚相手を探していくというような取組を町で支援していく、調査研究必要だと思うのですけれども、ぜひ出会いの場づくり、子育て支援に力を入れてくださっている町長ですので、ぜひ未婚化、晩婚化を防ぐその取組にも、前段階、そこにもしっかりとこ入れを、力を入れていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

すみません。次の質問に入らせていただきます。決算書224ページの中之条ガーデンズ運営管理事業についてお伺いをいたします。昨年の夏も大変暑かったと記憶しておりますが、7月、8月入場者数において、令和5年度の同じ時期と比べての増減をお伺いしたいと思います。また、今年は昨年にも増して暑い夏がありました。このような酷暑が例年となることも考えられますが、夏の入場者数を確保する上で、園内の暑さ対策について何か考えていることがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、関議員のご質問にお答えさせていただきます。

年々暑さが増してきておりまして、危険な暑さというような状況でございますけれども、雨の降り方も変わってきております。異常気象と言わざるを得ない気候変動には非常に戸惑いを超えた危機感を感じております。

さて、7月、8月における令和5年度と令和6年度のガーデンズの入園者数の増減につきまして、いずれも減少でございます。7月が1,295人減、前年比72.1%、8月が237人減、前年比91.5%でございました。屋外の施設がメインでありますので、天候による入園者数の増減が非常に大きく左右されてしまう状況も見受けられます。参考までに6月は818人の増、前年比103.7%でございました。

園内の暑さ対策につきましては、炎天下にさらされる施設構造でございますので、日傘の貸出しや改修した茶屋たんぽぽでございますが、これを休みどころとして開放するなど、暑さの対策を行ってまいりました。また、藤棚にはミストを設置しており、花みどり館やショップ、食堂等の冷房の効いた施設もございます。今後も入園者の熱中症対策も講じながら、施設運営を考えて行ってまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）ガーデンズ屋外の施設なので、本当に異常気象は大変な、この数から見てもやはり影響を受けているのだなと。暑さだけではなく、雨の降り方も異常ですので、本当にガーデンズの職員のみなさん大変ご苦労されているのではないかなと思っております。また、暑さ対策と言うところで、藤棚にはミスト、私もこのミストというのはなければぜひとも思つたのですけれ

ども、藤棚であるということ、また屋内の施設もありますので、そういうところをうまく使いながら、あと日傘も貸出しているというところなので、本当に夏の入場者数を確保していくというのは、この異常気象で大変、毎日熱中症警戒アラート、町でも防災無線で熱中症に気をつけてくださいというところで開園しているわけなので、そういうところ十分気をつけながら、今後またさらに暑さ対策、園内広いですので、給水スポットなども考えながらみなさん水分も用意してくるかもしれませんけれども、やっぱり園内広いというところで給水スポット等もあれば安心かななんて、ちょっと自分なりには考えておりますので、ぜひこちらについても新年度に向けて調査して研究していただければと思っております。

続きまして、決算書230ページに食堂・売店リニューアル業務委託料並びに美野原食堂店舗インテリアブラッシュアップ業務委託料が計上をされておりますが、美野原食堂において、具体的にどのようなリニューアルとインテリアのブラッシュアップが行われたのかお伺いいたします。

また、それによる美野原食堂の売上げの効果についても併せてお伺いをしたいと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、答弁をさせていただきます。

まず、食堂・売店リニューアル業務委託につきましては、食堂の新規メニュー開発及びバックヤードでの製作手順も併せた業務委託となっております。次に、具体的な内容につきましては、以前のテーブルや椅子、照明等を一新させていただき、大変明るい雰囲気になったと思っております。また、注文や食器の出し入れにつきましても、セルフ式に変更させていただくなど、システム的な変更も併せて実施をさせていただきました。美野原食堂の売上げにつきましては、令和7年8月までの売上げにつきましては、単価改正の影響もございますが、143万円ほどの増加となってございます。

以上です。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）すみません。インテリアを入れ替えて大変明るい雰囲気になったと。また、システムのほうも考えて導入して、売上げのほうも効果が上がっているなという感じを受けました。このガーデンズで入場者数を増やして行くには、本当に私も食、そこは本当に力入れていっていただきたいな、こうやってリニューアル、ブラッシュアップしていただいているので、努力本当に感じているのですけれども、本当に私、花だけではなくて、食事をしにだけ行くような、本当にそういうような食の提供、雰囲気も施設というか、食というか、インテリアというか、雰囲気も含めて町民がそれだけでも食事をしに行きたい場所、そんなふうになっていたければなと思っております。私も5月に友だちを連れてガーデンズに行ったのですけれども、バラがきれいだったので、バラは見ました。でも、その後午後だったので、ではお茶しようとなった時、やっぱりガーデンズを出てしまったのですね。本当に違う所で、ちょっとカフェでお茶をしたのですけ

れども、やっぱりみなさん出かけた時には、本当に非日常というか、そういう空間で素敵な時間を過ごしたいなという、そういうところも視点としてぜひ取り入れていただいて、なかなか大規模にというところは難しい部分あるかもしれないのですけれども、ぜひ私はこの入場者数の増加、だんだんとやっぱり入場者数減少している傾向も見られますので、そういったところ、本当に売店は私も雰囲気よくなつたなど、また行ってみたいなと思う雰囲気を受けるのです。そういう食堂というよりはカフェみたいな、そういうちょっとわくわくするような、そういったところもぜひ運営委員会等ありますので、みなさん検討課題かななんて思っておりますので、付け加えさせていただきます。

最後の質問になるのですけれども、まず申入書の決算書のページ数が226ページとなっているのですけれども、これ266ページの間違いで、訂正をさせていただきます。ページ数266、276、278に児童生徒図書購入費が計上をされております。図書購入費についてお伺いをいたします。管内各小学校の教育振興事業の中で、児童生徒図書購入費が計上されておりますが、管内各小中学校の学校図書館における図書標準の達成状況並びに図書の更新状況をお伺いいたします。

○議長（安原賢一） 教育長

○教育長（山口暁夫） それでは、お答えします。

小中学校の学校図書館における蔵書数は4校全てにおいて文部科学省が定める学校図書館図書標準の蔵書数を超えて整備されております。一例を申し上げますと、令和6年度の中之条小学校の標準学級数は20学級でありましたので、図書標準で定められる蔵書数は1万760冊です。これに対し実際の蔵書数は約1万5,000冊ございました。また、図書の更新に際しましては、各学年の教員が希望する本や、児童生徒のリクエストなどを基に新たに購入し、古くなった本や破損した本から廃棄しております。令和6年度の状況では、4校で1,365冊を購入し、866冊を廃棄しております。

以上でございます。

○議長（安原賢一） 7番、関さん

○7番（関 美香） この文部科学省で定められている図書標準の基準を全てクリアしているというか、それよりも数多く図書館が整備されていて、あと図書の更新もちゃんとされているという状況を確認させていただきました。この質問をしたのは、本当に今デジタルというところが進んでいるからこそ、教育振興事業の中で図書館の整備、充実、これしっかり図っていっていただきたいなと思っていて、今令和6年度の図書館の整備状況聞いた時に、本当に標準よりもちゃんと図書の本がそろっているところを確認させていただきましたので、今後も中之条アウトメディアにも力を入れています。そういう意味でもぜひ図書館の各学校、小中学校の図書館の整備の充実、これをお願いをいたしまして、質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（安原賢一） 関美香さんの質疑が終わりました。

質疑の途中ですが、ここで暫時休憩としたいと思います。

(休憩　　自午前10時41分　至午前10時55分)

○議長（安原賢一）　再開します。

他に質疑のある議員は挙手を願います。

(発言する人なし)

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

これより採決に入り、採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第20号　令和6年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号　令和6年度中之条町歳入歳出決算認定について採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号　令和6年度中之条町事業会計決算認定について採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、認定第2号は認定することに決定しました。



◎ 選挙第1号　烏帽子山植林組合議会議員の選挙について

○議長（安原賢一）日程第4、選挙第1号　烏帽子山植林組合議会議員の選挙についてを議題とします。

烏帽子山植林組合議会議員の選挙につきましては、組合規定の定めるところにより、組合議会議員の4人の選挙を求める旨の通知が管理者から町長へ提出され、町長から議会宛てに依頼がありました。

そこでお諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にした

いと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（安原賢一）異議なしと認め、選挙は指名推選の方法で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（安原賢一）異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

鳥帽子山植林組合議会議員に山田みどりさん、関美香さん、大場壯次さん、小栗芳雄さんを指名します。

お諮りします。ただいま指名しました山田みどりさん、関美香さん、大場壯次さん、小栗芳雄さんを当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（安原賢一）異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました山田みどりさん、関美香さん、大場壯次さん、小栗芳雄さんが鳥帽子山植林組合議会議員に当選されました。

当選された方々に本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○ 請願第1号及び陳情第2号

○議長（安原賢一）日程第5、請願第1号及び陳情第2号を議題とします。

お手元に請願審査報告書を配付していますが、この際委員長から審査経過の概要について報告を求めます。請願第1号について、総務企画常任委員長、関美香さん、ご登壇願います。7番、関さん

○総務企画常任委員長（関 美香）

議長の命によりまして、令和7年9月定例会議において総務企画常任委員会に付託された、請願第1号の審査報告を申し上げます。

当委員会は、9月8日、午前9時30分から、第1委員会室において、委員、町長、議長、副町長、関係課長、職員出席の下開催し、請願第1号について審査し、「採択」と決定しました。

請願第1号は、日本労働組合総連合会、群馬県連合会、北部地域協議会から提出された「地方財政の充実・強化に関する請願」で、内閣総理大臣、財務大臣他国の関係機関に対する意見書の提出を求めるもので、令和6年の9月定例会議においても同様の請願が出されております。

特に質疑はなかったため、各委員から意見を聞きました。主な意見ですが、「この内容について当町に照らし合わせてみても、中之条町議会として国に提出すべき内容であると思いますので、採択でよいと思います。」、

「昨年、似た請願が出ており、見比べたところ、ほぼ内容が同じということでした。昨年も議

会で採択されていますので、今年もこれでよろしいと思います。採択でよろしいと思います。」、

「拝読させていただき、趣旨は非常に理解できました。地方財政の充実と財政悪化は喫緊の重要な課題だと思いますので、私もこれを賛成いたします。」、

「この件に関しては、もう何年か続けて出ていて採択になっているので、願意妥当ということで採択でよろしいと思います。ぜひ国にも頑張って実行していただきたいという思いです。」

以上のような意見が出されました。

採決について諮ったところ異議がなかったので、採決を行いました。採決の結果、採択することに賛成全員であったため、当委員会では採択と決しました。あわせて、意見書の提出についても決定し、意見書案を審査しました。特に意見なく、請願の意見書を提出することに決定しました。

以上、総務企画常任委員会に付託されました請願の審査結果報告とさせていただきます。

○議長（安原賢一）以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、委員長報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

請願第1号について採決します。

本件に対する委員長報告は「採択」です。

お諮りします。請願第1号 「地方財政の充実・強化に関する請願」について、委員長報告のとおり「採択」とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、請願第1号は採択とすることに決定しました。

次に、陳情第2号について委員長から審査経過の概要について報告を求めます。文教民生常任委員長、大場壯次さん、ご登壇願います。8番、大場さん

○文教民生常任委員長（大場壯次）

議長の命によりまして、令和7年9月定例会議において文教民生常任委員会に付託された、陳情の審査報告を申し上げます。

当委員会は、9月9日、午前9時30分から、第1委員会室において、委員5名、町長、議長、関係課長、職員出席の下開催し、陳情第2号について審査し、「趣旨採択」と決定いたしました。

陳情第2号は、「排泄に課題を抱える障害者に対し、日常生活用具に排泄予測支援機器の追加認

定を求める陳情」で、排泄予測支援機器を日常生活用具等給付事業の給付対象に加えて、負担が少なく購入できるようにして欲しいというものです。

所管から現状等について説明を受けた後、各委員から意見を聞きました。その主な内容ですが、「町の執行部でよく検討し、他の事例、自治体の認定状況を鑑みて総合的に判断してほしい。」、「必要とする方が多いなら対象とするべきだと思うが、町民に何名ぐらいいるか把握できていないことで非常に判断が難しい。」、

「認定すれば県の補助金等がもらえて自己負担が本当に少なくて済むということなので、できれば採択してやればいいと思う。」、

「この機器を今後追加認定していただきて、国や県の補助金が得られながら当事者の方が少しでも楽に生活できるようになればと考えます」などの意見が出されました。

採決について委ねたところ、異議がなかったので、採決を行いました。

採決の結果、「趣旨採択」が2名、「採択」が2名の同数でしたので、委員長裁決により「趣旨採択」に決定しました。

以上、文教民生常任委員会に付託されました陳情審査結果報告とさせていただきます。

○議長（安原賢一）以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、委員長報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

陳情第2号について採決します。

本件に対する委員長報告は「趣旨採択」です。

お諮りします。陳情第2号 「排泄に課題を抱える障害者に対し、日常生活用具に排泄予測支援機器の追加認定を求める陳情」について、委員長報告のとおり「趣旨採択」とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、陳情第2号は「趣旨採択」とすることに決定しました。

○
◎ 日程の追加

○議長（安原賢一）請願第1号の採択に伴いまして、意見書の案が提出されております。

本案をこの際日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（安原賢一）異議なしと認め、追加議案書を配付します。ただいま配付します。

(議会事務局より議案の配付)

○議長（安原賢一）ただいま配付しました議第1号議案を追加日程第1とし、議事日程に加えていただきたいと思います。

◎ 議第1号議案 「地方財政の充実・強化に関する意見書」の提出について

○議長（安原賢一）追加日程第1、議第1号議案について議題とします。

議案を朗読させます。局長

(議第1号議案について、事務局長朗読)

○議長（安原賢一）お諮りします。ただいま朗読しました意見書案につきましては、先ほどの委員長の報告のとおりでありますので、提案理由等を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（安原賢一）異議なしと認め、直ちに採決します。

議第1号議案 「地方財政の充実・強化に関する意見書」の提出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議第1号議案は可決されました。

◎ 議員派遣の件

○議長（安原賢一）日程第6、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しました一覧表のとおり、議員を派遣することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（安原賢一）異議ないと認め、一覧表のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議会規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（安原賢一）異議ないと認め、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○

◎ 散会

○議長（安原賢一）以上で本期定例会議に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、令和7年第1回中之条町議会定例会9月定例会議を散会します。

長時間にわたりお疲れさまでした。

(散会 午前11時19分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 安原 賢一

中之条町議会議員 関 常明

中之条町議会議員 唐沢 清治

中之条町議会議員 福田 弘明